

第2編 震災対策編

第2編 震災対策編 目次

第1章 総則	1
第1節 埼玉県の地震の概要.....	1
第2節 地震被害想定	1
第1 概要	1
第2 想定条件.....	1
1 想定ケース.....	1
2 想定地震.....	1
3 想定地震の断層位置図.....	2
4 活断層による地震動について	2
第3 想定結果.....	3
1 市における被害想定概要	3
第3節 首都直下地震に係る法制度の整備.....	4
第4節 災害対応の方針	4
第5節 市の震災対策の基本的な考え方	4
第1 過去の災害事例の教訓を生かす	4
第2 防災基盤の整備	5
第3 初動体制の重視	5
第4 応援及び受援体制の整備.....	5
第5 行政、事業所、市民等の協力体制の整備と防災意識の向上.....	5
第2章 施策ごとの具体的計画.....	7
第1節 自助、共助による防災力の向上	7
第1 基本方針.....	7
第2 予防・事前対策	7
1 自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）	7
2 自主防災組織の育成強化.....	10
3 民間防火組織の育成強化.....	12
4 消防団の活動体制の充実.....	12
5 事業所等における防災組織等の整備.....	13
6 ボランティア等の活動支援体制の整備.....	16
7 地区防災計画の策定.....	17
第3 応急対策.....	17
1 自助による応急対策の実施.....	17
2 地域による応急対策の実施.....	18
3 事業所による応急対策の実施	19
4 ボランティアとの連携.....	20
5 地域の安全確保への協力	21
第2節 災害に強いまちづくりの推進	22

第1 基本方針	22
1 市内の対応状況	22
第2 予防・事前対策	24
1 防災都市づくり	24
2 耐震化と安全対策の推進	25
3 不燃化等の促進	27
4 オープンスペース等の確保	28
5 地盤災害の予防	28
6 宅地等の安全対策	29
7 土砂災害の予防	30
8 地震火災等の予防	30
9 被災建築物応急危険度判定体制等の整備	31
10 孤立化地域対策	32
第3 応急対策.....	32
1 公共施設等の応急対策.....	32
第4 復旧対策.....	35
1 迅速な災害復旧	35
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	39
第1 基本方針.....	39
1 現況	39
第2 予防・事前対策	40
1 交通関連施設の安全確保.....	40
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備.....	41
3 ライフラインの確保.....	42
第3 応急対策.....	47
1 道路ネットワークの確保.....	47
2 交通規制.....	50
3 交通施設の応急対策.....	53
4 ライフライン施設の応急対策	56
第4 復旧対策.....	62
1 ライフライン施設の早期復旧	62
第4節 応急対応力の強化	66
第1 基本方針.....	66
第2 予防・事前対策	66
1 応急活動体制の整備.....	66
2 防災拠点の整備	68
3 消防力の充実強化	68
4 救急救助体制の整備.....	69

5	相互応援の体制整備等.....	70
第3	応急対策.....	71
1	災害発生直前の未然防止活動.....	71
2	応急活動体制の施行.....	71
3	防災拠点の開設・運営.....	72
4	応急措置.....	72
5	警備活動.....	74
6	消防活動.....	75
7	自衛隊災害派遣.....	78
8	応援要請.....	82
9	応援の受入れ.....	85
第5節	情報収集・伝達体制の整備.....	87
第1	基本方針.....	87
1	防災行政無線.....	87
2	消防無線・移動系.....	87
3	災害時優先電話.....	87
4	インターネット.....	87
第2	予防・事前対策.....	88
1	情報の収集・伝達体制の整備.....	88
第3	応急対策.....	90
1	災害情報の収集・伝達.....	90
2	広報広聴活動.....	104
第6節	医療救護等対策.....	110
第1	基本方針.....	110
1	現況.....	110
2	救急医療機関の指定.....	110
3	災害拠点病院.....	111
4	災害時連携病院.....	112
第2	予防・事前対策.....	112
1	医療救護体制の整備.....	112
2	埋・火葬のための資材、火葬場の確保.....	114
3	防疫活動体制の整備.....	114
第3	応急対策.....	114
1	初動医療体制.....	114
2	栄養指導.....	118
3	遺体の取扱い.....	119
4	衛生管理.....	121
第4	復旧対策.....	122

1	防疫活動	122
2	遺体の埋・火葬	123
第7節	帰宅困難者対策	126
第1	基本方針	126
1	帰宅困難者	126
2	帰宅困難者発生に伴う影響	126
3	県による関係機関との連携	126
第2	予防・事前対策	127
1	帰宅困難者支援体制の整備	127
第3	応急対策	128
1	帰宅困難者への情報提供	128
2	一時滞在施設の開設・運営	129
第4	復旧対策	129
1	帰宅支援	129
第8節	避難対策	131
第1	基本方針	131
1	指定緊急避難場所及び指定避難所の現況	131
第2	予防・事前対策	131
1	避難体制の整備	131
第3	応急対策	134
1	避難の実施	134
2	指定避難所の開設・運営	138
3	広域避難、広域一時滞在	144
第4	復旧対策	145
1	他県（更に遠県）への避難（移送）	145
第9節	災害時の要配慮者対策	146
第1	基本方針	146
1	要配慮者の現況	146
2	災害時の要配慮者に係る定義	146
第2	予防・事前対策	146
1	避難行動要支援者の安全対策	146
2	要配慮者全般の安全対策	149
3	社会福祉施設入所者等の安全対策	152
第3	応急対策	154
1	避難行動要支援者等の避難支援	154
2	避難生活における要配慮者支援	156
3	民間福祉施設への協力要請	157
4	社会福祉施設入所者等の安全確保	157

5 外国人の安全確保	159
第10節 物資供給・輸送対策.....	160
第1 基本方針.....	160
1 物資備蓄の状況	160
2 災害時応援協定	160
第2 予防・事前対策	160
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	160
2 緊急輸送体制の整備.....	164
第3 応急対策.....	165
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	165
2 緊急輸送.....	170
第11節 市民生活の早期再建.....	174
第1 基本方針.....	174
第2 予防・事前対策	174
1 罹災証明書の発行体制の整備	174
2 応急住宅対策	174
3 動物愛護.....	176
4 文教対策.....	176
5 がれき処理等廃棄物対策.....	177
6 被災中小企業支援	178
第3 応急対策.....	179
1 災害救助法の適用	179
2 被災者台帳の作成	183
3 罹災証明書の発行	184
4 がれき処理等廃棄物対策.....	186
5 食品衛生監視.....	190
6 動物愛護.....	190
7 応急住宅対策	191
8 文教対策.....	196
第4 復旧対策.....	202
1 生活再建等の支援	202
第3章 災害復興	209
第1 基本方針.....	209
第2 復興に関する事前の取組の推進	209
第3 市復興対策本部の設置.....	209
第4 復興計画の策定	209
1 復興方針の策定	209

2 復興計画の策定	209
第5 復興事業の実施	209
1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施	209
2 復興事業の実施	210
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	211
第1 基本方針	211
第2 実施計画	211
1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	211
2 市民、企業への呼びかけ	212
3 地震発生後の対応	212
第4-2章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	212-1
第1 基本方針	212-1
第2 実施計画	212-1
1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達	212-1
2 市民、企業への呼びかけ	212-2
3 地震発生後の対応	212-2
第5章 火山噴火降灰対策	213
第1 基本方針	213
第2 実施計画	213
1 富士山が噴火した場合	213
2 その他の近隣の火山が噴火した場合	213
第3 予防・事前対策	214
1 火山噴火に関する知識の普及	214
2 事前対策の検討	214
3 食料、水、生活必需品の備蓄	214
第4 応急対策	215
1 応急活動体制の確立	215
2 情報の収集・伝達	215
3 指定避難所の開設・運営	216
4 医療救護	216
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	216
6 農業者への支援	217
7 降灰の処理	217
8 広域一時滞在	217
9 物価の安定、物資の安定供給	218
第5 復旧対策	218
1 その他復旧対策	218
第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応	219

第1 シビアコンディションを設定する目的	219
第2 シビアコンディションへの対応	219
第3 シビアコンディションの共有と取組の実施	219

第1章 総則

第1節 埼玉県の地震の概要

近年、県下に被害を及ぼした地震被害の記録は、資料編のとおりである。

【資料編】第4 4-3 埼玉県における地震被害

第2節 地震被害想定

第1 概要

埼玉県地震被害想定調査（平成24～25年度）で想定された東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震のうち、行田市域については、関東平野北西縁断層帯地震〔破壊開始点：中央〕で最大の被害が予測されている。

市に最も大きな被害をもたらすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震〔破壊開始点：中央〕が発生した場合を前提に、震災対策を計画する。

第2 想定条件

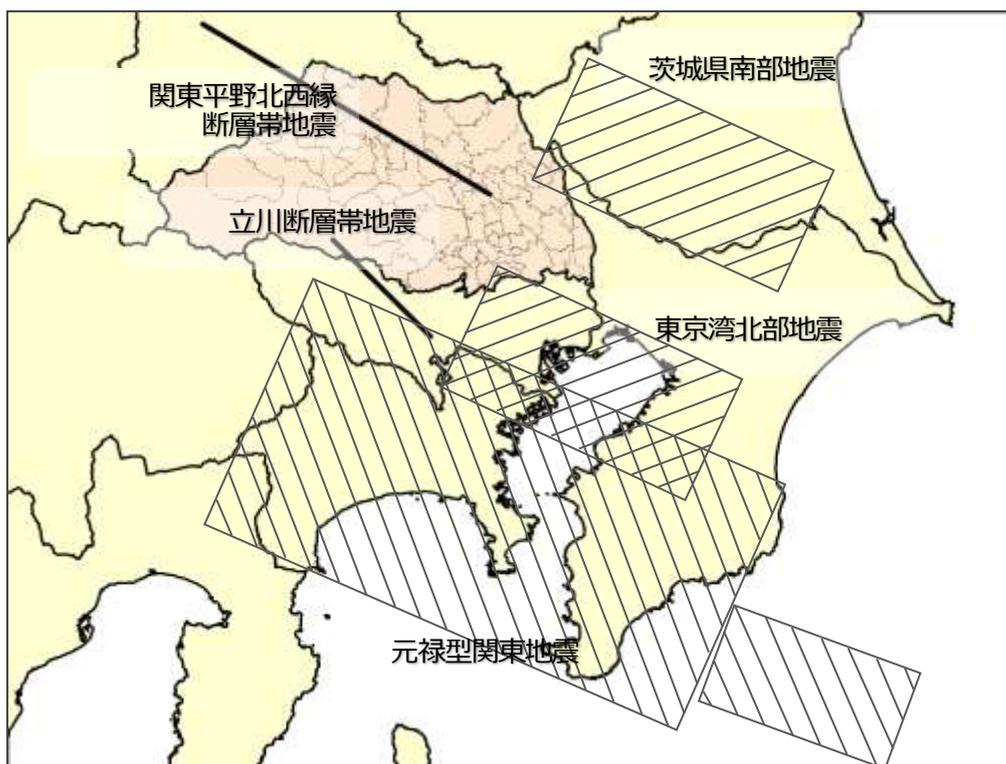
1 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、季節・時刻については3ケース（冬5時、夏12時、冬18時）、風速については2ケース（3m/s、8m/s）を想定している。

2 想定地震

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
活断層型	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震 (箱根ヶ崎断層帯地震)	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2% ※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

3 想定地震の断層位置図



4 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計に当たっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることが考慮され、複数のパターンが想定されている。

関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンが設定されており、関東平野北西縁断層帯については、本市への影響は、中央が破壊開始点のパターンが最も大きくなることが想定されている。



第3 想定結果

1 市における被害想定概要

埼玉県地震被害想定調査の想定結果について、市内における被害の概要は次のとおりである。

項目	条件等	想定地震								
		東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
					破壊開 始点北	破壊開始 点中央	破壊開 始点南	破壊開 始点北	破壊開 始点南	
震度		5強	5強	5弱	6強	7	6強	5強	5弱	
建物被害(棟)	全壊数	0	74	0	797	2,763	1,608	0	0	
	半壊数	4	131	0	3,118	5,190	4,352	0	0	
火災被害 焼失棟数 (風速8m/s)(棟)	冬5時	1	1	1	61	324	120	1	1	
	夏12時	7	7	6	91	396	164	4	3	
	冬18時	17	21	12	279	1,173	512	8	7	
建物被害 による人 的被害	死者(人)	冬5時	0	0	0	46	175	98	0	0
		夏12時	0	0	0	20	75	41	0	0
		冬18時	0	0	0	30	113	63	0	0
	負傷者 (人)	冬5時	1	1	0	526	1,101	808	0	0
		夏12時	1	2	0	302	686	474	0	0
		冬18時	1	1	0	332	718	514	0	0
火災による 人的被害	死者(風速 8m/s)(人)	冬5時	0	0	0	0	4	1	0	0
		夏12時	0	0	0	0	2	1	0	0
		冬18時	0	0	0	1	11	3	0	0
	負傷者(風速 8m/s)(人)	冬5時	0	0	0	2	13	5	0	0
		夏12時	0	0	0	3	13	6	0	0
		冬18時	1	1	0	9	39	17	0	0
避難者 (うち避難所避難者) (冬18時、風速8m/s) (人)	1日後	39 (23)	250 (150)	26 (16)	3,318 (1,991)	10,328 (6,197)	6,016 (3,609)	19 (11)	15 (9)	
	1週間後	45 (23)	251 (125)	26 (13)	4,649 (2,324)	12,320 (6,160)	7,552 (3,776)	19 (9)	15 (8)	
	1か月後	39 (12)	250 (75)	26 (8)	6,378 (1,913)	14,691 (4,407)	9,198 (2,759)	19 (6)	15 (5)	
帰宅困難者(人) ※帰宅困難率：内閣府(2013)	平日 12時	7,447	8,653	4,349	10,083	10,083	10,083	6,555	2,800	
停電被害(冬18時、風速 8m/s)(世帯数)	1日後	12	295	8	3,202	11,030	6,392	6	5	
不通回線被害(冬18時、 風速8m/s)(回線数)		9	14	6	213	772	381	4	3	
都市ガス被害 (供給停止件数)		0	0	0	13,131	13,131	13,131	0	0	
配水管・断水人口(人)	1日後	96	2	0	19,331	31,735	23,247	0	0	
管渠被害・機能支障人口 (人)		6,891	7,400	5,241	13,130	14,698	13,917	3,655	3,232	

第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

市は、国が制定した首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）において、首都直下地震緊急対策区域として指定された。

市は、首都直下地震対策特別措置法第24条第1項に基づき、特定緊急対策事業推進計画を策定することができる。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。

第4節 災害対応の方針

市は、県の調査結果を踏まえ、発生が懸念される地震のうち、市内において最大震度7が想定される「関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点中央」を選定の上、被害想定に基づいた防災対策を計画する。

なお、地震調査研究推進本部地震調査委員会による最新の断層調査においては、深谷断層帯及び綾瀬川断層が構造的な相違によって両断層の過去及び将来の活動様式が異なる可能性を示唆すると考えられている。

しかしながら、断層の分布形態を考慮すると、深谷断層帯及び綾瀬川断層が同時に活動する可能性も否定できないと考えられているため、市内の被害が最も大きいとされる深谷断層帯と綾瀬川断層が同時に活動した際の被害想定を災害対応の方針の軸とする。

以下、深谷断層帯及び綾瀬川断層の活動から生じる地震を、「関東平野北西縁断層帯地震」とする。

第5節 市の震災対策の基本的な考え方

市は、震災に対する国の通知及び県の指導並びに阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓等社会的な背景を真摯に受け止め、将来都市像である「古代から未来へ夢をつなぐまちぎょうだ」を実現するため、都市の安全性の確保と市民の生命・財産を保護することなど、安心して暮らせるまちづくりに努めることが重要と捉え、防災関係機関や市民と一体となって、事前の備え、発災時の対応、速やかな生活再建に積極的に取り組む。

また、総合的な災害対応力を強化するためには、「減災」の考え方を災害対策の基本方針とし、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ることが重要であり、そのためには、防災行政において第一次的な役割を担っている市が安全で安心な地域社会づくりに向けて、その使命を十分果たすことができるよう、今後も各般の施策を展開し防災行政を推進する。

第1 過去の災害事例の教訓を生かす

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は戦後、我が国が初めて経験した大都市直下の地震による大規模災害であり、火災の同時多発、木造密集地での延焼、建物の倒壊、交通網の寸断、ライフライン機能の停止等、都市機能のほぼ全てがまひ状態となり、都市災害に対する問題点とともに防災対策上の様々な問題点が明らかになっている。

また、平成23年に発生した東日本大震災は国内史上最大規模の地震による大災害であり、首都圏での帰宅困難者問題や原子力発電所の放射性物質漏えい事故による県外避難者の受入問題など新たな問題点を

浮き彫りにし、これまでの対策の見直しが必要とされている。

こうした過去に発生した地震災害の特性、実施された対策及びその問題点を把握し、震災対策に反映する。

第2 防災基盤の整備

大規模震災による被害は、他の自然災害よりも複雑で多岐にわたり、社会経済活動全般に大きな混乱をもたらす。被害を最小限に食い止めるためには、都市の防災性の向上を図る都市基盤の整備推進が必要である。

また、首都直下地震等発生により発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などの二次災害のおそれがある。こうした万が一の事態に備え、特に、指定避難所や災害対策の拠点となる公共施設の燃料の多重化、道路・橋りょうなどの公共基盤、水道などのライフラインの耐震性の強化を図るとともに、更に、延焼の防止に配慮した道路整備など、多種多様な観点からの防災に配慮したまちづくりを推進する。

第3 初動体制の重視

阪神・淡路大震災においても、発災後の数時間あるいはその後の数日間程度の初期の段階における対応が被害の拡大を防ぐ上で非常に重要であったことが指摘されている。

このため、職員の初動配備体制、災害情報・被害状況の収集把握、避難措置、道路啓開、応援要請、交通規制等の初動の対応に関する事前の計画策定とそのマニュアル化を図り周知徹底を図る。

また、防災拠点となる施設が機能しない場合を想定した防災応急活動の実施方策、休日・夜間等における職員動員方策等についての検討を行い、初動体制の重視を図る。

第4 応援及び受援体制の整備

阪神・淡路大震災のように都市の中枢部を直撃する激甚災害においては、対策に当たる側の行政機関自体が被災し、一地方公共団体のみで自己完結的に対策を実施することは、困難を極めることが予想される。

したがって、震災時において効果的な応急対策を実施するため、国、県と協力するとともに近隣の市町村のみならず広域的な関係機関との間で、被災者の救援・救護、避難者の受入対策、各種応急対策、復旧対策等人的・物的支援を内容とした相互の応援協定を締結し、実践的な広域応援体制の整備を図る。

また、内部においても、関係機関等の応援を効果的に受入れるための体制整備を推進するとともに、応援及び受援要請等の明確化、マニュアル化等を行い、職員への周知徹底を通じて、実践的な応援及び受援体制の充実を図る。

第5 行政、事業所、市民等の協力体制の整備と防災意識の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、災害発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになった。

そのため、市は、都市の防災化や支援物資の備蓄等の公助だけでなく自治会における自主防災機能の充

実、地域や身近にいる人同士が助け合って救出・救助活動等を行う共助、家具の固定や家庭内における備蓄などの自助による施策・事業を推進する。

また、事業所等における防災体制の整備及び災害ボランティアの活動環境の整備等を通じ、市内の防災体制の強化を図るとともに、防災訓練や防災教育、普及啓発活動を通じて、事業所や市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。

市は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、広報紙などによる防災知識の普及啓発や防災訓練、講座などの機会を通じて市民の防災意識向上を促進する。

第2 予防・事前対策

1 自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）

(1) 取組方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料や日用品の備蓄など平時に備えるとともに、発災時には自らの身の安全を守る行動が重要である。

また、災害時には、救助活動や避難誘導、初期消火に協力するなど防災への寄与に努める。

市は、自助、共助の大切さを、あらゆる機会を通じて啓発する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害に関する各種資料の収集・提供【危機管理課】

(ア) 災害に関する重要記録の情報提供

市は、過去に発生した災害に関する調査結果、映像等の資料を重要記録として収集・整理し、ホームページ等を活用して情報提供を実施する。

(イ) 災害伝承の啓発及び取組支援

市は、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発するほか、災害伝承の取組を支援する。

イ 市民向けの普及・啓発【危機管理課】

(ア) 県防災学習センターの活用

市は、鴻巣市に開設されている県防災学習センターを活用し、市民に対して継続的に防災教育を実施する。

(イ) 普及・啓発資料等の作成配布

市は、災害時に市民が正しい知識と判断をもって行動できるよう、ハザードマップ、防災ガイ

ドブック等を作成、配布する。

(ウ) 防災教育用教材の貸出

市は、防災教育に役立つ映像資料等の整備とその周知を行い、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。

(I) 講演会・研修会の実施

市は、防災に関する講演会・研修会・講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの防災・復興対策についても講演会等を開催する。

(オ) メディアの活用

市は、ホームページ、SNS等を通じて広く市民に対して防災意識の向上を呼びかける。

(カ) 広報紙等の活用

市は、「市報ぎょうだ」等に防災関連記事を掲載して防災知識の普及を図る。

(キ) 緊急地震速報の普及・啓発

市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動についてホームページ、SNS、広報紙等を活用して周知する。

また、防災訓練等のシナリオに緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。
車の運転中	ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(ク) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(ケ) 適切な避難行動に関する普及・啓発

市は、避難の心得や取るべき行動、被害リスクなどを掲載した啓発物を作成し、講座などの機会を通じて適切な避難行動の普及・啓発に努める。

ウ 自助の強化【危機管理課】

(ア) 実践的な訓練の導入

市は、市民及び職員を対象とする訓練に災害図上訓練D I Gや避難所開設・運営訓練H U Gを取り入れ、地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

(イ) 防災意識の向上

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自助の考えに基づき、市及び防災関係機関が実施する防災訓練の参加、災害教訓の伝承などを通じ、防災対策に取り組むよう努めるものとする。

(ウ) 家庭における取組

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭で実施するものとする。

- 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止するものとする。
- 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保するものとする。
- 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。）。特に、食料や日用品などを普段から多めに備蓄し、消費しながら補充することを繰り返す「ローリングストック」を行う。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

(I) 家庭における取組の推進

市は、「家具類の転倒・落下・移動の防止」、「連絡手段の確保」、「食料、飲料水、生活必需品等の備蓄」、「避難時の非常持ち出し品の準備」等の実施について、市民が取組を実施するよう、広報紙、防災ガイドブック等により、継続的な啓発活動を推進する。

(オ) 防災総点検の実施

市は、県が実施する防災総点検について、市民、事業所、学校等に周知するとともに、市も一体となり防災総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認 ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策）
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検 ・地域の危険性の把握
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検 ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

2 自主防災組織の育成強化

(1) 取組方針

市は、自治会を主体とした自主防災組織、複数自治会で構成する自主防災組織の結成促進・育成に努めるとともに、災害に対する地域連帯を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

【自主防災組織の活動内容】

時期	活動内容
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材 (軽可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材 (ジャッキ、バール、のこぎり) 救護用資機材 (救急医療セット、リヤカー) ・地域の把握 (例 危険箇所の把握、要配慮者)
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施 (特に避難行動要支援者の安全確保に留意) ・避難所の運営活動の実施 (例 炊出し、給水、物資の配布、安否確認)

(2) 具体的な取組内容

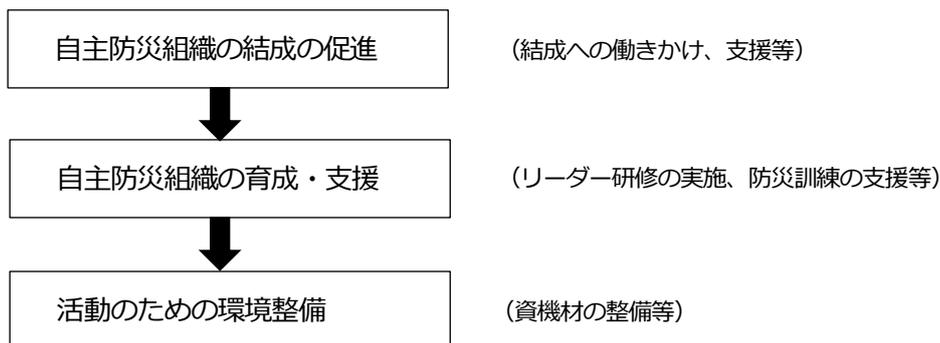
ア 自主防災組織等の組織化の推進【危機管理課】

市内の自主防災組織率は100% (令和6年1月1日現在181団体) であるが、自治会の合併等に合わせて適正な組織化を推進する。

イ 自主防災組織の活動の充実・強化【危機管理課】

市は、市民及び施設の管理者を対象に防災講演会や研修会を開催し、自主防災組織の活動の重要性や役割分担を明確にする「班」を編成することを啓発するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育や訓練について支援を実施する。

また、市は、次のとおり自主防災組織の指導・育成を図る。



ウ 地域における防災士の育成【危機管理課】

市は、自主防災組織の中心的役割を担う防災士を育成し、研修会・講習会を実施することで地域防災力を強化するよう努めるとともに、消防団との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、1組織に複数の防災士を置くことを目指し、女性の防災士の育成にも努める。

工 自主防犯組織の育成【地域活動推進課】

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止及び警察と連携した市民の組織による巡回・警備活動を促進するため、統一意匠パトロール用品の斡旋や情報提供などにより、自主防犯組織を支援する。

オ 自治会・自主防災組織との情報共有【危機管理課】

市は、災害時における被害状況等の情報発信と各地区からの被害状況等の報告が双方向で行われるように、全ての自治会長と登録制メールが送受信できる体制を構築する。

カ 自治会等の災害対応能力の向上【危機管理課】

市は、地域住民の結束力を高めるとともに、災害対応力の向上を図るため、防災訓練をレクリエーションと連動するなど、地域住民の参加を促すイベント等の実施に努める。

3 民間防火組織の育成強化

(1) 取組方針

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、初期消火、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが、災害時の被害を最小限にとどめ、また災害の拡大を防止することにつながる。

(2) 具体的な取組内容

ア 幼年消防クラブの組織づくりと育成強化【消防本部】

市は、防火防災意識の向上と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブの組織づくりと育成強化を図る。

なお、主な活動内容は知識の習得、啓発活動である。

4 消防団の活動体制の充実

(1) 取組方針

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 消防団の活性化と育成【消防本部】

市消防本部は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることに
より、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防

団の活性化とその育成を進める。

イ 消防団協力事業所表示制度の推進【消防本部】

市消防本部では平成23年3月28日から「行田市消防団協力事業所表示制度」を実施しており、消防団員を従業員として雇用している事業所や団体等による社会貢献を広報するとともに、地域防災体制のより一層の充実を図る。

ウ 公務員の消防団員との兼職【消防本部】

市消防本部は、市職員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で市民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、消防団への入団促進を図る。

5 事業所等における防災組織等の整備

(1) 取組方針

令和2年の国勢調査によると、市の昼間人口は常住人口に対し約6,000人少ない。この昼間人口には要配慮者が含まれているため、災害時に市の防災対策に協力できる人数にも自ずと限りが生じる。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民だけでなく、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要となるため、市内に立地する事業所等における防災組織の育成指導を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 事業所等における防災教育

事業所、病院、社会福祉施設、集客施設の施設管理者は、社会的な位置づけを認識し、従業員に対して防災教育や各種訓練を実施するとともに、施設利用者に十分な周知を図るものとする。

市は、事業所向けの防災教育のテキスト、研修マニュアル等を作成し、普及に努め、防災上重要な施設について、防火管理者講習等により各施設の従業員に対する防災教育を推進する。

また、各施設における防火管理者を中心とした啓発活動、訓練向けのPR資料やマニュアルの整備を実施する。

イ 事業所等における防災体制の充実

(ア) 事業所内の防災組織【消防本部】

市消防本部は、各事業所の自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地元地域への貢献という意味からも事業所と協議の上、地域の自衛消防隊として位置づけて、連携を図る。

a 指導方法

- 広報紙などを活用した啓発
- 講習会等の開催
- 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

b 自衛消防隊の活動内容

平時の活動	災害時の活動
①従業員への防災教育の実施	①避難誘導活動
②防災訓練の実施	②負傷者の救助・救出活動
③物資、資器材の備蓄	③出火防止及び初期消火活動
④避難方法等の確認	④地域内での被害情報の収集・伝達及び広報活動
⑤施設及び設備等の点検整備	⑤その他地域活動、防災関係機関の行う応急対策への協力
⑥自主防災組織等との連携・協力	⑥施設の開放

(イ) 不特定多数が出入りする施設の防災組織【消防本部】

市消防本部は、学校、病院及びスーパーマーケット等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(ウ) 事業所の責務（災対法第1章第7条第1項）

事業所は、防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、社会的責務を自覚し、県、市、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、市民の生命の確保に努めるものとする。

(I) 物資等を提供する事業所及び災害応急対策等に係る業務に従事する事業所による推進（災対法第1章第7条第2項）

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー、医療機関等）は、その責務を十分認識し、市及び県が実施する防災に関する施策への協力に努めるものとする。

また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努め、事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進を図るものとする。

(ロ) 防災活動による推進（災対法第1章第7条第3項）

事業所は、食品、飲料水、生活必需物資等の備蓄を図り、事業所防災体制の充実・強化に努めるものとする。また、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するよう努めるものとする。

(カ) 重要情報の確保

事業所は、重要な情報、文書、利用しているシステム等のバックアップを実施するよう努めるものとする。

ウ 危険物施設の防災対策【消防本部】

市消防本部は、危険物施設の管理者に対し、効果的な保安管理を実施するための予防規程等の制

定や防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

工 学校等の防災計画【教育総務課、教育指導課、子ども未来課】

市は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、実態に即した適切な防災計画を策定するよう学校等を指導する。

(7) 防災計画

学校等は、災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の環境に応じた防災計画を作成するものとする。

(1) 防災組織

学校等は、国、県及び市並びに防災関係機関との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織の充実強化を図るものとする。

(2) 防火管理

学校等は、災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期するものとする。

a 日常点検の実施

学校等は、職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検するものとする。

b 定期点検の実施

学校等は、消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯、貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックするものとする。

(I) 防災教育

学校は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、防災教育を行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行うものとする。

a 学校行事としての防災教育

学校は、防災意識の全校的な向上を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、県防災学習センター等防災施設等の見学を実施するものとする。

b 教科等による防災教育

学校は、社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行うものとする。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させるものとする。

c 教職員に対する防災研修

学校は、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図るものとする。

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

(1) 取組方針

大規模災害により、市、県、市民、自主防災組織などでは対応困難な災害が発生した場合には、様々な分野において柔軟できめ細かい対応が可能なボランティアや民間非営利団体（以下「ボランティア等」という。）などによるボランティア活動が必要である。

このため、市は、市社会福祉協議会と連携し、震災時にボランティア等が円滑に活動できるよう、平時から活動環境の整備を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【福祉課】

(ア) 災害ボランティアセンター施設の整備

市は、災害ボランティアセンター設置のための施設を整備する。

(イ) ボランティア団体との協力体制の整備

市は、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、市社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

(ウ) ボランティアの受入体制の整備

市は、災害発生時に被災者の多様なニーズに対応できるボランティアを効果的に受入れるため、受入窓口、受入施設をあらかじめ指定する。

(I) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備等

市は、災害時において災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、市社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティアセンター運営マニュアルを整備する。

イ 災害ボランティア登録制度の周知【福祉課】

市は、県の災害ボランティア登録制度について、ポスター又は広報紙等により周知を図るとともに、災害ボランティア登録の呼びかけを積極的に行う。

なお、災害ボランティアは、炊出し、清掃、救援物資の仕分け等の一般作業を実施するものとする。

7 地区防災計画の策定

(1) 取組方針

市は、地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【危機管理課】

(ア) 市民等による地区防災計画の策定

市民、市内に事業所が所在する事業者等は、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動を地区防災計画として策定し、地区における防災力の向上に努めるものとする。

(イ) 地区防災計画の提案手続

市は、市民等から提案された地区防災計画を受け付け、市と市民等が連携した防災活動について市民等に周知する。

また、市防災会議が必要と認めた場合、市防災計画に地区防災計画を定める。

第3 応急対策

1 自助による応急対策の実施

(1) 取組方針

大規模災害等が発生した場合、市民は、まず身の安全を確保し、事前の備えに基づき、被害を最小限に抑えるよう災害対応に当たる。

(2) 具体的な取組内容

ア 初期消火活動

市民は、家屋内において火災が発生した場合、消火器、水道、風呂水の汲み置き等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

イ 避難時の措置

市民は、避難を行う際に、ガスの元栓の閉鎖等のほか、電気のブレーカーを切り、通電火災及び漏電防止措置を実施するものとする。

ウ 自主防災活動の参加・協力

市民は、隣近所に安否確認、避難等の呼びかけを行い、必要に応じて要配慮者の避難支援を行うものとする。

エ 指定避難所での互譲

市民は、指定避難所に避難した場合、要配慮者に配慮した上で、相互にゆずりあうよう努めるものとする。

オ 防災関係機関が行う防災活動への協力

市民は、道路が渋滞した場合、市及び防災関係機関による消火活動、救出・救護活動等に遅れが生じるため、自動車の利用を控え、原則として徒歩で避難するものとする。

カ 風評の拡散防止

市民は、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、公式ホームページ、広報車等、マスメディアや県、市及び防災関係機関から発信された正しい情報を収集するものとする。

2 地域による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「本編 第2章 第8節 避難対策」及び「本編第2章 第9節 災害時の要配慮者対策」を参照する。

(2) 具体的な取組内容

ア 初期消火の実施

自主防災組織等は、火災が発生した場合、消火器、水道等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

イ 情報の収集・伝達の実施

自主防災組織等は、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、公式ホームページ、広報車等、マスメディアや市及び防災関係機関から発信された災害情報や避難情報等を収集し、市民に伝達するものとする。

ウ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施

自主防災組織等は、市民の安否を確認し、安全を確保できる範囲内において、簡易な救助活動や応急手当を実施するものとする。

エ 集団避難の実施

自主防災組織等は、避難情報が発令された場合や、地域の被害状況から避難の必要がある場合、市民の避難誘導を行うとともに、避難行動要支援者の避難支援を実施するものとする。

オ 避難所の運営活動の実施

自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所の混乱防止に努め、避難所運営の活動に参加するものとする。

カ 消火、救助活動の実施

消防団は、市消防本部と連携して、消火、人命救助、救急活動等を実施するものとする。

3 事業所による応急対策の実施

(1) 取組方針

事業所は、事前の備えに基づき、その所在する地域の一員として共助による防災対応を行うものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 利用者、従業員等の安全確保

事業所の施設管理者は、従業員、施設利用者等の身の安全を確認するものとする。
また、災害発生直後は、従業員が自分自身の安全を守ることを周知徹底するものとする。

イ 被災者等の安否確認

事業所は、地域の自主防災組織と連携して、市民の安否確認を実施するものとする。

ウ 救助隊との協力

事業所は、救助隊が実施する事項について、資機材の貸出、人的支援等により協力するものとする。

エ 救出・救護の実施

事業所は、事業所で保有する資器材等を活用した被災者の救助・救出活動及び応急手当を実施するものとする。

オ 自衛消防隊との連携

市は、市内の被害状況に応じて、事業所等に連絡し、自衛消防隊による救助・救急、消火活動支援を要請する。

事業所等の自衛消防隊は、市の要請を受け、さらなる被害の拡大防止のため、市及び防災関係機関とともに応急対策の実施に努めるものとする。

4 ボランティアとの連携

(1) 取組方針

大規模災害が発生した場合には、市のみで対応することには限界があるため、ボランティア等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア等との連携を積極的に推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市災害ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会に発災後直ちにボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を要請する。

イ 受入窓口の設置

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを行うとともに、派遣ボランティア等の種別、人数等を把握するものとする。

なお、市社会福祉協議会は、ボランティア等の受付を行う場合に「受入日」、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「活動予定期間」を記した「災害ボランティア受入名簿」を作成するとともに、災害ボランティアに対して「災害ボランティア災害保険の概要」を配布するなどして、ボランティア災害保険について周知を図るものとする。

市は、災害ボランティアの受付状況を社会福祉協議会から把握するとともに、「災害ボランティア受入名簿」を送付する。

ウ ボランティアニーズの把握、調整

(ア) ボランティアニーズの調整

各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、福祉課に要請する。

福祉課は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。

なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。

エ 連携体制の確保

(ア) 県等への派遣要請

市のみではボランティアが不足する場合には、活動内容、必要人数等を明らかにして県又は県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

(イ) 関係団体との連携、協力

災害時には、ボランティア活動においても混乱が予想され、統一的で効率の良い活動が可能な

い場合が考えられる。

このため、市は、ボランティア関係団体と密接な連絡調整を行い、効果的なボランティア活動ができるよう支援を実施する。

(ウ) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地及び建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

5 地域の安全確保への協力

(1) 取組方針

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため市及び警察の活動に可能な範囲で協力するものとする。

(2) 具体的な取組内容

自主防犯組織は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、市及び行田警察と連携し、地域の巡回・警備活動を実施するよう努めるものとする。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 基本方針

市は、地震による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的なまちづくりを推進する。

1 市内の対応状況

(1) 公共建築物等の耐震化

ア 市庁舎

市庁舎は、鉄筋コンクリート造の設計基準の2度の改正時期（昭和46年と昭和56年）よりも前の、昭和44年に建設されているが、平成22年12月から平成24年12月にかけて耐震補強工事を行った。

イ 学校施設

学校施設は、昭和56年の新耐震基準以前に建築されたものがあるが、平成9年度から耐震診断を行い、この診断結果に基づき耐震補強工事を行った。

ウ 市営住宅

市営住宅は、昭和34年以前に建築された木造のものや昭和46年以前あるいは昭和56年以前に建築された鉄筋コンクリート造のものがある。

(2) 応急危険度判定員の確保

市は、震災時における避難所危険度判定体制の整備を図るため、職員に応急危険度判定の講習を受講させることで、有資格者を確保している。

(3) 防火地域・準防火地域の指定

市内において、防火地域に指定されている地域はないが、行田市駅前の、中央、忍1丁目・2丁目、宮本、大字若小玉の一部等の地区の54.4haが準防火地域に指定されている。

(4) 屋根不燃化区域の指定

行田市都市計画区域の市街化区域のうち、準防火地域の全部を除く区域が屋根不燃化区域として指定されている。

(5) 土地利用状況

土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※（農地、山林）が57.6%、都市的土地利用※（住宅、商業、工業、公共公益）が42.4%となっている。

(6) 人口集中地区・市街化区域

人口集中地区（D I D地区）は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。

秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域に指定され、その面積は1,168ha（市域の17.3%）となっている。

(7) 道路の整備

都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは40.753km（82.65%）で概成済みは8.557km（17.35%）である。

都市計画道路3・1・1熊谷バイパス（国道17号）と都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは開通済みであり、未改良区間の多い市街地幹線道路についても、順次整備が進められている。

(8) 面整備状況

土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は約31.49%となっている。

また、持田地区周辺には民間事業者により大規模開発された住宅地が多くある。

土地区画整理事業の実施状況は次のとおりである。

事業名	事業期間	施行地区面積 (ha)	計画人口
行田第1(壱里山町)	昭和34年度～昭和37年度	16.5	980
清水町	昭和39年度	10	800
富士見第1工区	昭和39年度～昭和42年度	91.4	650
富士見第2工区	昭和39年度～昭和42年度	31.9	850
富士見第4工区	昭和43年度～昭和45年度	31.6	1,490
蔵場(組合施行)	昭和47年度～昭和49年度	12.4	1,240
門井	昭和46年度～昭和50年度	62.9	4,700
行田駅前	昭和39年度～昭和51年度	6.2	1,500
棚田	昭和50年度～昭和55年度	45.3	3,400
富士見第3工区	昭和60年度～平成2年度	33.2	2,300
長野	平成7年度～平成17年度	26.4	400
計		367.8	18,310

行田市都市計画マスタープラン（平成25年3月）

(9) 都市公園整備状況

都市公園は、街区公園50箇所、近隣公園1箇所、総合公園2箇所、風致公園1箇所、広域公園1箇所

所、都市緑地2箇所及び緑道2箇所を開設している。

第2 予防・事前対策

1 防災都市づくり

(1) 取組方針

阪神・淡路大震災では、木造住宅密集地域の建物倒壊や火災等により、大きな被害が発生した。

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、道路の拡幅や公園等空地の確保等都市基盤の整備、建物の不燃化などで市街地内に延焼遮断空間を確保し、災害に強い都市づくりを推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

(ア) 土地利用の誘導、規制【企画政策課、都市計画課、建築開発課】

市は、土地基本法の基本理念を踏まえ、総合振興計画、都市計画マスタープラン及び都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

(イ) 土地情報の整備【都市計画課】

地震などの自然災害は、人口や都市施設が集積している市街地で発生すると被害が大きくなる危険性がある。自然災害は土地利用の高度化と密接に関係しており、市街地の拡大に伴う土地利用の変化により災害形態や被害の状況が変化する。

このため、市は、地形、地質、地盤、地下水、河川、土地利用の変遷及び災害履歴等の自然災害に関連する情報を収集・整理し、適正かつ安全な土地利用を推進する。

イ 市街地の整備等

(ア) 土地区画整理事業【都市計画課】

市は、良好な市街地空間を形成し防災力の向上を図るため、土地区画整理事業の推進を図るとともに、将来的な公共用地の確保、良質な住宅地の形成、先行的な生活基盤整備を行う。

(イ) 市街地再開発事業【都市計画課】

市は、災害の防止及び都市機能の充実と快適で安全な生活環境の確保のために、地区の特性に応じた市街地再開発事業を計画的に推進する。

(ウ) 都市防災総合推進事業【都市計画課】

市は、市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び市民の防災に対する意識向上を推進する。

(I) 密集市街地の改善及び拡大の防止【都市計画課】

市は、密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開

発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

(イ) 地区計画等の活用【都市計画課】

市は、地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

(カ) 地籍調査の推進【企画政策課、管理課】

市は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査の推進に努める。

ウ 公共土木施設の耐震補強の推進【道路治水課】

市は、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋りょう等の公共土木施設の耐震補強工事を計画的に推進する。

エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】

市は、管理する道路橋 695 橋（令和 3 年 3 月現在）のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう 51 橋を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。

市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5 年に 1 度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。

オ 地震防災緊急事業五箇年計画の事業推進【危機管理課】

市は、県が策定した地震防災緊急事業五箇年計画の地震防災事業を推進する。

カ 防災活動のための公共用地の有効活用【危機管理課】

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄倉庫、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

キ 災害危険度の公表【危機管理課】

市は、地震の揺れによって発生する建物倒壊や液状化の危険度を公表するため、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づいて行田市地震ハザードマップを作成した。

2 耐震化と安全対策の推進

(1) 取組方針

防災上重要となる公共建築物、ライフライン施設、道路、交通施設、河川及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また地震発生時後の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及びその他関係機関は、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防

措置として施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 公共建築物等

(ア) 市有建築物等

a 耐震化対策【建築開発課】

市は、行田市建築物耐震改修促進計画に基づき、防災拠点及び多数の者が利用する施設の速やかな耐震化に努めてきた結果、平成28年度に耐震事業が完了し、耐震化率100%を達成している。

引き続き新築、改築の際に耐震化を図るものとする。

【資料編】 第8 8-3 建築物（市有）の耐震化率

b エレベーターにおける閉じ込め防止対策【各施設の所管課】

市は、エレベーターを設置した建築物について、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備に努める。

(イ) 防災関係機関の建築物等

a 耐震化対策

防災関係機関は、所有又は使用する現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施するものとする。

b エレベーターにおける閉じ込め防止対策

防災関係機関は、エレベーターを設置した建築物について、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備に努める。

イ 一般建築物等

(ア) 耐震化対策【建築開発課】

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務として行うものであるが、市は、行田市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断、耐震改修等の重要性を広く市民、事業所等に対し広報を行うとともに、建築物の耐震性を高めるための助言、指導、支援を行い、市内の一般建築物の耐震性の向上の促進を図る。

(イ) 窓ガラス等の落下・脱落防止対策【建築開発課】

市は、県と連携し、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険防止対策を実施する。

a 落下防止に関する普及・啓発

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。

b 改修等の指導

市は、窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

c 緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握

市は、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。

(ウ) 空き家等の実態把握及び措置【建築開発課】

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められる場合、所有者又は管理者に対して指導、助言及び勧告を行う措置を検討する。

(I) ブロック塀の倒壊防止対策【建築開発課】

市は、管理道路沿道のブロック塀等（れんが塀、石塀を含む。）の地震による倒壊を防止するため、次の事項を実施する。

a 市街地内のブロック塀の実態調査

通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。

b ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く市民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

c ブロック塀の点検・改修等に関する指導

ブロック塀を設置している市民に対し、安全点検を行うよう指導するとともに、aの実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。

(ウ) 自動販売機の転倒防止対策【管理課】

市は、管理道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及に努める。

3 不燃化等の促進

(1) 取組方針

市は、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域又は準防火地域の指定を推進し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 防火・準防火地域の指定【都市計画課】

市は、市街地大火の危険性がある地域を中心に、地域の状況を勘案し、指定地域の拡大に努め、

建築物の不燃化の推進を図る。

4 オープンスペース等の確保

(1) 取組方針

災害時において、道路は市民の避難路、救援物資の輸送ルートになるとともに、救援・救護活動、消防活動等の応急活動においても重要な役割を果たす。また、オープンスペースとして火災の延焼防止機能を有するため、市は、広幅員道路や公園の整備、緑地等の保全等に努める。

(2) 具体的な取組内容

ア 公園の整備【都市計画課】

市は、地震災害時における延焼を防止し、避難地あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を果たす都市公園について、耐震性貯水槽、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、公園の整備に当たっては、公園と隣接する公共施設・空き地等を一体的な整備に努める。

イ 緑地・農地の保全【都市計画課、農政課】

緑地及び農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があり、井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、市は緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

ウ 広幅員道路の整備【都市計画課、道路治水課】

市は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備することで、災害時の道路機能の確保に努める。

また、公園周辺の道路は、緊急車両が通過できる幅員を持つものとし、公園の出入口についても同様に整備する。

5 地盤災害の予防

(1) 取組方針

地震による危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状であるため、土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 液状化対策

(ア) 液状化危険度の公表【危機管理課】

市は、大学や各種研究機関等において実施される液状化現象に関する調査・研究の成果を踏まえ、液状化ハザードマップを作成し、配布などにより広報を実施する。

(イ) 液状化対策の実施等【建築開発課、危機管理課】

市は、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及・啓発を促進する。

6 宅地等の安全対策

(1) 取組方針

市において宅地として人工的に土地の地形改変が行われた箇所は、ほとんど盛土地であり、一部、旧河道等の埋土地が存在するため、災害防止に関する指導を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 宅地造成地の防災対策【建築開発課】

(ア) 災害防止に関する指導等

市は、都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査、当該工事の施工に対する指導・監督及び行田市開発行為等に関する指導要綱において規定されている指導を通じて宅地造成地における災害防止に関する指導を実施する。

(イ) 指導基準

a 人工崖面の安全措置

市は、宅地造成により生じる人工崖面において、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

b 軟弱地盤の改良

市は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

c 盛土地盤の安定措置

市は、盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

(ウ) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市は、県と連携して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

7 土砂災害の予防

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊地等の土砂災害が発生すると思われる地域は、現在、市内には存在しない。

8 地震火災等の予防

(1) 取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらす。

そのため、市は、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 地震に伴う住宅からの出火防止【消防本部、危機管理課】

(ア) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

市及び市消防本部は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報媒体等を通じて、一般家庭に対し次の事項等の出火防止に関する啓発を行う。

- 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- 火気器具周囲に可燃物を置かないこと、ストーブ上で洗濯物の乾燥を行わないこと等の徹底
- 過熱防止機能の付いたガス器具、対震自動ガス遮断装置、灯油ストーブ等への対震自動消火装置等の一層の普及及びこれらの器具の点検、整備等の管理の徹底
- 感震ブレーカーの設置の推進や避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- カーテン、じゅうたん、寝具類の防災製品の普及
- 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発

(イ) 化学薬品からの出火防止

市は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火防止ため、次の事項について実施するよう指導する。

- 混合混触発火性物品の分離保管
- 出火源となる火気器具等から離れた場所での引火性化学薬品の保管
- 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒防止措置
- 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
- 初期消火用資器材の整備

また、取扱要領の作成や管理責任者の選任を指導し、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

イ 初期消火体制の充実強化【消防本部】

(ア) 市民の初期消火力の強化

地震発生時に火災の同時多発が予想され、地域の自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、市は、地震時に有効に自主防災体制が機能するよう、組織と活動力の一層の向上を図る。

また、市民に対し防火用水、消火器等の初期消火設備の器具の取扱い方法や街角消火器の取扱い方等を指導し、風呂水の汲み置き等を奨励するなど初期消火力を高め、市民、消防本部、消防団等が一体となった地震火災発生防止のための活動体制を確立する。

(イ) 事業所の初期消火力の強化

事業所は、地震発生時に独自で行動できるよう、自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のため、平時から地震発生時における初期消火等について具体的な対策計画を作成するものとする。

(ウ) 市民と事業所の連携

市は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

ウ 危険物等関連施設の安全化【消防本部】

市消防本部は、危険物等関連施設の安全確保のため、法令基準の適用を受けない小規模施設等を含め、実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

毒物劇物取扱施設、高圧ガス施設及び火薬類施設の安全確保については、県を通じて普及啓発を図る。

9 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

(1) 取組方針

市は、被災した公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるよう実施体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災建築物応急危険度判定体制等の整備【建築開発課】

市は、地震災害発生時に応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、次の事項を実施する。

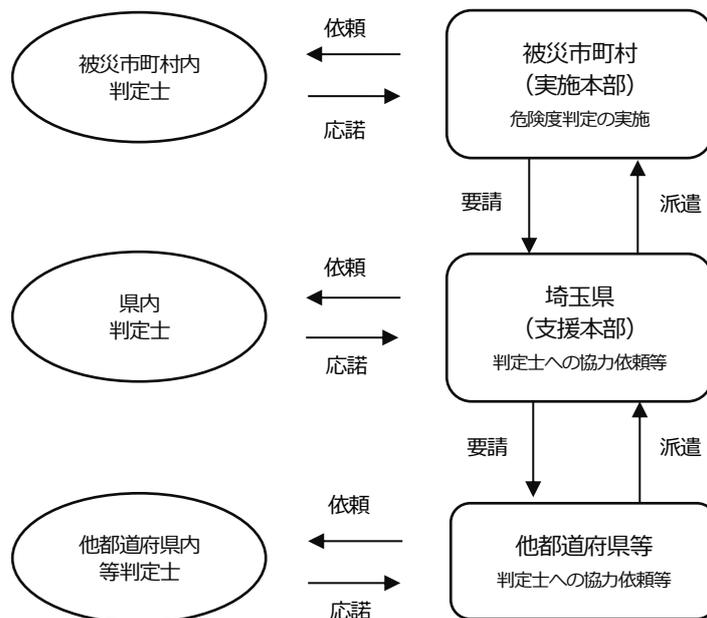
また、判定士ネットワークの構築や判定要綱の制定などを行うよう努める。

○応急危険度判定体制の確立（市・県）

○応急危険度判定支援体制の確立（市）

○応急危険度判定に関する普及、啓発（市・県）

【危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



10 孤立化地域対策

道路の閉塞などによる孤立化が発生すると思われる地域は、現在、市内には存在しない。

第3 応急対策

1 公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

市は、応急対策活動上重要な公共建築物、また地震災害により大きな被害を与えるおそれのある危険物施設等について、応急措置により二次災害を防止し、また適切な指導により施設等の被害を最小限にとどめる。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

(2) 具体的な取組内容

ア 公共建築物

(ア) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

a 施設の被害状況調査の実施

地震発生後、施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、調査結果を市災害対策本部に報告する。

b 応急危険度判定の実施

(a)必要施設の把握

市長は、判定実施本部の設置を指示し、各施設管理者からの報告、被災状況、避難状況等を勘案して、応急危険度判定を必要とする施設を把握し、応急危険度判定の実施順位を定めるとともに、応急危険度判定士を確保する。

なお、応急危険度判定士、資器材等の確保が困難である場合は、判定実施本部を通じて県判定支援本部に要請する。

(b)応急危険度判定の実施

判定実施本部は、災害対策本部と連携し、二次災害が発生するおそれがある施設について応急危険度判定を実施し、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性を確認し、使用の可能性について判断を行う。

c 被災宅地危険度判定の実施

(a)必要施設の把握

市は、被災の全般的な状況、判定を必要とする対象宅地の想定数、動員できる職員数や宅地判定士の数等を勘案して被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

なお、宅地判定士、資器材等の確保が困難である場合は、判定実施本部を通じて県判定支援本部に要請する。

(b)判定実施計画の作成

判定実施本部は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を作成し、市災害対策本部に報告する。

(c)被災宅地危険度判定の実施

判定実施本部は、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の軽減及び防止、市民の安全確保等を行う。

(d)判定結果の報告等

判定実施本部は、判定結果から特に注意を要する被災宅地等の有無及び被災宅地状況を把握し、必要に応じて現地の再調査等を検討する。

また、宅地判定のみでは対処が困難な場合は、市と協議し、適切な措置を実施する。

(1) 被災度区分判定調査

市は、必要に応じて、応急危険度判定が実施された後等に震災建築物の復旧を目的として震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し継続使用するための復旧の要否を判定するために被災度区分判定を実施する。

(2) 応急措置等の実施

市は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、応急修理や倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や避難対策等の適切な応急措置を実施するなど、二次災害の防止に努める。

なお、二次災害防止のための応急措置を実施するに当たり、人員や資器材が不足している場合

は、県に支援要請を行う。

イ その他公共施設等

(7) 不特定多数の人が利用する公共施設

不特定多数の人が利用する公共施設の施設管理者は、施設利用者等を身の安全を確保できる場所に誘導するものとする。

市は、再開計画を作成するよう施設管理者を指導し、市民の生活環境の確保に努める。

(1) 畜産施設等

a 被害状況の調査等

市は、農業対策班により、地震が発生した場合、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

b 家畜伝染病発生時の措置

市は、地震災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

c 飼料対策

畜産農家は、災害時において手持飼料が流出し、また供給機関からの供給が途絶えた場合には、市に飼料の確保を要請するものとする。

市は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を実施する。

(7) 医療救護活動施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(I) 社会福祉施設

a 被害状況の調査等

社会福祉施設の施設管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保するものとする。

社会福祉施設の施設管理者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定するものとする。

b 関係機関への要請

施設単独での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請するものとする。

被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保するものとする。

ウ 危険物等関連施設

市消防本部は、施設管理者に「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第2 危険物等災害応急対策 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

エ 毒物劇物等の施設

市は、県と連携して、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を把握する。

連絡を受けた市消防本部は、県、市、行田警察署等関係機関と連携をとりながら二次災害の発生を防止するため、次の応急措置を講ずる。

- 負傷者等に対する救助救出
- 汚染区域への立入禁止区域の設定
- 避難指示等の実施
- 中和剤等による毒物劇物の除害措置

第4 復旧対策

1 迅速な災害復旧

(1) 取組方針

市は、地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を策定し、迅速にその実施を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度の災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

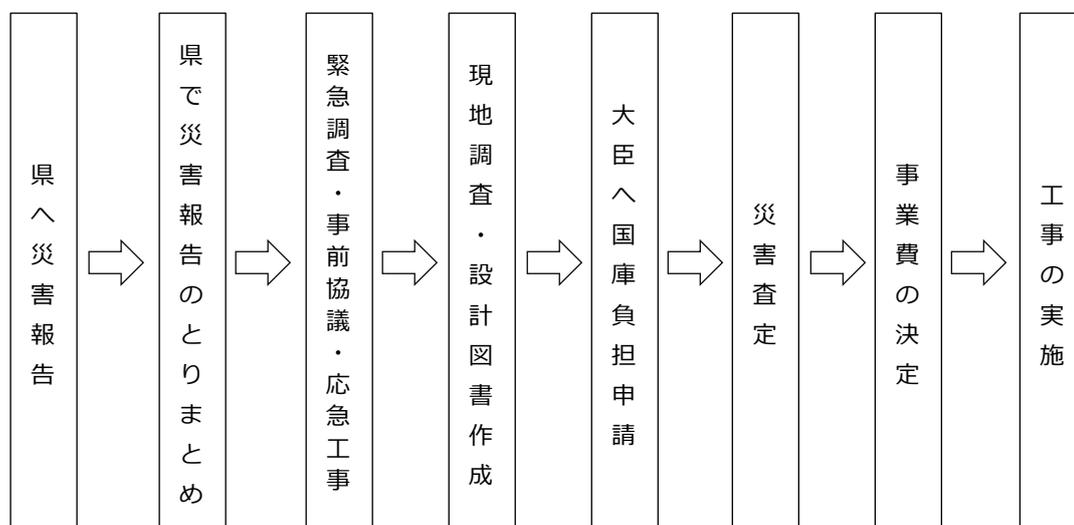
災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画

○復旧上必要な金融その他の資金計画

○その他の計画

【公共土木施設災害復旧取扱い手続】



イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を策定して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(ア) 法律に基づく財政援助措置

国が法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する財政援助根拠法令は、次のとおりである。

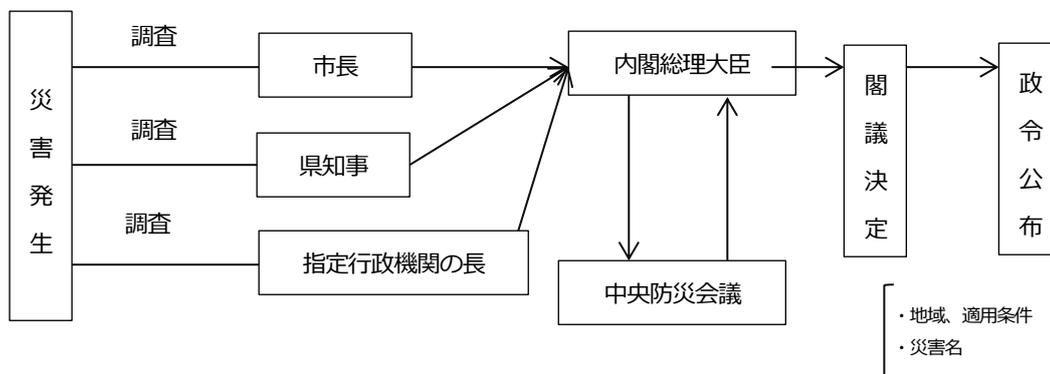
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

(イ) 激甚災害に係る財政援助措置

市は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、災害の状況を速やかに調査、把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、

公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

【激甚災害の指定手順】



(7) 財政援助措置の対象

a 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障がい者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

b 農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

c 中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

d その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 日本私学振興財団の業務の特例
- 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(I) 激甚災害に関する調査

市は、県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ 災害復旧事業の実施

市は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を実施する。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、関係機関と連携して災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

災害による人的被害を最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

1 現況

(1) 電気施設

市内では、「行田ソーラーウェイ」として太陽光発電所が1箇所あり、出力約2.4MW（一般家庭の約720世帯分）に相当する規模である。

(2) ガス施設（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））

ガス施設・工作物等は、ガス事業法等の法規制に準拠して設計、施工している。

新設の低圧導管については、地震による損傷を最小限に抑えるポリエチレン管を採用している。

ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

また、需要家に対しても引込管ガス遮断装置を取付けており、更にガスメーターの入側には全てメーターガス栓が取付けられている。

(3) 水道施設

浄水場が2箇所、配水場が3箇所、取水施設が14箇所あり、このほか市内には埼玉県行田浄水場があり、水源は井戸水と県水を併用している。

なお、水道給水等の普及状況は、資料編のとおりである。

【資料編】第8 8-6 水道給水普及状況等

【資料編】第8 8-7 導・配水管の管種別布設状況

(4) 下水道施設

市の下水道事業は、昭和25年に単独公共下水道事業認可を受け事業に着手したが、昭和49年度「荒川左岸北部流域下水道事業」の発足に伴い、昭和62年に荒川左岸北部流域関連公共下水道事業として今に至っている。

下水の排除方式は、元荒川第10処理分区内の合流区域を除いて全て分流式を採用している。

なお、下水道の普及状況は、資料編のとおりである。

【資料編】第8 8-8 下水道普及状況

(5) 鉄道・バスの現況

市内ではJR高崎線と秩父鉄道の2路線が乗り入れており、駅別の乗客数はJR行田駅が最も多い。

路線バスは、市内～吹上駅間、南河原及び北河原地区～熊谷駅間を運行している。

市内循環バスは、観光拠点循環コースをはじめ、市内循環バス6系統が市内各所を結んでいる。

第2 予防・事前対策

1 交通関連施設の安全確保

(1) 取組方針

市は、交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保、道路、鉄道施設の耐震性向上を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 道路の震災予防対策

(ア) 橋りょうの耐震補強【道路治水課】

市は、阪神淡路大震災を受けて大きく耐震基準が改正された平成8年以前の耐震基準により建設された橋りょうのうち、跨道、跨線橋や長大河川橋を中心に、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

また、震災時における避難、救援・救護、応急・復旧活動等に支障のないよう、市で管理している橋りょうの耐震診断を計画的に実施するとともに、その結果を踏まえて補強、架替等の整備を推進する。

(イ) 道路の整備

a 都市計画道路【都市計画課】

市は、現在整備中の都市計画道路について、事業の早期完了に向け整備の推進を図る。また、未整備路線については、関係機関との調整を進め計画的に整備促進を図る。

【資料編】第5 5-4 都市計画道路整備状況一覧

b 道路の拡幅及び改善【道路治水課】

市は、災害時に市民が安全に避難できるよう、また消防活動等に支障を来さないよう、市街地における狭隘道路や行き止まり道路の計画的な拡幅及び改善を図る。また、道路の拡幅及び改善を行うに当たっては、避難路沿道には、延焼遮断効果があり、また落下物の緩衝帯となる常緑樹の植樹を推進する。

c 広域幹線道路網の充実【道路治水課】

市は、高速道路や圏央道のインターチェンジへのアクセス強化等を図るため、広域幹線道路の整備を促進するよう努める。

イ 交通関連施設の震災予防対策

(ア) 東日本旅客鉄道(株)高崎支社

a 施設の現状

線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。

耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

b 事業計画

防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

震災予防対策は、鋭意施工中であり、更に当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応するものとする。

また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応するものとする。

(1) 秩父鉄道(株)

a 計画方針

鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設ごとに、万全の予防措置を講ずるものとする。

b 事業計画

○日常の巡回検査に、更に年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の対策に備えるものとする。

○橋りょう、落石等の要注意箇所は、必要に応じて現地調査の上、防護工事を実施するものとする。

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1) 取組方針

各防災拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 緊急輸送道路の指定

(ア) 県指定緊急輸送道路の指定

県は、陸路、水路及び空路を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準により緊急輸送道路を指定するものとする。

a 第1次特定緊急輸送道路

選定基準をもとに、消火活動や人命救助を最優先として、高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路とする。

b 第1次緊急輸送道路

地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線とする。

c 第2次緊急輸送道路

地域内の防災拠点などを連絡する路線とする。

なお、市内における県指定緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

【資料編】第6 6-8 県指定緊急輸送道路（市内）

(イ) 市指定緊急輸送道路の選定【危機管理課】

市は、あらかじめ関係機関と協議して、県指定緊急輸送道路と、市役所、指定避難所、臨時ヘリポート、救援物資集積場所などの防災拠点を結ぶ市道を市の指定緊急輸送道路に選定する。

イ 緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、国及び県と連携し緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(ア) 県指定の緊急輸送道路に対する取組

a 緊急輸送道路の耐震強化【道路治水課】

市は、県指定の緊急輸送道路の道路管理者に当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請する。

b 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進【都市計画課、建築開発課】

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進する。

c 下水道のマンホールの対策【下水道課】

市は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進する。

(イ) 市指定の緊急輸送道路に対する取組【道路治水課】

市は、市の緊急輸送道路に選定した市道の拡幅、耐震強化の整備を推進する。

ウ 応急復旧資機材の整備【道路治水課】

市は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、行田県土整備事務所及び市内建設業者との連絡体制及び協力体制の整備を図る。

3 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなどライフライン機能の確保に向けた取組を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策 【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

電気施設は、以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。

地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、更に従来からの経験を生かして万全の予防措置を講ずるものとする。

【耐震設計基準】

施設		耐震設計基準
変電設備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

イ ガス施設の震災予防対策

(ア) 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)

a 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努めるものとする。

(a) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(b) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

b ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずるものとする。

(a) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の高上げによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。また、風水害の発生が予想される場

合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(b)ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

c 非常用設備の整備

(a)連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備するものとする。

(b)コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備するものとする。

(c)自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備するものとする。

(d)防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずるものとする。

d ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図るものとする。

また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検するものとする。

(イ) 一般社団法人埼玉県LPガス協会行田支部

a LPガス販売事業所内における安全点検

(a)事務所等の耐震性の向上

LPガス販売事業者は、事務所が地震により倒壊等の危険がないかどうか耐震性の評価を受け、必要に応じて耐震性の向上を図るとともに、事務所内の備品類の転倒防止策を講ずるものとする。

(b)新築又は増改築する場合の耐震性の配慮

LPガス販売事業者は、事務所を新築又は増改築する際には、耐震性に十分配慮した構造とする。

(c) 容器置場内の容器の転倒防止措置

L Pガス販売事業者は、容器置場内の容器の転倒防止措置を講ずるものとする。

(d) 容器置場の耐震性の確認

L Pガス販売事業者は、容器置場の耐震性の確認を行うものとする。

ウ 上水道施設の震災予防対策【水道課】

市は、継手部の伸縮性の向上、溶接化等配水管の整備、取替及び施設の耐震強化計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施するとともに、指定避難所等公共施設への震災対策用貯水施設の設置や緊急遮断弁未設置配水池への緊急遮断弁設置等を検討する。

エ 廃棄物処理施設の震災予防対策【環境課、粗大ごみ処理場】

市は、一般廃棄物処理施設である粗大ごみ処理場及び環境センターの点検、維持補修に努めるとともに、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

また、小針クリーンセンターの修繕、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検の手引等の策定について彩北広域清掃組合と協議する。

オ 下水道施設の震災予防対策【下水道課】

(ア) 公共下水道

a 計画区域の整備

公共下水道は、河川・水路などの水質を保全し、市民が快適で文化的な生活を営むために欠くことのできない重要な施設であることから、効率的、計画的に整備を推進する。

また、雨水排水については、道路側溝等の整備を含め、治水事業等との整合を図りながら整備を推進する。

b 施設の整備強化

市は、下水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備補強の施策を実施する。

また、既存施設の耐震診断等を行い、その調査結果に基づき順次計画的に耐震化事業を推進する。

c 災害時の業者との連携強化

市は、災害時に迅速な復旧体制が構築できるように、平時から災害時の連携体制について市下水道排水設備指定工事店と協議する。

【資料編】第3 3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧

(イ) 浄化槽【環境課】

a 市民への周知

市は、市民に浄化槽の適正な管理及び災害時の使用上の注意について記載した資料を配布し、周知を図るよう努める。

b 浄化槽管理台帳の整備

市は、災害時におけるし尿処理を円滑に実施するため、あらかじめ浄化槽管理台帳を整備するよう努める。

c 関係業者との協定締結

市は、災害時における浄化槽の被害状況の把握や、応急処置・復旧への協力等に関する協定を浄化槽清掃業者と締結するよう努める。

カ 通信設備の震災予防対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

(7) 通信設備の安全対策

a 建物

過去の地震を参考に、今後想定される地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。

b 建物内設備

建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。

災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されている。

c 建物外設備

○地下ケーブル：耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容している。マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。

○橋りょう添加ケーブル：二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。

○架空ケーブル：隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。

○NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進めるものとする。

○公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進するものとする。

○通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供するものとする。

○市町村指定の指定避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供するものとする。

d 移動用無線

○通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。

- その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。
- 衛星携帯電話等の市町村等への貸出しによる通信確保の準備。

e 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を図るものとする。

(1) 平時の取組

防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を推進し、平時から災害復旧用資材を確保するものとする。

災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平時から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施するものとする。

- 発災時初動立ち上げ訓練
- 気象に関する情報伝達訓練
- 災害時における通信疎通訓練
- 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- 消防及び水防の訓練
- 避難及び救助訓練

キ ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（市庁舎、医療施設、指定避難所、社会福祉施設等）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定めるものとする。

第3 応急対策

1 道路ネットワークの確保

(1) 取組方針

市は、震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害情報を的確に把握し、応急復旧を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 道路被害状況の把握及び伝達

(ア) 道路被害状況の把握

地震発生時には、道路、橋りょう等の損壊、決壊等のほか、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱することが予測され、被災者の救援・救護活動はもとより救援物資の輸送などにも支障が生じるおそれがあるため、道路の被害状況を把握する。

a 土木対策班による調査

地震が発生した際には、土木対策班は、速やかに市内の緊急輸送道路、緊急交通路、避難路に指定している路線の被害、道路上の障害物の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握する。

この際、国道又は県道に被害が発生している場合、障害物が堆積し通行不能となっている場合、又は国、県の管理河川に障害物が滞留し水害のおそれがある場合には、各管理者に連絡し、応急復旧、障害物の除去を要請する等の措置をとる。

また、水道、電気、ガス、電話等、道路占用工作物等に被害が発生していた場合には、当該道路占用工作物管理者に通報するとともに、行田警察署、市消防本部に連絡する。

【対象と連絡先】

区分	対象	通報先	電話番号
道路	国道 17 号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048—532—3680
	国道 125 号・県道	行田県土整備事務所	〃 554—5211
河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480—52—3952
		〃 川俣出張所	048—563—1992
	荒川	荒川上流河川事務所	049—246—6371
		〃 熊谷出張所	048—522—0612
	福川 星川 忍川	行田県土整備事務所	〃 554—5211
	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540—8200
熊谷県土整備事務所		〃 533—8778	
水路	武蔵水路	水資源機構利根導水総合管理所	〃 557—1501
	見沼代用水	見沼代用水土地改良区	0480—85—9100

(1) 道路被害の情報収集及び伝達

a 関係機関からの情報収集

市は、行田県土整備事務所、大宮国道事務所熊谷国道出張所、市消防本部、行田警察署と連携して道路の被害状況を把握する。

なお、行田警察署からは、交通規制状況についての情報も収集する。

b 参集職員からの情報収集

市は、参集した職員から道路の被害状況を収集し、車両等の通行可能状況を把握する。

c ヘリコプターによる道路被害調査

市は、被害の状況等から、ヘリコプターによる調査が有効と判断した場合、埼玉県防災ヘリコプター応援協定等に基づきヘリコプターによる道路の被害調査を県に要請する。

d 市民への広報

市は、市民に被害情報や二次災害の注意を呼びかけるとともに、道路及び道路占有施設の被害を発見した場合には、速やかに市及び警察等の防災関係機関に通報するよう、防災行政無線放送により広報を実施する。

e 県への報告

市は、通行上の支障箇所を発見した場合、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告する。

イ 道路施設の応急対策

市は、災害による道路等の損壊などにより交通途絶した場合、次のとおり応急対策を実施することで、交通の確保に努める。

- 通行が危険な路線、区間については行田警察署に通報するとともに交通止め等の措置
- 道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止め
- 道路上の障害物の除去

【各道路管理者による応急対策の方法】

被害の程度	実施内容
比較的僅少な被害の場合	道路の破損、流失、埋没並びに橋りょうの損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋りょうの応急修繕、トンネルの修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
長期の時間を要する場合	応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
被害が広範囲、交通途絶の状態に立ち至った場合	道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
復旧検討	被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
大雪時	大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

ウ 緊急輸送道路の応急復旧作業

市は、次のとおり緊急輸送道路の応急復旧作業を実施する。

(ア) 事前協議

市は、道路の効率的な応急復旧を行うため、行田警察署、他の道路管理者、市内建設業者等と次の事項について事前協議を実施する。

- 復旧区間
- 復旧する車線数
- 復旧作業の相互応援
- 協力建設業者への復旧要請の手順等

(イ) 応急復旧作業

市は、県及び道路管理者と連携して道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を実施する。

a 応急復旧作業順位の決定

市は、道路の被害状況に基づき、市指定緊急輸送道路を優先して啓開するものとするが、啓開に当たっては、行田警察署、他の道路管理者と調整の上、応急復旧順位を設定する。

b 応急復旧作業の実施

応急復旧作業順位に基づき、道路の緊急度に応じて応急復旧作業を実施する。このうち、破損、倒壊等による道路上の障害物の除去については、行田警察署、自衛隊、消防機関及び道路占用工作物管理者等の協力を得て行き交通確保に努める。

c 障害物の集積所

除去した障害物の集積所は、災害発生場所の近くの公園等の市有地に設置する。

被災地域の近くに適当な市有地がないときは、民有地を使用するものとするが、この場合においては、所有者との間に補償契約を締結する。

d 交通規制の実施

市及び防災関係機関は、道路の損壊、決壊その他の事由により市道の通行が危険であると認められる場合、道路法第46条第1項の規定に基づき、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

なお、交通規制の詳述については、「第2章 第3節 第3 2 交通規制」に定める。

(7) 放置車両対策

市及びその他の道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を実施する。

工 応急復旧、交通規制状況の広報

市は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問合せ等に対する確かな情報伝達を行うとともに、ホームページ、SNS等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

2 交通規制

(1) 取組方針

災害発生後、必要に応じて災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を実施する。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 交通規制時の車両運転者のとるべき措置

災害対策基本法第76条の3に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区

域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

○速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

○速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

イ 大地震発生時の交通規制

(ア) 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施するものとする。

(イ) 路線規制及び地域規制の実施

警察署長は、被災状況等から新たに必要となった交通規制並びに警察本部長において必要と認めた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施するものとする。

(ロ) 緊急通行車両等の確認

行田警察署は、緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付を実施するものとする。

【資料編】第1 1-9 緊急通行車両等の確認事務処理要領

ウ 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制の主体者は、交通規制を実施した場合は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を通報・連絡する。解除の場合も同様とする。

エ 直下型地震に対応する交通規制

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、「イ 大地震発生時の交通規制の内容」に準じて実施する。

オ 被災地内の交通規制

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、次のとおり交通規制を実施する。

交通規制の主体	実施内容
警察署長 (道路交通法第5条)	<p>警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行うものとする。</p>
警察官 (道路交通法第6条第2項、第3項、第4項)	<p>a 道路交通法第6条第2項同条第3項に基づく交通規制</p> <p>警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。</p>
警察官 (道路交通法第6条第4項)	<p>警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。</p> <p>警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努めるものとする。</p>
自衛官 (災対法第76条の3)	<p>警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。</p>
消防吏員 (災対法第76条の3)	<p>警察官がその場にいない場合で、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、車両等の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p>
市 (道路法第46条)	<p>警察官がその場にいない場合で、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、車両等の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p>
	<p>市の管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等により誘導して一般交通に支障のないよう努める。</p> <p>また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合、現場指揮のため職員又は消防職員を派遣する。</p> <p>交通規制を実施したときは、警察署長に禁止、制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。</p> <p>また、交通規制を実施することにより、隣接市町村の交通に影響を及ぼす可能性のあるときは、当該市町村長に規制の内容を通知する。</p>

カ 交通規制に関する情報共有

市及びその他の道路管理者は、交通規制を行ったときは、県に報告する。

キ 交通規制に関する市民等への広報

市は、交通規制を実施した場合、交通規制の実施内容を、関係道路の主要交差点へ標示し、関係機関へ連絡する。

また、速やかに防災行政無線、広報車等により市民に対し広報を行い、緊急車両等の通行や交通緩和に協力を要請する。

3 交通施設の応急対策

(1) 取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

(2) 具体的な取組内容

ア 鉄道施設の応急対策

(ア) 東日本旅客鉄道(株)高崎支社

a 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力を挙げて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

b 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処するものとする。

c 運転規制

○地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

- ・12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除するものとする。
- ・6カイン以上12カイン未満の場合、時速25km以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除するものとする。
- ・6カイン未満の場合、特に運転規制は行わないものとする。

※カイン (Kine) は、速度の単位。1カイン = 1cm/秒

○列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施するものとする。

- ・迂回又は折り返し運転
- ・バス代行又は徒歩連絡
- ・臨時列車の特発

d 大地震（震度6弱以上）発生時の対応

震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、高崎支社、各地区指導センター及び各駅、箇所直ちに対策本部を設置するものとする。

各地区指導センター（埼玉県では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告するものとする。

本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣するものとする。

(1) 秩父鉄道(株)

a 基本方針

震災発生の場合は、防災規程及び運転事故復旧対策規程に基づき、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧に当たるものとする。

b 応急体制

(a)通信連絡体制

運転指令所と各駅は指令電話により連絡する。各駅長は各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合、事故速報の伝達経路に従い関係者に速報するものとする。

(b)列車運転体制

運転指令所は強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階級により以下の取扱いをするものとする。

震度5弱以上のときは、保線係員の点検終了まで運転を中止するものとする。

震度4の場合は、時速25km以下での運転を指示するものとする。ただし、指定点検箇所は保線係員が点検の上異常のないことを確かめるまで列車を進入させないものとする。

(c)応急復旧体制

防災規程及び運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準によるものとする。

イ バス施設の応急対策 【朝日自動車(株) 加須営業所、国際十王交通(株)熊谷営業所】

大地震が発生した場合、旅客の安全及び二次災害の回避を図るための処置基準は、次によるものとする。

(ア) 運行管理者の処置

運行管理者は、状況に応じて次の事項について、迅速かつ適切な処置を講ずるものとする。

a 地震に関する情報の収集整理

情報の収集は、テレビ、ラジオ及び電話による気象ニュース又は関係機関の広報等により、迅速かつ的確に掌握し、これを整理するものとする。

b 運行制限の判断及び指示

地震の規模については、情報によるほか、「地震震度階級表」により判断し、状況に応じて運

行制限、旅客の安全等必要な処置について適切に指示するものとする。

(1) 乗務員の処置

運行中乗務員は大地震が発生したと判断された場合、状況により運行管理者の指示によるほか、旅客の安全を第一に他の交通に支障をきたさぬよう次の処置を講ずるものとする。

a 地震の判断

- 突然ハンドルをとられる等走行に異常がみられ、建物・電柱・立木が異常にゆれる。
- 歩行者に異常がみられる。
- 建物から人が飛び出す。
- 看板・屋根瓦等が落下する。

b 運転の中止

乗務員は地震を感知した場合、直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させ、エンジンを止め旅客に対し、冷静に状況を知らせるものとする。

c 停車

停車する場合は、他の交通に注意し、次の場所は避けるものとする。

- 交差点・橋の上又は下・トンネル内・急坂・危険性ある路肩
- くずれやすい建物付近の交通ふくそう箇所
- 電柱・塀ぎわ・高圧線の下
- ガソリンスタンド・高圧ガス貯蔵所付近
- 消防水利（消火栓、防火水槽、消防井戸）の付近
- 浸水の危険のある所

d 旅客の避難誘導

状況により、旅客の避難誘導が必要であると判断されるときは、次によるものとする。

- 避難誘導は、旅客に混乱をきたさぬよう、冷静沈着かつ機敏に行う。
- 指定緊急避難場所は、原則として駐車場所から最寄りの場所とする。
- 誘導は、負傷者・高齢者・子供等を優先する。
- 夜間にあつては、車両備付の非常用電灯を携帯する。
- 警察官等の指示があるときは、それに従い行動する。また、誤った情報・流言に惑わされない。

e 旅客の救護

旅客に死傷者を生じた場合は、最寄りの病院に収容又は安全な場所に移すなど、最善の処置を講じ、救護に努めるものとする。

f 車両の放置

避難のため、やむを得ず車両を離れるときは、エンジンキーは車両につけたままとし、状況により窓及び乗降口扉を閉め、金庫・検査証書等を持ち出すものとする。

g 営業所・出張所への連絡

運行・被害状況について、電話・その他の方法で可能な限り報告し、指示を受けるものとする。

る。

4 ライフライン施設の応急対策

(1) 取組方針

道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス及び電信電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、市と各ライフライン事業者は、必要な情報交換、調整等を行い、効果的かつ速やかな応急対策を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底するものとする。

(ア) 対策要員の確保

非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。この場合その対策要員は、協力工事会社も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即答できるよう動員や連絡の徹底を図るものとする。

- ・非常災害時は対策支部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ・社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(イ) 災害時における広報宣伝

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うものとする。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。
- 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- その他事故防止のため留意すべき事項
 - ・広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

(ウ) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずるものとする。

イ ガス施設応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持するものとする。

(ア) 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)

a 通報・連絡

(a) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(b) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うものとする。

なお、通信手段に支障が生じた場合は、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保するものとする。

b 災害時における情報の収集・連絡

(a) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握するものとする。

○気象情報

- ・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

○被害情報

- ・一般情報

一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通(鉄道、道路等)・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ・対外対応状況(地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況)
- ・出社途上における収集情報
- ・その他災害に関する情報(交通状況等)

○ガス施設等被害の状況及び復旧状況

○ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

○社員の被災状況

○その他災害に関する情報

c 災害時における広報

(a)広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行うものとする。

(b)広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知するものとする。

また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図るものとする。

d 対策要員の確保

(a)対策要員の確保

○勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておくものとする。

○非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動するものとする。

○勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備えるものとする。

(b)他会社等との協力

○協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請するものとする。

○自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請するものとする。

e 事業継続計画の策定・発動

(a)事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定するものとする。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

○ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

○ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務

○供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

○その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(b)事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずるものとする。

f 災害時における復旧用資機材の確保

(a)調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要と

する資機材は、次のような方法により速やかに確保するものとする。

- 取引先・メーカー等からの調達
- 被災していない他地域からの流用
- 他ガス事業者等からの融通

(b)復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図るものとする。

g 非常事態発生時の安全確保

(a)危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

h 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとする。

(イ) 一般社団法人埼玉県LPガス協会行田支部

a 被害情報の入手

LPガス販売事業者は、大規模地震発生時には、テレビ、ラジオの地震情報や県、市、消防本部及び行田警察署からの市内の被害情報を速やかに入手するものとする。

b 埼玉県LPガス協会等との連携

LPガス販売事業者は、埼玉県LPガス協会、他支部と連携をとって、地震時の応急活動を迅速に実施するものとする。

c 市からの要請への対応

市から応急対策に関する協力要請があった場合には、埼玉県LPガス協会、他支部と連携をとりながら適切な対応を迅速に行うものとする。

d 電話相談窓口の設置

大規模な地震発生時には、LPガス消費者に対し情報を提供するため、対策本部に電話相談窓口を設けるとともに、その旨を速やかに市、ラジオ等を通じて周知するものとする。

e 入居者等への啓発活動

LPガス販売事業者は、市の要請に基づき応急仮設住宅又は指定避難所等にLPガスの資器材を提供した場合には、LPガスを使用したことのない市民に対し、市と連携して安全使用のための周知を行うものとする。

f 臨時供給用容器の回収等

大規模地震において救援活動により持ち込まれ、不要となったカセットボンベ、LPガス容器による二次災害を防止するため、あらかじめ集積場所を定め、回収するものとする。

ウ 上水道施設応急対策

(ア) 被害状況の調査

市は、都市整備部水道施設対策班により、速やかに水道施設の被害状況を調査し、その実態を把握して復旧計画を適正に定める。

(イ) 技術者及び作業員の確保

市は、市指定給水装置工事事業者及び建設業者の協力を求め、復旧作業を実施するものとするが、技術者等が不足する場合、県等へ要請する。

(ロ) 復旧用資材の確保

市は、被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合には、県等へ要請する。

エ 下水道施設応急対策

(ア) 公共下水

市は、下水道施設については、荒川左岸北部流域下水道関係市町村と連携して、下水道施設の被害状況を速やかに把握し、次の措置を講ずる。

a 緊急点検の実施

市は、下水道処理班により、速やかに市内の下水道施設の緊急点検を実施し被害状況を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。

また、荒川左岸北部流域下水道関係市町村に連絡し、他の下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の被害状況を把握する。

(イ) 浄化槽

a 被災状況の把握

浄化槽を住家に設置している市民は、状況確認チェックシート等を活用し、浄化槽の被災状況を確認し、必要に応じて保守点検業者に連絡するものとする。

市は、指定検査機関である一般社団法人埼玉県浄化槽協会を通じて、市内における浄化槽の被災状況を把握する。

オ 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(ア) 災害時の活動体制

a 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応するものとする。

b 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努めるものとする。

(1) 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずるものとする。

a 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずるものとする。

b 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行うものとする。

c 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により、通信がふくそうするおそれがある場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供するものとする。

(2) 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施するものとする。

○被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

○必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うものとする。

○復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努めるものとする。

(I) 災害時の広報

○災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不急不要な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

○通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は、措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報、ホームページ等により、直接当該被災地へ周知するものとする。

○災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施するものとする。

カ 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第4 復旧対策

1 ライフライン施設の早期復旧

(1) 取組方針

市は、県、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

(2) 具体的な取組内容

ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

(ア) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

(イ) 災害時における復旧資材の確保

a 調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

b 請負工事会社保管在庫の相互流用

c 本(支)部相互の流用

d 本店対策本部に対する応急資材の請求

e 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図るものとする。

なお、道路被害状況（橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。

f 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図るものとする。

(ウ) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。

イ ガス施設復旧対策（東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株））

(7) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行うものとする。

a 復旧計画

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- 復旧手順及び方法
- 復旧要員の確保及び配置
- 復旧用資機材の調達
- 復旧作業の期間
- 供給停止需要家等への支援
- 宿泊施設の手配、食料等の調達
- その他必要な対策

b 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給に当たっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

(1) 復旧作業の実施

a 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧するものとする。

b 重要施設の優先復旧計画

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行うものとする。

(a)高・中圧導管の復旧作業

- 区間遮断
- 漏えい調査
- 漏えい箇所の修理
- ガス開通

(b)低圧導管の復旧作業

- 閉栓作業
- 復旧ブロック内巡回調査
- 被災地域の復旧ブロック化
- 復旧ブロック内の漏えい検査
- 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- 本支管混入空気除去
- 灯内内管の漏えい検査及び修理
- 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- 開栓

ウ 上水道施設復旧対策

(ア) 応急復旧の実施

市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。

エ 下水道施設復旧対策

(ア) 公共下水

a 応急復旧の実施

市は、施設の被害が確認された箇所について、下水道排水設備指定工事店及び建設業者の協力を求めて早急に応急復旧を行う。技術者等が不足する場合には、県へ要請する。

b 指導監督

市は、工事施工中の箇所において、請負人に対し、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じ現場要員及び資機材の補給を行わせるものとする。

【資料編】第3 3-5 行田市下水道排水設備指定工事店一覧

(イ) 浄化槽

a 応急復旧

保守点検業者は、連絡を受けた住家の浄化槽修理等の応急復旧作業を実施するものとする。

b 衛生対策

市は、浄化槽の被災等により漏水した場合、浄化槽の近隣に位置する井戸水の飲用は控えるよう広報を実施する。

また、未処理の流入水や槽内水の漏水又は溢水が認められた場合、「本編 第2章 第6節 第4 1 防疫活動」に基づき、浄化槽周辺の消毒活動を実施する。

オ 電気通信設備の災害対策【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

(7) 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずるものとする。

被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずるものとする。

(イ) 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

(ウ) 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行うものとする。

(I) 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうするおそれがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の開設の措置を講ずるものとする。

(オ) 復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施するものとする。

第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

市は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制を整備する。

【市の防災拠点】

拠点名	対象施設
災害対策活動拠点	市役所
避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所
物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫
救援物資集積拠点	産業文化会館
物資輸送拠点（ヘリポート）	総合公園、南河原中学校
医療活動拠点	健康課、こども家庭センター、救急病院ほか市内医療機関
消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎
応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）

第2 予防・事前対策

1 応急活動体制の整備

(1) 取組方針

市は、災害発生直後から速やかに災害応急対策を実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害対策本部体制の整備

市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制を整備する。

市の災害対策本部体制については、「第1編 第2章 第2節 第1 市の体制」を参照する。

イ 業務継続計画（BCP）の策定【危機管理課】

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定した。

市は、業務継続計画に基づく対策を実施した場合は、実施結果を点検・是正し、見直しを実施する。

ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】

市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給

が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。

あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

エ 情報システムやデータのバックアップ対策【情報政策課】

市は、大規模災害の発生時における各種情報システムの継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するよう努める。

オ 災害応急対策に係るマニュアルの整備及びその周知徹底【危機管理課】

市は、災害発生時に応急対策の実行主体となる職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、講習会、研修会等を実施し、防災教育の普及徹底を図る。

(ア) 防災活動マニュアルの修正・配布

市は、災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を簡潔に示した防災活動マニュアルを適宜修正し、職員に配布することで周知を図る。

また、防災活動マニュアルを使用して図上演習を実施することで、担当職員の防災意識の向上を図るよう努める。

(イ) 講習会

市は、学識経験者及び関係機関の専門職員を講師又は指導者として招いて研修会・講演会等を実施し、地震の原因、対策等に関する科学的、専門的知識の向上を図る。

(ロ) 研修会

市は、防災研修・避難所運営研修・災害対応シミュレーション研修や地域防災計画の実証訓練その他の必要な研修・訓練を実施する。

また、消防職員及び消防団員に対しては、消防大学校、県消防学校等への派遣研修及び部内・外の研修等を通じて技能向上を推進する。

(ハ) 見学・現地調査

市は、防災関係施設、防災関係研究機関の見学及び被災地等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を実施する。

カ 応急対応、復旧復興のための人材の確保【危機管理課】

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災拠点の整備

(1) 取組方針

市は、災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市庁舎、指定避難所となる公共施設の耐震化向上を図り、防災活動の拠点を適切に整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 防災拠点の整備

(ア) 防災拠点の整備【危機管理課】

市は、災害対策活動拠点及び避難拠点等に、計画的に自家発電装置等の整備を推進する。

(イ) 耐震化の推進

市は、震災時に指定避難所となる公共施設においては、耐震診断を推進し、その結果に応じ、また新築、改築の際に耐震化・不燃化を図るものとする。

また、医療活動拠点となる民間医療機関については、耐震診断及び耐震改修等の普及啓発を推進する。

イ 避難所運営マニュアルの整備【危機管理課】

市は、避難所運営体制を確保するため、避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営の方針を避難所運営の主体となる者に提示し、各施設の状況に沿った避難所運営マニュアルの作成を推進する。

3 消防力の充実強化

(1) 取組方針

市は、消防本部、消防署及び消防団による消防力の充実強化に取り組む。

(2) 具体的な取組内容

ア 消防資機材の整備

消防本部は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。

また、消防団は、必要な消防資機材を整備する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、ドローン等の高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 消防水利等の整備

市は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の整備や確保を推進する。

ウ 消火体制の整備

市は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、自主的な消防の広域化等に向けた取組を推進するとともに、広域化等実施後の消防の円滑な運営の確保を図る。

4 救急救助体制の整備

(1) 取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

(2) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制の整備【消防本部】

(ア) 救急・救出救助用資器材の整備

市消防本部は、迅速な救急救助活動を推進するため、救急自動車に搭載する応急資器材を整備する。

(イ) 救助用資器材の整備

市消防本部は、同時多発の救助活動に対応し、迅速かつ効果的な救助救出活動を確保するため、人命救助用資器材を消防署に整備する。

(ウ) 応急処置資器材の備蓄

市消防本部は、負傷者を救護するための応急処置資器材を、消防署に常時配備する。

イ 傷病者搬送体制の整備【消防本部】

(ア) 情報連絡体制

市消防本部は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(イ) 搬送順位

市消防本部は、あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定する。

(ウ) 搬送経路

市消防本部は、震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

(エ) ヘリコプター搬送

市消防本部は、あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。

(オ) 効率的な出動・搬送体制の整備

市消防本部は、震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ確な判断と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

5 相互応援の体制整備等

(1) 取組方針

市は、都道府県における相互応援及び国からの応援受入れに関する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備【危機管理課、企画政策課】

市は、県及びその他市町村と連携し、専門的技術及び知識を有する職員を受入れるために、相互応援体制を確立する。

(ア) 応援要請・受入体制の整備

市は、災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容等の受援計画を作成する。

また、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

平時から、協定を締結した市町村及び防災関係機関との間で、訓練、情報交換等を実施する。

イ 応援受入体制の整備【危機管理課】

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援
- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

(7) 受援計画に基づく受援体制の整備

市は、外部からの応援を迅速かつ円滑に受援を受入れる体制を確保するため、「受援計画」を策定し、応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うほか次の対策の実施に努める。

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- 消防、警察等の応援部隊が活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行うなど、平時から情報交換等を実施する。
- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第3 応急対策

1 災害発生直前の未然防止活動

(1) 取組方針

市は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 重要施設における準備状況の確認

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

イ 物資支援の準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

市は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮の上、災害応急活動体制を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市災害対策本部の設置

市長は、行田市災害対策本部条例に基づき、震度5強以上の地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策本部を設置し、総合的な防災対策を実施する。

市災害対策本部の設置基準は、「第1編 第2章 第2節 第1 2 (1) ア 設置基準」とおりである。

イ 行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測したとき、市は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

ウ 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、庁内放送、電話、職員参集メール等により迅速に動員指示を行い、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

3 防災拠点の開設・運営

(1) 取組方針

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

(2) 具体的な取組内容

ア 防災活動の拠点施設の開設

市は、各々が活動する施設、防災関係機関や応援部隊が活動する施設を開設し、活動拠点を確保する。

4 応急措置

(1) 取組方針

市は、県及び防災関係機関と連携し、必要な応急措置を速やかに実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 知事等の応急措置

(ア) 知事による指示

市長は、知事による指示に基づき、速やかに市内の応急措置又は他市町村の支援を実施する。

(1) 応急措置の代行

災害が発生した場合において、災害により市長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、当該市町村の市町村長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を市長に代わって実施するものとする。

【応急措置】

法令	内容
災対法第 63 条第 1 項	警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること
災対法第 64 条第 1 項	応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること
災対法第 64 条第 2 項	応急措置に支障のある工作物等の除去
災対法第 65 条第 1 項	市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること

イ 警察官の応急措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認められる際、市町村長又はその権限を代行する市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（第 63 条第 2 項）
- 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（第 64 条第 7 項）
- 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（第 65 条第 2 項）

(イ) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

ウ 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

○指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、

必要な施策を講ずる。(災対法第77条第1項)

- 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。(災対法第77条第2項)

工 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び市長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。(災対法第80条第1項)
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めること。(災対法第80条第2項)

5 警備活動

(1) 取組方針

市内に広域的かつ大規模な被害をもたらす地震が発生した場合、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

そのため、市は、負傷者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急交通路の確保、社会的混乱等の防止など、市民の安全を確保する総合的な警備活動を的確に推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 警備措置

大規模地震発生直後において市で行う警備活動は、おおむね次の事項のとおりとする。

なお、警備活動中に発見した遺体の見分や、各種犯罪の予防検挙等、警察で行うことが適当と思われる活動については、行田警察署に依頼するとともに、市は必要に応じてその支援をする。

- 情報の収集
- 被害の実態把握
- 被災地域居住者等の指定避難所、指定緊急避難場所への避難誘導
- 危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
- 交通の混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保
- 被災地域、指定避難所、指定緊急避難場所の警戒
- 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- その他災害警備に必要な活動

6 消防活動

(1) 取組方針

市は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が困難であると認められ、被害拡大のおそれがあり、県内の消防相互応援協定に基づく応援を受けられない場合、直ちに知事又は消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援の要請を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 消防活動

消防機関は、「第6編 第1節 火災予防計画」に基づいて消防活動を実施する。

イ 応援要請

(ア) 応援要請の手続等

a 消防相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

b 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、知事に対して応援要請を求める。

(イ) 応援要請の範囲

緊急消防援助隊の応援を要請できる範囲は、大規模な災害又は特殊な災害に際し、市町村の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認められる場合とし、おおむね次による。

【範囲及び活動内容】

範囲	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
消防活動	各種消防車両、航空機等状況に適した手段による消火活動
救助活動	救助工作車、航空機等状況に適した手段による要救助者の救助
救急活動	救急車、航空機等状況に適した手段による傷病者の搬送、現場処置
特殊災害活動	毒性物質・生物剤・放射性物質等、特殊物質の採取・特定・保安処置・除去等
その他	緊急消防援助隊の能力で対処可能なものについて調整本部内で協議し決定する。

(ウ) 応援要請の要求

市長は、災害の規模や収集した被害情報から緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合、消防組織法第44条の規定に基づき、直ちに知事に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

応援要請の要求は、次の事項を明記した文書「【様式編】第1 1-7 緊急消防援助隊応援要請連絡票」をもって実施する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、FAX、電話等により県危機管理防災部消防課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

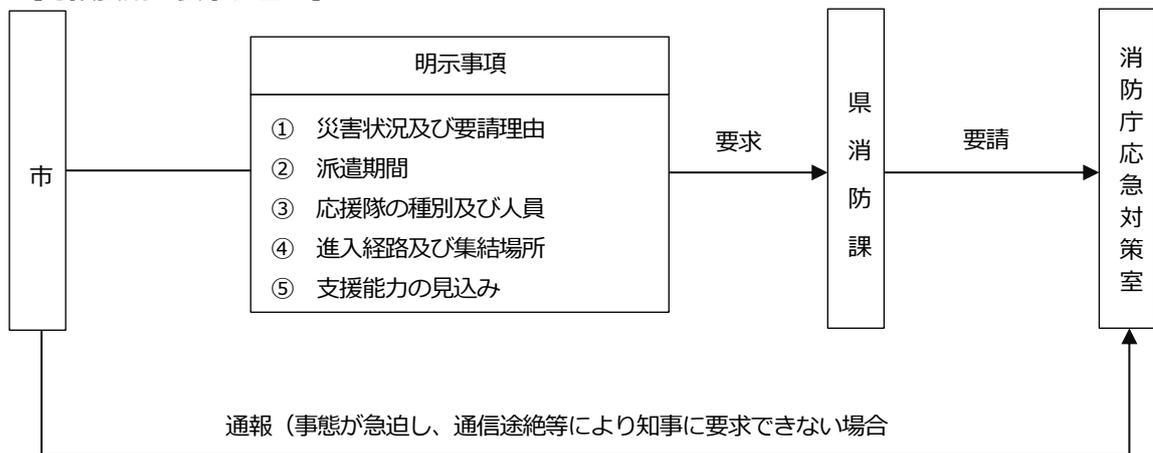
また、緊急避難及び人命救助の場合で、事態が急迫し、通信等の途絶により知事に要求ができない場合は、消防庁長官に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

【様式編】第1 1-7 緊急消防援助隊応援要請連絡票

【提出先】

提出先	提出部数	記載事項
県危機管理防災部消防課	3部	①災害の状況及び応援要請理由 ②派遣期間 ③応援要請を行う消防隊の種別及び人員 ④市内への進入経路及び集結場所(待機場所) ⑤応援隊の活動に対する支援能力の見込み

【応援要請の要求フロー】



ウ 連絡先

勤務時間内		勤務時間外	
県消防課		県危機管理防災部当直	
・電話	048-830-8151	・電話	048-822-8111
・防災行政無線 (地上系)	6-8151	・防災行政無線 (地上系)	6-8111
・ " (衛星系)	79-200-6-8151	・ " (衛星系)	79-200-6-8111

エ 緊急消防援助隊の受入体制の整備

(ア) 防災関係機関との連携

市は、知事・消防庁機関等と相互に応援部隊の移動及び現地進入、並びに災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

オ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、緊急消防援助隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、効率的な

作業分担に配慮する。

(7) 活動計画及び資材等の準備

市は、緊急消防援助隊に対し活動を要請又は依頼するに当たり、先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、活動実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解を得るよう配慮する。

- 活動箇所及び作業内容
- 活動の優先順位
- 活動に要する資材の種類別保管（調達）場所
- 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(1) 緊急消防援助隊との連絡窓口一本化

市は、派遣された緊急消防援助隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう、総務班により調整本部を設置し、応援部隊と連絡調整する。

(2) 応援部隊の受入れ

市長は、緊急消防援助隊に対し次の施設等を準備する。

- 調整本部……市役所内
- 活動拠点……総合公園、教育文化センター（みらい）
- 臨時ヘリポート

名称	連絡先	面積
市消防本部	550—2119	3,146.43 m ²
総合公園	553—3377	22,896.00 m ²
市立南河原中学校	557—0131	17,234.00 m ²

カ 緊急消防援助隊の撤収の要請

市長は、応援の目的を完了したとき、又はその必要がなくなったときは、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、調整本部内で協議の上、知事を通じて撤収要請を行う。

キ 経費の負担区分

(7) 消防組織法第44条第5項に基づく出動の場合

○緊急消防援助隊の活動に要した経費は、消防組織法第49条第1項の規定により国が負担するものとし、その内容は次のとおりとなる。

- ・緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
- ・緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
- ・前2号に掲げるもののほか、緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃

借料その他の物件費

○市長は、その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、消防庁長官及び知事と協議する。

(イ) それ以外の出動の求めによる出動（受援）の場合

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に準じる。

【資料編】第1 1-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

7 自衛隊災害派遣

(1) 取組方針

市は、災害の規模が大きく、自力での応急活動が困難であると認められ、被害拡大のおそれのある場合は、直ちに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害派遣活動

(ア) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請については、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、次の3つの要件を勘案して要請する。

○緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

○公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

○非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

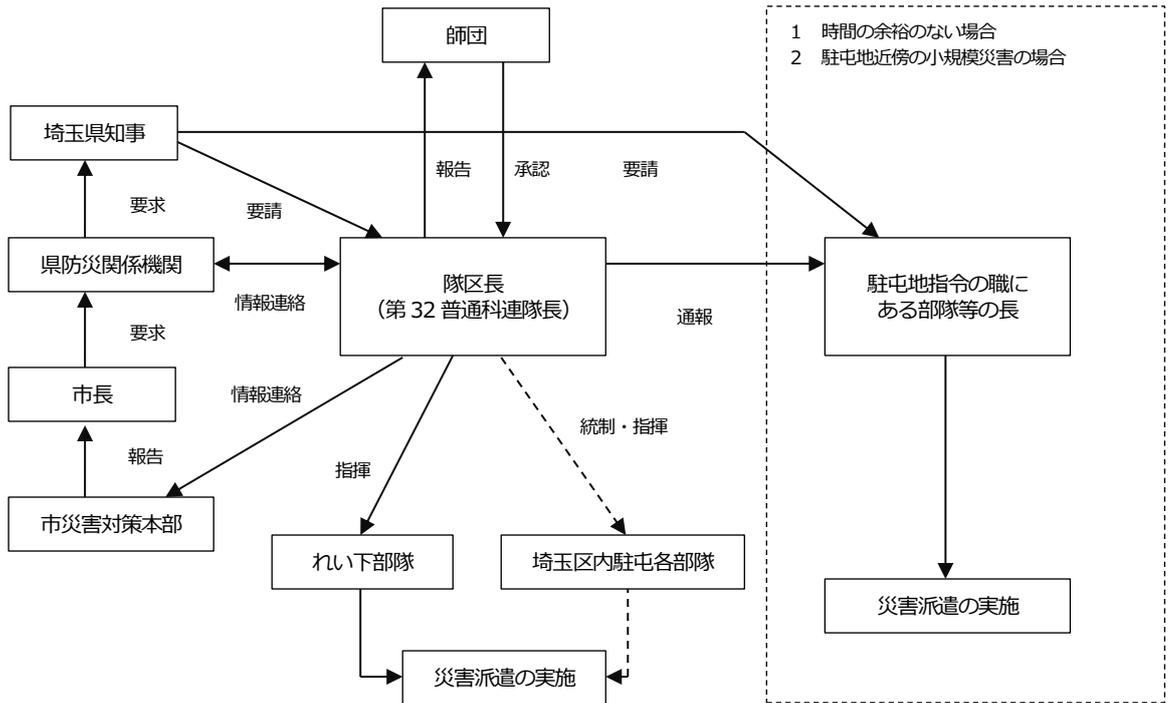
【範囲及び活動内容】

範囲	活動内容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
2 避難の支援	避難者の誘導、輸送等
3 罹災者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
4 水防活動	堤防護岸等の用に供する土のうの作成、積み込み及び運搬
5 消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
6 道路又は水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、人命財産の保護上、放置しておくことが著しく不適当と認められる場合）
7 診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）
8 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
9 人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
11 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）
12 交通規制の支援	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。
13 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
14 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
15 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

イ 災害派遣の要請

(7) 連絡系統

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統は、次のとおりである。



(イ) 災害派遣要請の依頼

市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

(ウ) 一般災害派遣要請の場合

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもって要求することができないときは、FAX、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

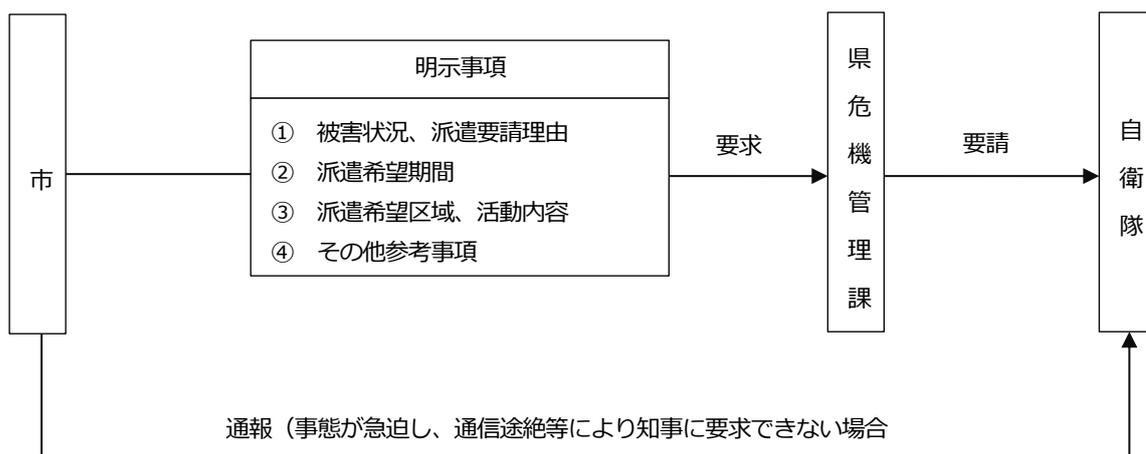
また、緊急避難及び人命救助の場合で、事態が急迫し、通信等の途絶により知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

【様式編】第1 1-5 自衛隊災害派遣要請書

【提出先】

提出先	提出部数	記載事項
県危機管理防災部危機管理課	3部	①被害の状況及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④その他参考となるべき事項

【派遣要請のフロー】



ウ 連絡先

(ア) 県

勤務時間内		勤務時間外	
県危機管理課		県危機管理防災部当直	
・ 電話	048-830-8121	・ 電話	048-822-8111
・ 防災行政無線（地上系）	6-8121	・ 防災行政無線（地上系）	6-8111
・ "（衛星系）	79-200-6-8121	・ "（衛星系）	79-200-6-8111

(イ) 緊急の場合の連絡先（自衛隊）

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科連隊	第3科長	部隊当直司令	(048) 663-4241 (大代) 内線435 時間外402

エ 災害派遣部隊の受入体制の確保

(ア) 関係機関との緊密な連絡協力

市は、知事、警察、消防機関等と相互に派遣部隊の移動及び現地進入、並びに災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

(イ) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、効率的な作業分担に配慮する。

(ロ) 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たり、先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を得るよう配慮する。

- 作業箇所及び作業内容

- 作業の優先順位
- 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(I) 自衛隊との連絡窓口一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう、派遣部隊との連絡窓口を総務班に設置する。

(カ) 派遣部隊の受入れ

市は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備する。

- 本部事務室……市役所内
- 活動拠点……総合公園、教育文化センター（みらい）
- 臨時ヘリポート

名称	連絡先	面積
市消防本部	550—2119	3,146.43 m ²
総合公園	553—3377	22,896.00 m ²
市立南河原中学校	557—0131	17,234.00 m ²

オ 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣の目的を完了したとき、又はその必要がなくなったときは、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事を通じて撤収要請を実施する。

【様式編】第1 1-6 自衛隊災害派遣撤収要請書

カ 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとなる。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議するものとする。

8 応援要請

(1) 取組方針

市は、地震により甚大な被害が生じ、現有の災害対応能力を超えると判断される場合、速やかに防災関係機関に応援を要請する。

(2) 具体的な取組内容

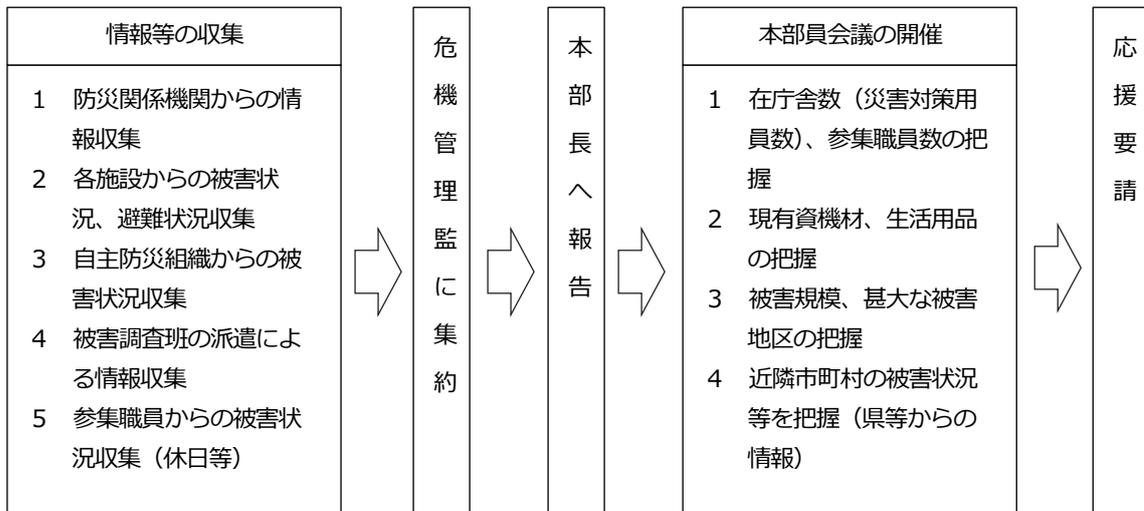
ア 防災関係機関への応援要請

(ア) 応援要請の決定

市は、災害が大規模な場合、防災関係機関からの情報や被害調査班の派遣による情報、また、各施設からの被害状況等に基づき、緊急に本部員会議を開催し、市の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

災害により市が甚大な被災を受け、指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合は、国が応急措置を代行する。

【応援要請決定フロー】



イ 応援要請の実施

(イ) 他市町村への応援要請

市内に大規模な災害が発生し、次のような事態に際しては、災害対策基本法第 67 条の規定及び相互応援協定に基づき、他市町村に対して応援を要請し、災害に対処する。

- 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を市のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- 市のみで実施するよりも、他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

(1) 相互応援協定に基づく応援要請

市は、「埼玉県下消防相互応援協定」及び「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」のほか、資料編のとおり応援協定を締結している。

応援を受ける場合には必要事項を明示し、文書、電話等により速やかに要請する。

【資料編】第2 2-1 災害時相互応援協定等一覧

(ウ) 県等への応援要請

市長は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県危機管理防災部に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

【要請の内容】

要請の内容	明記事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 被害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第 68 条
自衛隊災害派遣要請を求める場合	1 被害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第 29 条 災対法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の斡旋を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時及び送信系統 4 その他必要な事項	災対法第 57 条
消防庁長官への緊急消防援助隊の応援の要請	1 災害発生日時・場所・種別・状況 2 人的・物的被害の状況 3 応援要請日時・必要部隊数 4 その他参考となるべき事項	消防組織法第 44 条

(I) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	-	

9 応援の受入れ

(1) 取組方針

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応することには限界があるため、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

なお、外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

(2) 具体的な取組内容

ア 国、地方公共団体等からの応援受入れ

(ア) 受入窓口の明確化

市は、応援の受入窓口を設置し、必要な情報連絡等を行い、国や他の地方公共団体等からの応援を円滑に受入れる。

(イ) 応援隊の受入施設

応援隊の宿泊等の受入施設は、資料編のとおりである。

なお、総合体育館は、指定避難所に指定されているため、応援要請を行った場合には、総合体育館内において避難者収容施設とは別のスペースを応援隊受入施設として区分し、用意する。

【資料編】第6 6-5 自衛隊及び緊急消防援助隊の受入施設

【資料編】第6 6-6 その他の応援隊の受入施設

(ウ) 物資の受入施設

県、他市町村及び応援協定先等から搬送された物資の受入施設は、資料編のとおりである。

なお、産業文化会館駐車場は、指定緊急避難場所に指定されているが、物資の受入れ、仕分け等の作業を維持するため、施設内への避難者の受入れは行わないものとする。

【資料編】第6 6-7 物資の受入施設

(エ) 受入体制の確立

市は、応援団体からのリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう、資器材の準備、作業内容、作業場所その他作業に必要な受入体制を確立する。

イ ボランティアの応援受入れ

「本編 第2章 第1節 第3 4 ボランティアとの連携（第2編-20～21 ページ）」を準用する。

ウ 海外からの応援受入れ

(ア) 海外救助隊の活動協力

市消防本部は、県から海外の支援受入れについて協力要請を受けた場合、活動場所の割り振り、連絡員の配置などを実施し、海外救助隊の活動に協力する。

第5節 情報収集・伝達体制の整備

第1 基本方針

市は、大規模な地震が発生した場合には、通信の途絶やふくそうが予想されるため、情報通信施設の耐震化や情報収集・伝達手段の多重化を積極的に進めるとともに、多様かつ多量に生じる災害情報を迅速かつ的確に収集、伝達、処理できる情報収集伝達体制の確立に努める。

【市における情報収集及び伝達可能な通信施設等】

1 防災行政無線

系統	種別	配備基数
同報系	屋外子局	152
	戸別受信機	115（学校、幼・保育園、消防署、公民館、警察署、病院、主要企業等）
MCA 無線		10

2 消防無線・移動系

系統	種別	配備基数
移動系	基地局	1
	車載用	22
	携帯用	26（デジタル波）、15（アナログ波）
	可搬型移動無線局	6
	卓上固定無線局	1
簡易無線	卓上型固定	7
	車載用	37
	携帯用	5

3 災害時優先電話

種別	配備基数
災害時優先電話	86（防災拠点、緊急対策拠点、公共施設、指定避難所）

4 インターネット

○大規模災害発生時におけるホームページへのアクセスの急増、サーバー・通信機器・通信回線の故障等に備え、三重県桑名市、福島県白河市との間で、災害時における緊急情報を相互に代行発信する体制を整えている。また、テレ玉データ放送、SNS等でも情報を発信する。

○市民、観光客、一時滞在者等に災害時における緊急情報を発信するため、メール配信サービスを実施している。

- ・浮き城のまち安全・安心情報メール あらかじめ登録した携帯電話等に一斉配信
- ・市公式SNS あらかじめ登録した携帯電話等に一斉配信
- ・緊急速報メール 市内の携帯電話へ一斉配信（対応機種のみ）
- ・避難情報等電話配信サービス あらかじめ登録した固定電話等に一斉配信

第2 予防・事前対策

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 情報収集体制の整備【危機管理課】

市は、市内の被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。また、あらかじめ県と緊急連絡先を交換することで、確実かつ迅速に情報交換を実施する。

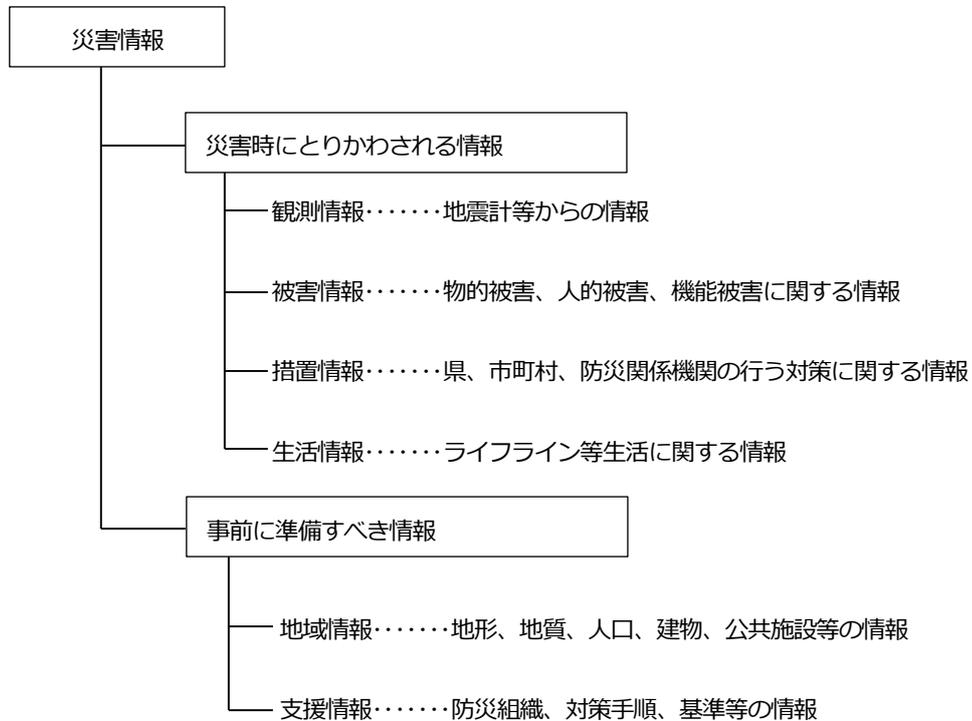
(ア) 情報収集体制の整備

市は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

(イ) 情報総括責任者の選任

市は、調査総括班を、災害情報の総括責任者として、災害情報の収集及び報告に当たる。

【災害情報の種類】



イ 情報共有・伝達体制の整備【危機管理課】

(ア) 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メール、SNS等を活用し、防災関係機関、防災拠点、市民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。

(イ) 各周知方法における情報の統一化

市は、周知方法によって内容に差が出ないように、また、タイムラグをできる限りなくするため、事前に周知内容のフォーマットを作成する。

ウ 情報伝達手段の整備

(ア) 防災行政無線等の整備【危機管理課】

a 防災行政無線の整備推進

市は、防災行政無線を定期的に保守点検し、設置年度の古いもの等については更新するとともに、人口動態に応じた適正配置を図るほか、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

また、防災関係機関への正確かつ迅速な情報伝達のため、必要に応じて戸別受信機の整備に努める。合わせて基地局については、災害時に被害を受けにくい場所への移設を検討する。

b MCA無線機の整備

市はMCA無線機の増設を推進し、確実な情報連絡体制の強化に努める。

c 消防救急無線等の強化【消防本部】

市は、消防救急無線のデジタル化を推進することで、音声以外のデータ通信も活用し、情報伝達方法の多様化を図るとともに、操作性に優れた簡易無線の整備を推進する。

d 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

市は、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

(イ) 災害時優先電話の周知及び活用【危機管理課】

市内の防災拠点などに86本の電話回線が災害時優先電話として登録されている。

市は、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にするため、「災害時優先電話」というシールを貼付するとともに、所属職員に周知を図る。

なお、当該電話機は、できるだけ受信には使用せずに、発信専用電話として活用する。

(ウ) インターネットの活用【危機管理課】

市は、災害時に、ホームページ、メール配信サービス等を利用し、インターネットを通じた被害状況、安否情報、生活情報等の収集・伝達ができる体制の整備を推進する。

(エ) ケーブルテレビの活用

市は、災害時における緊急情報の放送など、平時から行田ケーブルテレビ(株)と協力体制等を整備する。

【資料編】第6 6-2 通信施設一覧

工 情報通信設備の安全対策【危機管理課】

(7) 非常用電源の確保

市は、停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

(イ) 地震動に対する備え

市は、防災行政無線設備等の各種機器には転倒防止措置を実施する。

(ウ) 通信回線のバックアップ

市は、県と連携し、防災行政無線の通信回線について、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

また、バックアップシステムを別の場所に設置するよう努める。

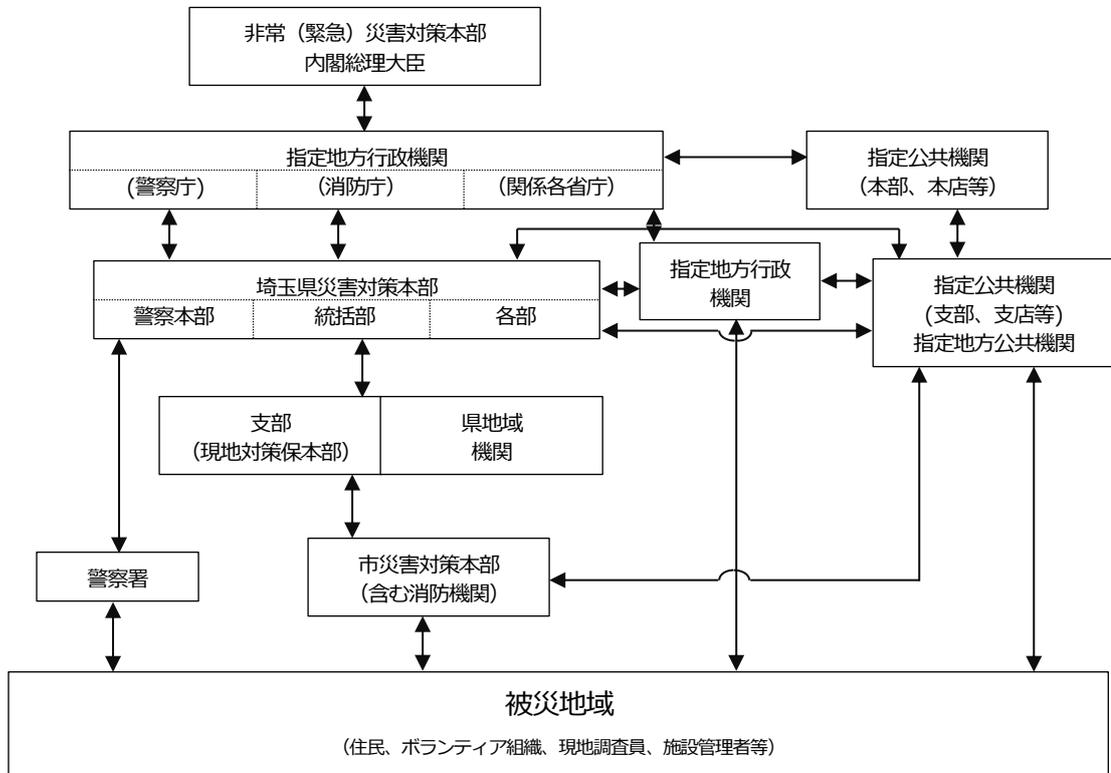
第3 応急対策

1 災害情報の収集・伝達

(1) 取組方針

市は、震災時における災害応急対策を適切に実施するため、防災関係機関と相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達に努める。

【通信連絡系統】



(2) 具体的な取組内容

ア 情報収集・共有・伝達体制

(7) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合、次の事項により通信連絡体制を確保する。

a 防災行政無線

通信のふくそう等により防災行政無線の通信確保が困難となる場合には、県により回線統制、一斉指令、割込み、強制切断及び直通回線の設置等の通信統制が実施される。

b 非常通信

有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【資料編】第3 3-2 関東地方非常通信協議会構成員表（埼玉県内抜粋）

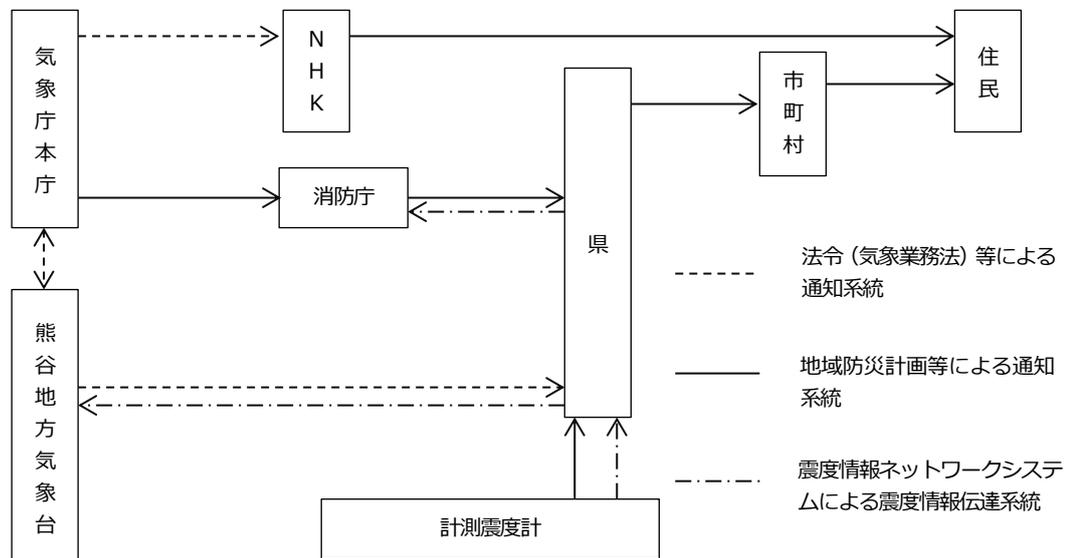
c 使者の派遣

震災により通信網が寸断され、全ての通信が途絶した場合における防災関係機関までの連絡、災害現場等への指示等は、被災状況に応じてオートバイ、自転車、徒歩等により使者を派遣する。

(1) 地震情報等の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市庁舎、南河原支所に設置されている地震計により市内の震度を把握するとともに、緊急地震速報、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報、県災害オペレーション支援システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、インターネットによる気象庁防災気象情報提供システム等により地震の規模等を把握する。

【地震情報の収集伝達系統図】



(7) 災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努めるものとする。

(I) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するものとする。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線、SNS等により、市民等への伝達に努める。

イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統

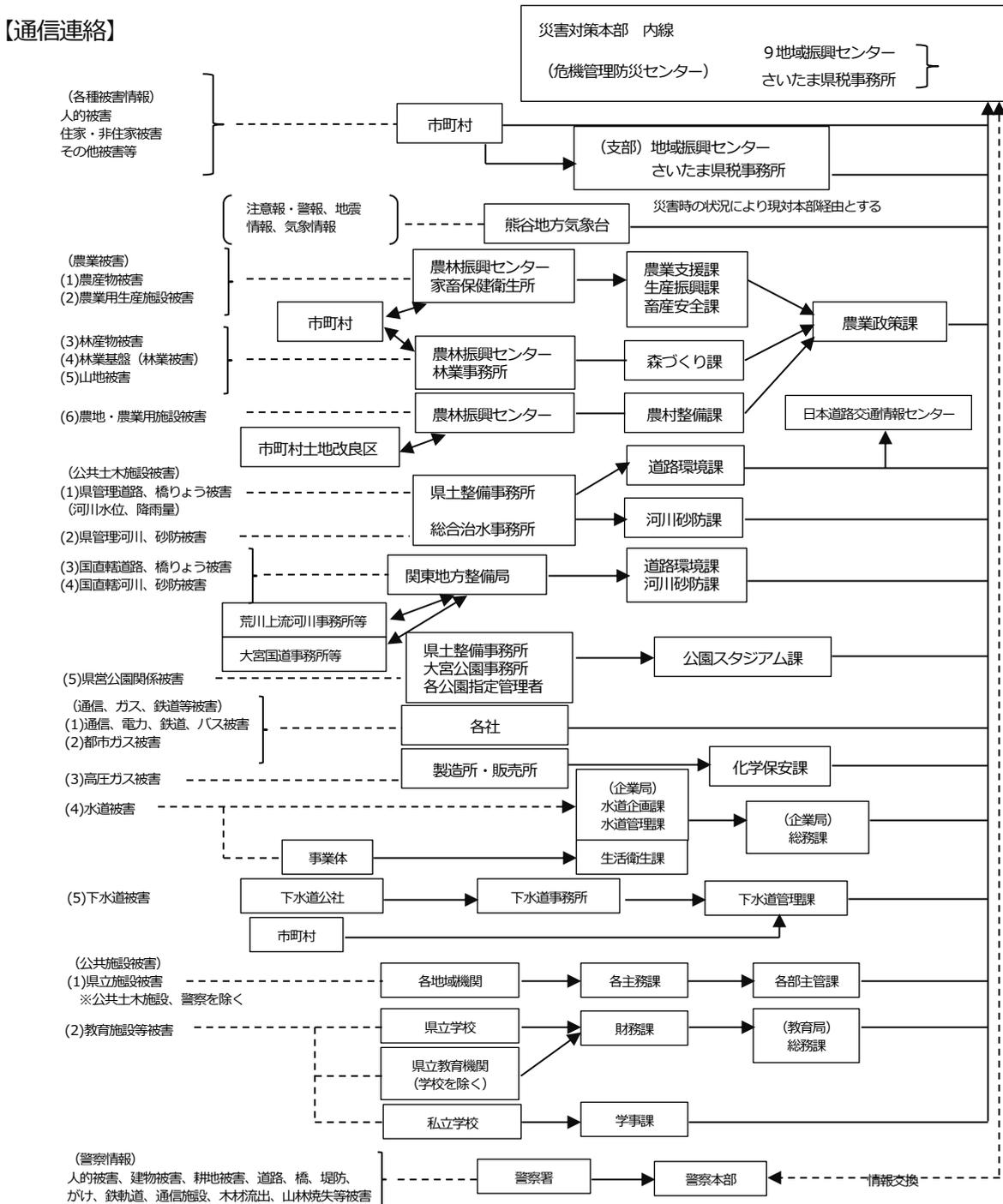
(ア) 防災情報システムによる報告

【防災情報システムによる報告】



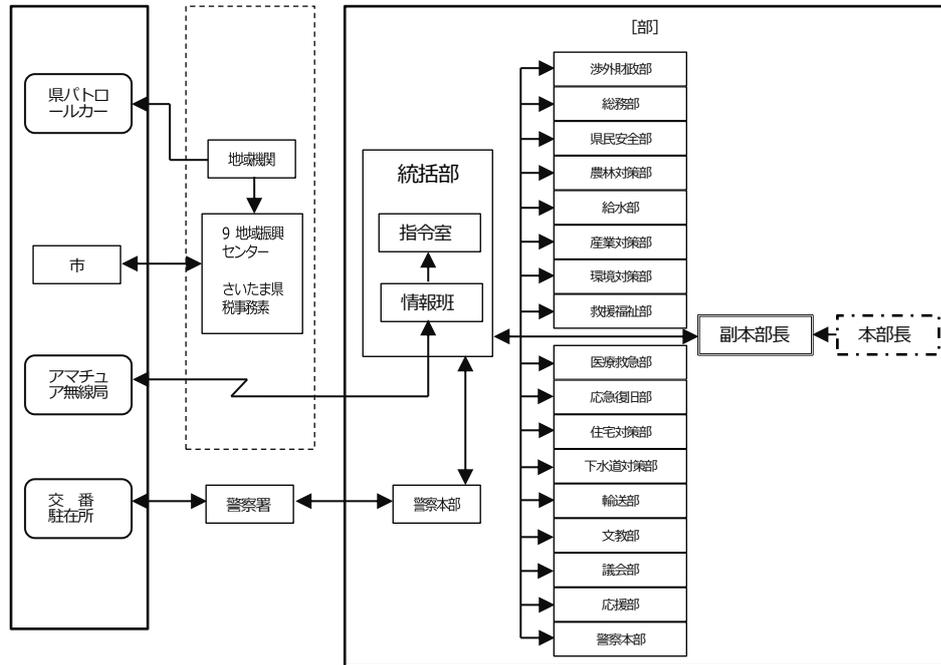
(イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

【通信連絡】



(ウ) 無線のみの通信連絡となる場合

【無線通信連絡】



ウ 災害情報の収集・伝達

(ア) 情報の収集

- 市は、行田警察署と緊密に連絡をとって災害情報を収集する。
- 被害の程度の調査に当たっては、各部は連絡を密にし、調査漏れのないよう留意し、被害調査結果に相違が生じた場合は、報告前において調整する。
- 被災世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、性別、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、行田警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

(イ) 災害概況の把握

市は、市全体の被害状況を迅速に把握するため、部ごとに担当地区を定め、災害概況を調査する。

【各部の担当地区】

担当部	地区	担当部	地区	担当部	地区
健康福祉部	忍	都市整備部	長野	市民生活部	太井
	行田		荒木	建設部	太田
総務部	佐間	教育部	須加	総合政策部	北河原
	持田		埼玉		南河原
環境経済部	星河		下忍		星宮

(ウ) 被害状況の把握

a 被害状況の把握

市は、情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

b 初動期に収集する情報

市は、大規模な地震が発生した場合、速やかに次に掲げる情報を各内容に留意して収集する。

【情報の区分と主な情報内容】

情報の区分	主な情報内容
人命に係る情報	○死者及び負傷者の発生状況 ○建物の倒壊等による生き埋め等の災害状況
被害拡大に係る情報	○火災の発生状況 ○延焼危険の状況 ○危険物の漏えい、ガス洩れ等の発生状況
応急活動上必要な情報	○道路及び交通機関の被害状況 ○ライフライン関係の被害状況 ○医療施設の被災状況、患者収容状況
避難に関する情報	○市民等の避難状況 ○指定避難所の開設状況

(I) 情報収集手段

a 防災関係機関からの情報収集

市は、各防災関係機関から被災状況等の情報を収集する。

b 災害時優先電話による収集

市は、市役所、指定避難所、公共施設に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員及び施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

休日、夜間等の場合には、直行職員から施設の被災状況及び避難状況、参集途上での被害状況を把握する。

c 消防機関からの情報収集

市は、各消防署及び各消防分団から、119番通報の内容・入電状況、地域の人的・建物被害状況、火災状況、避難状況等の情報を収集する。

d 被害調査班による情報収集

市は、原則として震度5弱以上の地震が発生した場合、又は発生したと思われる場合、被害調査班を派遣し、被害状況が不明又は把握が不十分な地域に出動して当該地域の情報を収集す

る。

なお、出勤に当たっては、応急対策活動に支障等が生じないようオートバイ、自転車を利用し、自動車の使用は極力避ける。

e 日本郵便(株)行田郵便局からの情報収集

市は、日本郵便(株)行田郵便局との災害時の協力に関する覚書により、地域の被災状況、避難状況等の情報を収集する。

f 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動を実施するとともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市に報告するものとする。

なお、電話がふくそうし連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告するものとする。

【情報の種類と情報収集先】

情報の種類	情報収集先
地震に関する情報	熊谷地方気象台、消防庁、県、放送局
火災の発生状況	消防本部、行田警察署
死者、負傷者の状況及び被災者の状況	消防本部、行田警察署、市内医療機関、県（県内の被災者の状況）
ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社、東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)埼玉事業部、埼玉県LPガス協会行田支部、都市整備部、県企業局
主要道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通状況	大宮国道事務所熊谷国道出張所、行田県土整備事務所、東日本旅客鉄道(株)行田駅、秩父鉄道(株)行田市駅、朝日自動車(株)加須営業所、国際十王交通(株)熊谷営業所、日本郵便(株)行田郵便局
堤防、護岸等の被災状況	利根川上流河川事務所川俣出張所、荒川上流河川事務所熊谷出張所、行田県土整備事務所、北本県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合
市民等の避難状況	消防本部、行田警察署、施設管理者、自主防災組織、日本郵便(株)行田郵便局
学校、医療機関等の重要な公共施設の被害状況	市・県教育委員会、施設管理者、行田市医師会、行田警察署、県
治安状況	行田警察署

(オ) 第二次段階に収集する情報

市は、初動期における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、被害状況及び措置状況を調査する。

なお、ここで収集された情報は今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

a 被害情報

【被害情報】

情報区分		担当部	収集する情報の内容
人的被害 (死者・行方不明者・負傷者)		市民生活部	○発生場所、原因及び被災者数 ○負傷者の負傷程度及び収容先 ○行方不明者の氏名、年齢、特徴等
建物被害	住家・非住家	都市整備部	○被災棟数及び被災程度 ○被災建物の名称及び所在地 ○被災世帯及び被災者数
	事業所	環境経済部	
公共施設 被害	医療・福祉施設	健康福祉部	○被災棟数及び被災程度 ○被災建物の名称及び所在地 ○入所者の被災状況及び避難状況
	清掃施設	環境経済部	
	教育施設	教育部	
	その他の施設	所管部	
土木施設被害 (道路・橋りょう・河川・公園)		都市整備部 建設部	○被害箇所及び被害程度 ○道路の交通規制状況 ○通行可能状況
農業関係被害		環境経済部	○被害箇所及び被害程度
ライフライン関係	水道関係	都市整備部	○被害箇所及び被害程度 ○停電状況、ガス供給停止状況、通信途絶状況、断水状況 ○交通機関の運行状況
	下水道関係		
	その他ライフライン関係	総務部	

b 措置情報

【措置情報】

情報区分	担当部	収集する情報の内容
職員配備情報	各部	○負傷者等を除いた初動対応要員の確保状況（休日等の場合は、職員参集状況）
避難情報	健康福祉部 教育部	○避難情報の発令周知状況 ○指定避難所別収容状況（世帯数・人数） ○要介護避難者、要長期避難者状況
医療救護情報	健康福祉部	○医療機関の被災状況及び診療状況 ○医療救護所等の設置状況 ○救護班の編成状況
給水情報	都市整備部	○要給水人員状況 ○給水拠点の周知状況 ○ろ水器、消毒薬品等の確保状況
消防情報	消防本部	○119番の入電状況 ○火災の発生状況及び延焼状況 ○救助・救急事案の発生状況 ○危険物施設の被害状況 ○死者、負傷者の情報
その他の情報	各担当部	○公共施設の復旧状況 ○車両の確保状況 ○労務供給状況 ○ブロック塀等の倒壊状況

(カ) 情報収集における注意事項

市は、災害情報の収集に当たり、次に掲げる事項に注意して収集するとともに、行田警察署と緊密に連絡を取る。

- 被害程度の調査に当たっては、各部は連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、調査結果に相違が生じた場合には、報告前において調整する。
- 被災世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するように行う。
- 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

(キ) 情報総括責任者の選任

市長は、各施設、被害調査班及び各担当部等からの災害情報の総括責任者として危機管理監を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

なお、選任の結果をあらかじめ利根地域振興センターに報告する。

【資料編】第2 2-1 災害時相互応援協定等一覧

【様式編】第2 2-1 災害情報記録用紙

【様式編】第2 2-2 本部長指令第 号

工 情報の報告

危機管理監は、市内に震度4以上の地震が発生したとき、又は市内に災害が発生したとき、各災害情報を集約し、市長に報告するとともに、市長が必要と認めるときは、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するものとする。

県庁の被災等により知事に報告することができない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(ア) 報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が災害対策本部を設置したもの
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記3点の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- 地震が発生し、市内で震度4以上を観測したもの
- その他災害の状況及びその社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(イ) 被害の判定基準

被害報告判定基準の定めるところによるものとする。

【被害報告判定基準】

区分	基準
人的被害	1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの 2 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの 3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	1 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの 5 半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの（「半壊」のうち、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満のもの又は損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」とする。） 6 一部破損とは、全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家被害	1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 公共建物とは、市庁舎、公民館、公共保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの
田畑被害	1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等の堆積のため、耕作が不能となったもの 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの
道路被害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの 2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの
その他の被害	1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 2 橋りょう被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの

区分	基準
その他の被害	4 砂防被害とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの 5 清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの 6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの、及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたもの 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 者	1 罹災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設は、宿泊する全ての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として扱う。 2 罹災者とは、罹災世帯の構成員とする。
被 害 金 額	1 「公共文教施設」とは、公共の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生年月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難勧告を発令した場合には、その概況とする。

(ウ) 報告の種類及び様式

a 被害速報

市は、発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

(a)発生速報

被害の発生直後に県災害オペレーション支援システムで報告する。同システムが使用不能の場合は、「【様式編】第2 2-3 発生速報」により県防災行政無線FAX又は電話（地上系・衛星系）で報告する。

(b)経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次県災害オペレーション支援システムで報告する。同システムが使用不能の場合は、「【様式編】第2 2-4 経過速報」により県防災行政無線FAX又は電話（地上系・衛星系）で報告するものとし、特に指示する場合のほか、2時間ごとに報告する。

【様式編】第2 2-3 発生速報

【様式編】第2 2-4 経過速報

b 確定報告

市は、「【様式編】第2 2-5 被害状況調」により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

【様式編】第2 2-5 被害状況調

(I) 報告先

a 県への報告先

市は、県災害オペレーション支援システムで報告する。同システムにより報告できない場合は、下記の報告先に報告する。

【県の連絡先】

	県対策本部設置前	県対策本部設置後
勤務時間内	県災害対策課 ・電話 048-830-8181 ・FAX 048-830-8159	管轄する現地災害対策本部 又は支部
勤務時間外	県危機管理防災部当直 ・電話 048-830-8111 ・FAX 048-830-8119	

なお、災害救助法の適用申請については、次の県担当課に報告する。

【災害救助法の適用申請の連絡先】

報告先	電話番号	FAX番号
県危機管理防災部災害対策課	048-830-8181	048-830-8159

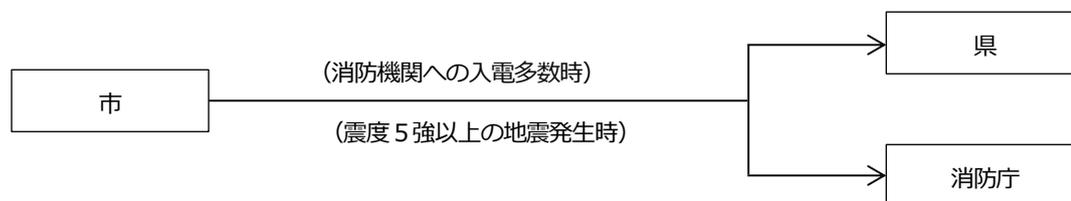
【消防庁への報告先】

区分		平日（9：30～18：30） ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
回線別			
N T T回線	電話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	79—048—500—90—49013	79—048—500—90—49102
	F A X	79—048—500—90—49033	79—048—500—90—49036

(f) 震度5強以上の地震発生時の連絡先

市は、市内で震度5強以上の地震が発生した場合又は市内に「火災・災害等即報基準」の「直接即報基準」に該当する災害が発生した場合には、被害の有無に関係なく、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても実施する。

【直接即報基準】



オ 災害通信計画

(7) 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時には加入電話がふくそうし、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合、あらかじめN T Tに登録してある災害時優先電話により指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信用のみに使用することを徹底する。

【資料編】第6 6-2 通信施設一覧

(1) 非常電報及び緊急電報の利用

市は、災害時において加入電話がふくそうし、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

a 非常電報

次に掲げる事項に該当する場合は、他の電報に先だって伝送及び配達することになっているため、これを活用する。

【非常電報の内容】

非常電報の内容	機関等
① 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又は警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間
② 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間
③ 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者とその災害の予防又は救援に直接関係がある機関との間

b 緊急電報

次に掲げる事項に該当する場合は、他の電報に先だって伝送及び配達をすることになっているため、これを活用する。

【緊急電報の内容】

緊急電報の内容	機関等
火災、集団的 disease、交通機関の重大な事故、その他これに準用すると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間又はこれらの機関相互間

c 非常電報及び緊急電報の利用上の注意事項

「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙余白に「非常」又は「緊急」と朱書する。

(ウ) 県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線の利用

市は、県災害オペレーション支援システムを利用して、県及び県出先機関への被害状況等の報告又は通報する。同システムが使用不能の場合は県防災行政無線 F A X 又は電話（地上系・衛星系）により報告又は通報する。

(I) 防災行政無線の利用

市は、災害の規模又は状況、あるいは連絡内容に応じて、消防機関、警察、指定地方公共機関、公共施設、救急病院等に設置されている戸別受信機あるいは MCA 無線を利用して被害状況等を報告又は連絡する。

(オ) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急に災害情報の通信を行う必要がある場合、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき各防災関係機関の通信施設を優先使用する。

a 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- 警察機関
- 消防機関
- 水防機関

- 航空保安機関
- 気象業務機関
- 鉄道事業者
- 電気事業者
- 鉱業事業者
- 自衛隊

b 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合、特別の必要があると認めたととき。

災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたととき。

c 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。

市は、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

(カ) 非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利用することができないとき又は著しく困難である場合は、電波法第74条の規定に基づいて非常通信を利用する。

a 非常通信の運用方法

(a)非常通信文の内容

非常通信は、主に次に掲げる事項について行う。

- 人命の救助に関すること。
- 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- 遭難者救援に関すること。
- 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- 民心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

(b)非常無線通信文の要領

- 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- かたかな又は通常の文書体で記入する。
- 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- 余白に「非常」と記入する。

(c)非常通信の依頼先

市は、非常通信の実施について、最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を要請する。

(d)非常通信の取扱料

非常通信の取扱料は、原則として無料である。

b 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問合せについては、次の防災関係機関に連絡する。

【非常通信に関する照会】

連絡先	関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電話	03—6238—1776(直通)
F A X	03—6238—1769

2 広報広聴活動

(1) 取組方針

市は、震災時の混乱した事態において、被災地域や隣接地域の住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と連携して災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報する。

また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施することで、効果的な応急対策の実施を図り、情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

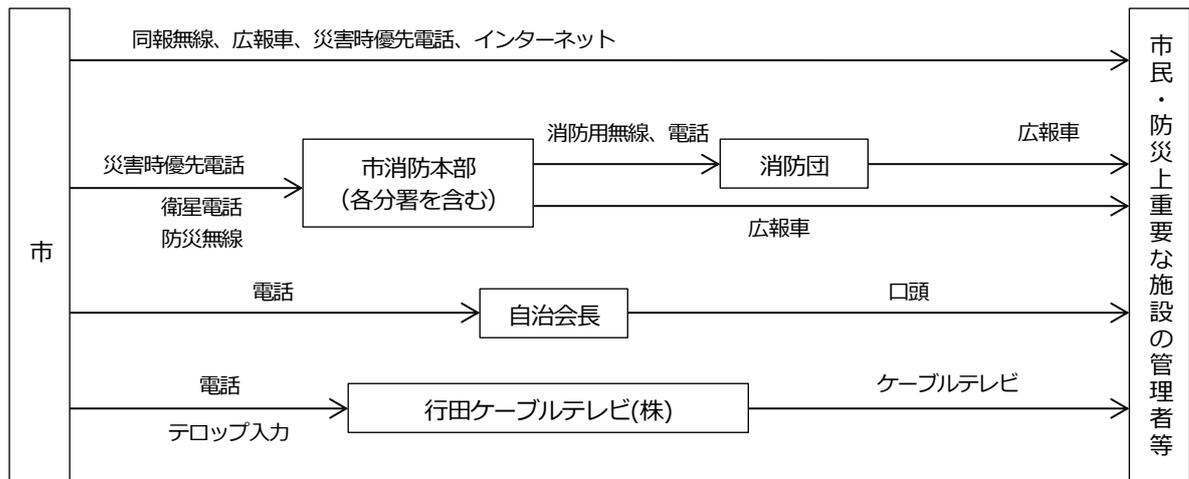
(2) 具体的な取組内容

ア 市民への広報

市は、民心の安定と社会秩序の維持を図る上で非常に重要であるため、災害発生直後から、生活が再開し復旧が進む各段階に応じて、あらゆる手段を用いて迅速かつ確かな広報活動を実施する。

なお、復旧が進む段階においては、被災者に対する各種支援情報（住居の消毒や災害廃棄物処理等）についても速やかに検討し、周知する。

【広報伝達系統図】



(7) 広報の内容

災害時において市民が求める情報は時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化する。

そのため、市は、広報広聴班により、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時的確な広報を実施する。

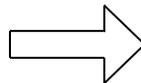
【地震発生直後の広報、その後の広報】

〔地震発生直後の広報〕

- ① 地震の規模・余震・気象の状況
- ② 被害状況の概要
- ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ④ 避難情報の発令及び避難上の注意事項
- ⑤ 指定避難所の開設状況
- ⑥ 余震による倒壊などの二次災害防止情報
- ⑦ 災害時における市民の心構え
- ⑧ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ⑨ 市民のとりべき措置
- ⑩ その他必要事項

〔その後の広報〕

- ① 被災状況及び災害応急対策の状況
- ② 余震による倒壊などの二次災害防止情報
- ③ 医療機関の活動状況
- ④ 被災者の安否情報
- ⑤ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ⑥ 防疫についての注意事項
- ⑦ 給食・給水の実施状況
- ⑧ 衣料・生活必需品等の供給状況
- ⑨ 道路及び交通機関の復旧状況
- ⑩ 臨時災害相談所の開設状況
- ⑪ その他必要事項



(1) 広報の方法

市は、市の保有する次の広報媒体を活用して広報を実施する。なお、被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

a 防災行政無線

災害の規模又は状況により、広報区域及び広報事項を決定し、防災行政無線による地区別放送を実施する。また、各応急対策を実施する上で重要な施設には戸別受信機により広報を実施する。

b 広報車

災害の状況に応じて、被害状況が不明な地域、被害甚大な地域など必要地域へ広報車を出勤させ、広報を実施する。なお、広報を実施する場合には、各地区の被害状況の把握にも努める。

c インターネット

インターネットのホームページ、浮き城のまち安全・安心情報メール、緊急速報メール等を利用し、市民、観光客、一時滞在者等に被害情報や注意事項等の広報を実施する。

d 掲示板、広報紙

被災地域、指定避難所等に掲示板を設置し、又は臨時広報紙を発行し、正確な情報をわかりやすく被災者、避難者に伝達する。

e ケーブルテレビ

災害時に緊急情報の放送等が必要な場合、行田ケーブルテレビ(株)に協力を依頼する。

なお、この場合には、文字放送、手話放送、外国語放送など障がい者や外国人に配慮した放送を依頼する。

f 放送媒体による広報

被害の状況等により、市民へ災害警報等の放送が必要と認める場合、市長は、県を通じてNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請を実施する。ただし、やむを得ない場合は、市長は、直接放送事業者に要請する。

【有効な伝達手段及びその特色】

伝達手段	種別	特色
広報車	(被)(生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	(被)(生)	〃
インターネット (ホームページ、浮き城のまち安全・安心情報メール、緊急速報メール等)	(被)(生)	〃
掲示板	(生)(安)	各指定避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広報紙	(生)(安)	各指定避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	(生)(安)	指定避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
報道機関	(被)(生)(安)	様々な情報の伝達、注意喚起が短時間で広範に可能

(被) 被害状況 (生) 生活情報 (安) 安否情報

(ウ) 上水道及び下水道の広報

市は、地震により管渠に被害が生じた場合、都市整備部により市民の不安と混乱を防ぐため、防災行政無線等によりいち早く広報を実施するほか、広報車を巡回させ、対象地域の市民に対して次の事項について広報活動を実施する。

特に、下水道については、水道の供給が行われている地区では、被害状況が伝わらないまま市民が使用してしまうことが考えられる。その場合、復旧作業に支障を及ぼすため、被害状況が判

明するまでは使用を控えるよう伝達する。

a 水道（給水）に関すること。

- 水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること。
- 給水拠点及び給水方法に関すること。
- 水質についての注意に関すること。
- その他必要な事項

b 下水道（トイレ）に関すること。

- 下水道施設の使用禁止に関すること。
- 下水道施設の被害状況及び復旧見込みに関すること。
- 仮設トイレの設置状況に関すること。

(I) 広報における留意事項

- 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施
- 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施
- 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）、応急対策状況の正確な把握
- 被災者ニーズを把握した広報
- 広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮
- 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮
- 停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供

(ウ) 災害用伝言ダイヤル及び携帯電話用災害伝言板の活用

NTTや携帯電話事業各社は、災害時において電話がふくそうした場合でも連絡が取り合えるよう、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版の使用について広報するものとする。

市は、臨時災害相談所、広報紙、掲示板等により、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版の活用方法を市民に周知を図る。

【資料編】第6 6-2 通信施設一覧

イ 報道機関への発表

市は、広報広聴班により、市役所内にプレスルームを開設し、被害状況、災害応急対策の実施状況、市民及び被災者に対する注意事項等の広報資料を取りまとめ、報道機関に対して発表する。

報道機関への発表責任者は、総合政策部長とする。総合政策部長は、事態の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

なお、市は、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

ウ 要配慮者への広報

市は、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者に対して配慮した広報を実施する。

(ア) 高齢者や障がい者等への広報

市は、放送媒体による文字放送・手話放送のほか、民生委員・児童委員、福祉ボランティア、市民の協力を得て、広報を実施する。

(イ) 外国人への広報

市は、放送媒体による外国語放送のほか、掲示板、広報紙等への外国語併記を行うとともに、外国語教師や語学ボランティア等の協力を得て、外国語による広報を実施する。

エ 広聴活動

震災時には、被災者又は関係者からの家族の安否確認をはじめ、医療、生活必需品、住居の確保、ライフラインの復旧状況や融資等についての相談、要望、苦情が寄せられるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、市は、次のとおり広聴活動を実施する。

(ア) 被災者に対する広聴活動の実施

市は、被災者に対する個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を実施する。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

(イ) 臨時災害相談所の開設

市は、生活班により臨時災害相談所を開設し、市民の相談に対応する。

○生活班は、市役所、指定避難所等に臨時災害相談所を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

○指定避難所等に相談所が設置されないときは、各指定避難所の責任者が相談等に応ずる。

○相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。

○相談所を開設した場合には、速やかに防災行政無線、広報車等により市民へ周知する。

(ウ) 移動相談の実施

市は、災害が終息した場合、広報車等により、被災地域を巡回して移動相談を実施し、救援措置の推進に当たる。

(イ) 「埼玉県震災コーナー」の利用

市は、県が開設する「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を実施する。

(ウ) 災害情報相談センターの利用

市は、県が設置する「災害情報相談センター」の業務に協力するとともに、被災者の要望、苦情等を把握・分析し、また専門分野の知識等を収集する。

なお、県、市町村及び関係団体との連携体制を強化するため、震災後早期に災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議が開催されることとなっている。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認する

とともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報センターマニュアル」を作成する。

(カ) 広聴内容の処理

市は、広聴活動により収集した要望事項を所管部又は防災関係機関に連絡し、迅速かつ的確に処理をするよう要請する。

オ 安否情報の提供等

市は、指定避難所等に避難した被災者の安否情報を把握するとともに、防災関係機関と連携して死者、負傷者等の情報収集に努め、安否情報名簿を作成し、被災者の家族等からの照会に回答する。

(ア) 安否情報の収集

市は、各指定避難所で管理している避難者名簿、行田警察署や消防本部等が把握している死者及び負傷者の情報を収集し、安否情報台帳として集約する。

また、安否情報台帳作成の際に、情報提供の同意について、記載の有無を確認する。

(イ) 照会対応の実施

a 窓口の設置

市は、被災者対策班を窓口業務の主管として、安否情報の照会体制を整備する。

b 照会者の身元確認

市は、照会者本人の運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の提示により、照会者本人の氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項について確認を実施する。

c 照会に関わる被災者の確認

市は、照会者本人から、被災者の指名、住所、生年月日、性別及び照会する理由を確認する。

d 情報提供

市は、次のとおり、照会者の種別に応じて安否情報を提供する。なお、被災者本人の同意が得られていない場合は、安否情報を把握していない旨を回答する。

- 被災者の同居の親族、居所、負傷・疾病の状況、連絡先
- 被災者の親族、職場の関係者負傷・疾病の状況
- 被災者の知人等安否情報保有の有無

第6節 医療救護等対策

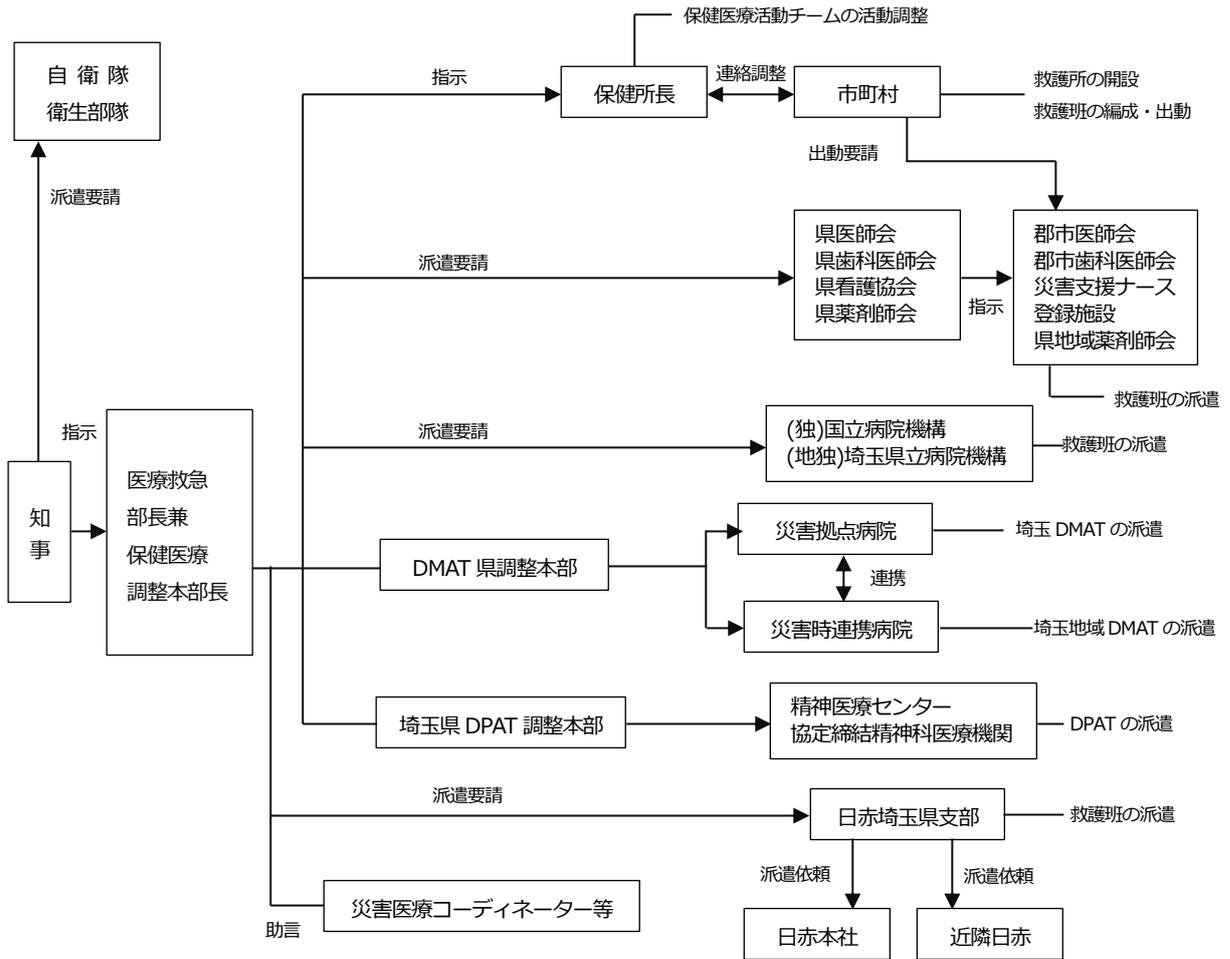
第1 基本方針

市は、市内における医療救護体制の充実を図り、防疫対策、遺体の埋・火葬等の復旧対策に取り組む。

1 現況

災害時の医療活動の実施主体と役割は、次の図のとおり。

【災害時の医療活動の実施主体と役割】



2 救急医療機関の指定

令和4年10月現在、市には2箇所の救急病院を含め、34箇所の医療機関があり、市民の医療への需要に対応している。

なお、休日及び祭日等における救急医療は、行田市医師会に委託し、市内の医療機関で行っている。

【市内の後方医療機関】

施設名	所在地	電話番号	開設主体	診療科目	許可病床	救急病床うち()は専用
清幸会 行田中央総合病院	富士見町2丁目17番地17	(553) 2000	医療法人社団	内・循環器内科・糖尿病内科・漢方内科・呼吸器内科・産婦・外・呼外・消化器外科・小・整・形・アレ・リウ・麻・放・リハ・ペインクリニック外科・眼・皮	160	9 (3)
壮幸会 行田総合病院	大字持田376番地	(552) 1111	社会医療法人	内・心療・精・神内・呼吸器内科・消化器内科・消化器外科・循環器内科・リウ・小・外・整・脳・皮・泌・肛門外科・眼・耳・リハ・放・ペインクリニック内科・ペインクリニック外科・麻・緩和ケア内科・腎臓内科・血管外科・病理診断科・腫瘍内科	504	27 (6)

3 災害拠点病院

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿180番地
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1丁目847番地
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6丁目100番地
	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳1680番地
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5丁目8番地1号
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2丁目1番50号
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460番地
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3丁目2番地
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5丁目11番5号
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397番地1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市大字持田376番地
	社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見418番地1
	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2丁目1番地
	草加市立病院	草加市草加2丁目21番1号
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299番地1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座1丁目10番10号
	医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬446番地
	(地独) 埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1番地2
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3	

4 災害時連携病院

病院名	所在地
社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西四丁目5番1号
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭2丁目1671番地
医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
社会医療法人入間川病院	狭山市祇園17-2
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市入間川2丁目37番20号
越谷市立病院	越谷市東越谷十丁目32番地
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12
医療法人社団晃悠会ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5
日本赤十字社小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525

第2 予防・事前対策

1 医療救護体制の整備

(1) 取組方針

市は、震災時の医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平時から初期医療体制及び後方医療体制等の応急医療体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 初期医療体制の整備

(ア) 初期医療体制の整備

市は、震災時における負傷者への医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護所の整備や行田市医師会の協力による初期医療体制の整備を図る。

a 救護所の整備【危機管理課】

市は、震災の規模により指定避難所等に救護所を設置する場合に備え、テント、担架、発電機等の資器材を整備する。

b 医療救護班の整備【健康課、こども家庭センター】

震災時の医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、行田市医師会と医療救護班の編成、出動基準等についてあらかじめ協議する。

【資料編】第3 3-3 市内医療機関一覧

(イ) 自主防災組織等による自主救護体制の整備【危機管理課】

市は、災害時の初期医療をより円滑に実施するために、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、自主防災組織等による応急救護能力の向上を図る。

(ウ) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

市内の救急医療機関等は、救護班及び初期治療を実施するため、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進するものとする。

イ 後方医療機関

(ア) 後方医療機関による医療機能の確保

後方医療機関として位置付けられた医療機関は、災害時にその医療機能を確保するため、次の防災措置の推進を図るものとする。

- 医療施設等の耐震化及び不燃化
- 医薬品等の備蓄及び配備
- 水、食糧の備蓄及び整備
- 自家発電装置等の備蓄及び配備
- 医療要員の非常参集体制の整備
- 救護班の編成
- 傷病者の円滑な受入体制の整備

(イ) 連絡体制の整備【健康課、こども家庭センター】

市は、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況、行田市医師会との情報連絡方法など、災害医療に係る総合的な情報収集及び情報伝達が行える連絡体制の整備を図る。

(ロ) 搬送体制の確立【消防本部、危機管理課】

市は、災害時における患者、救護班員及び医薬品等の迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確立及び重症度、緊急度に沿った適切な搬送体制の確立について関係機関と協議・調整を図る。

(ハ) 医薬品等の調達体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】

市は、定期的に医薬品等の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。

また、市は、医療関係業者、行田市薬剤師会からの医薬品等の調達体制を整備する。

ウ 医療保健応援体制の整備【危機管理課】

(ア) 応援要請のための情報連絡体制の整備

市は、加須市、羽生市、三重県桑名市、福島県白河市、群馬県桐生市及び群馬県吾妻郡草津町と「災害時における相互応援に関する協定」を締結している。

当該協定に基づき、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等全ての医療救護局面における広域的な応援協力が円滑に行われるよう、協定締結市町村や関係機関との調整を図るとともに、情報連絡体制を整備する。

【資料編】第2 2-1 災害時相互応援協定等一覧

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

(1) 取組方針

市は、災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

(2) 具体的な取組内容

ア 遺体収容所の選定【危機管理課】

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

イ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保【危機管理課】

市は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結するなどの事前対策を推進する。

3 防疫活動体制の整備

(1) 取組方針

市は、災害時の消毒業務等の防疫活動を迅速かつ的確に対応するため、平時から防疫活動体制の整備を推進する。

(2) 具体的な取組内容【危機管理課】

市は、民間事業者と災害発生時における消毒業務に関する協定を締結するなど、防疫活動体制の整備に努める。

第3 応急対策

1 初動医療体制

(1) 取組方針

大規模地震の発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、市は、震災時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速く医療救護活動を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制

(ア) 市消防本部の活動

a 被害状況の早期把握

市消防本部は、市民からの119番通報、駆け込み通報、参集職員及び消防団員等からの情報等を総合し、被害状況を早期に把握する。

把握した被害状況は、速やかに市役所、行田警察署等関係機関に連絡する。

b 救急・救助における活動

市消防本部は、防災関係機関から通行不能道路等必要な情報を収集し、効率的な救助隊の運用体制を確立し、迅速かつ的確に救急・救助活動を実施する。

○救急・救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行う。

○延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を行う。

○延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先し、効果的な救急・救助活動を行う。

○同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効果の高い事象を優先して救急・救助活動を行う。

○倒壊物による被災者の負傷、埋没事故の救急・救助に際しては、救助工作車、救急車その他消防機関の有する人員、施設、救助用資器材を最大限に活用して迅速に行う。

c 医療機関への搬送等

市消防本部は、救急救命士等によるトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、高規格救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送する。

d 関係機関との連携

市消防本部は行田警察署と密接な連携のもとに、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動は、医療機関と連携して緊急性の高い傷病者を優先して実施する。

(1) 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、被災状況を消防本部等に報告するとともに、配備された救助資器材を使用して、速やかに建物倒壊等からの救出活動を実施する。

なお、救急・救助活動においては消防本部、行田警察署と緊密に連携し、実施する。

(2) 市民、自主防災組織等の活動

大地震の発生直後は、行政による救助体制が遅れることが予想され、一刻を争う救助に対しては、自主防災組織の果たす役割が非常に大きいものとなる。

自主防災組織は、被害が発生した場合には直ちに要救助箇所の把握を行い、被害状況を市や関係機関に通報するとともに、資器材を調達の上、救助活動に当たるものとする。この際、火災の発生に留意し、傷病者のうち軽傷者については自主的に、又は自主防災組織において応急処置を行い、医療救護所若しくは医療機関での処置が必要な者については、直ちに搬送を行うものとする。特に、要配慮者については、市民が協力して安否確認を行うものとする。

(I) 他機関への応援要請

地震による建物・工作物等の倒壊、同時多発火災等が発生し、現有の救急・救助能力では対応が困難であると判断した場合には、応援協定締結自治体等に応援を要請し、迅速な救急・救助活動を推進する。

応援要請については、「本編 第2章 第4節 第3 8 応援要請(第2編-82~85ページ)」を準用する。

イ 傷病者搬送

(7) 医療活動状況等の把握

市は、傷病者の搬送先を決定するために必要な医療機関に関する次の情報を、行田市医師会を通じて、あるいは直接電話等により収集する。

- 建物、設備等の被災状況
- 入院患者の動静
- 電気、水道、ガス等の受給状況
- 傷病者の受入れの現況
- 傷病者の搬送受入れの可否及び今後の見通し
- 特殊治療実施の是非等

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断するものとする。

(7) 搬送先の決定

市消防本部は、各医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、地区ごとのおおよその搬送順位をあらかじめ定める。震災時は、後方医療機関の被災状況や搬送経路の状況など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

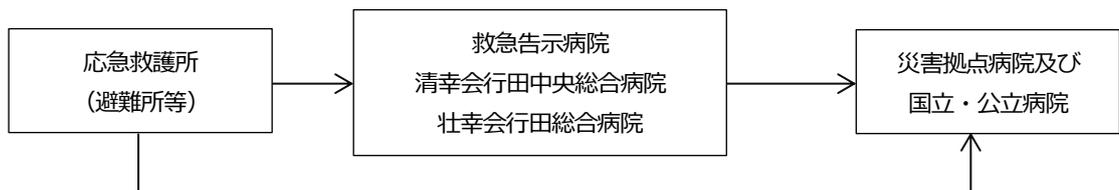
(1) 傷病者搬送の要請

医療救護班又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、県、市及びその他防災関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請するものとする。

(7) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた市消防本部は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

なお、医療救護所や市内救急告示病院等では対応できない重症者等は、県指定の災害拠点病院に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。



(カ) 搬送方法の確保

- 救急車のほか、医療救護班が保有している自動車を使用できる場合は当該自動車により搬送する。
- 多数の傷病者が発生し、前項の自動車では不足する場合には、庁用車両により搬送し、状況によっては関係事業者から自動車を借上げて搬送する。
- 傷病者の状況により、ヘリコプターの出動が最も有効と判断した場合には、知事に県防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の災害派遣要請を実施する。

【資料編】第3 3-3 市内医療機関一覧

ウ 医療救護

(ア) 初期医療体制

a 救急病院等の災害時の対応

市内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続するものとする。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資器材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援するものとする。

(イ) 医療救護班の医療編成

行田市医師会は災害が発生し、市からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合、医療救護班を編成し、市内の医療救護所へ派遣するものとする。

(ロ) 救護活動

a 医療・助産救護活動

市は、災害の程度に合わせた医療・助産救護活動等を実施する。

b 医療救護所の設置

医療救護班は、指定避難所や被災者にとって交通の便が良い場所に設置する医療救護所において医療救護活動を実施する。

なお、医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を防災行政無線、広報車等を使用して市民に周知する。

c 県への応援要請

市は、災害の程度が大きく、市の能力のみでは医療・助産救護活動が十分にできないと認められるとき又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他防災関係機関に協力を要請する。

d 医療救護班の業務内容

医療救護班が医療救護所において実施する医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- 傷病者に対する応急処置
- トリアージ（多数の傷病者が同時に発生した場合、現存する限られた要員や医薬品等の医

療機能を最大限に活用するために、負傷者の負傷程度選別を行い、治療優先順位を決定すること。)の実施

- 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(I) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの医療等に関する相談窓口を健康課及び福祉課に開設するとともに、必要により指定避難所や被災地への巡回相談等に努める。なお、これらの活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、入院のための体制を確保する。また、入院搬送に当たっては専門医の立会いのもと適正な措置をとる。

(カ) 医薬品等の調達、供給

市は、医療救護の実施のための医薬品及び衛生材料等は、必要数量を関係業者から調達するとともに、行田市薬剤師会に供給を依頼する。また、必要により利根地域振興センターに備蓄してある医薬品等の供給を要請する。

また、血液製剤が必要な場合には、県に要請する。

工 保健衛生

(ア) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請

市は、災害ストレス等により、被災者に新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療が必要となった場合は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）に協力を要請する。

2 栄養指導

(1) 栄養調査、栄養相談

震災時には、設備の不十分な状態での食品の調理及び提供、並びに停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下による食品の腐敗、汚染等の発生が予想される。そのため、加須保健所は市から管理栄養士の派遣要請がある場合は、県に栄養指導班の派遣要請を行う。

炊出しは、市、自衛隊、ボランティア等が実施し、市はそれぞれの情報把握と調整に関与し、食中毒の予防対策に努める。

また、市は県と連携し、栄養相談体制の整備や必要に応じて栄養アセスメント（避難所食事状況調査等）を実施する。

3 遺体の取扱い

(1) 取組方針

市は、地震により死亡又は死亡していると推定される者について、防災関係機関と連携して、搜索、収容を速やかに行い、身元が判明しない死亡者又は引取手のない遺体については埋・火葬を実施し、民心の安定を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 遺体の搜索・処理

(ア) 搜索活動

a 搜索の対象者

搜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

b 搜索活動

被災者対策班は、消防長及び消防団長と協力して搜索隊を編成し、搜索活動を実施する。その際には行田警察署に協力を要請するとともに、必要により市民の協力を得る。

c 搜索の依頼

市は、遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、近隣市町村及び遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して搜索を依頼する。

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、年齢、身体の特徴、着衣等

d 災害救助法適用の場合の搜索活動

市及び防災関係機関は、災害救助法を適用した場合の遺体の搜索について、次の基準で実施する。

- 遺体の搜索は、搜索のための機械、器具等現物をもって救助を実施する。
- 遺体の搜索に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求する。

【資料編】第6 6-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(イ) 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、行方不明者に関する相談窓口を被災者対策班に設置し、行田警察署と連携を図りながら、問合せ等に対応する。なお、問合せ等においては、被災者の権利利益を不当に侵害しないよう配慮し、本人の同意なしで家族等に回答できる。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体の特徴、着衣その他必要事項を記録する。

(ウ) 遺体の処理

a 遺体の検案

警察官により検視（見分）された遺体について、医師等で編成する医療救護班により検案を

実施する。

b 遺体の輸送

市は、医師による検案を終えた遺体について、県に報告の上、警察、消防機関等の協力を得て遺体収容所に輸送し、収容する。

c 遺体収容所の設置に関する事前準備

市は、遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ県、行田警察署及びその他防災関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
- 検視（見分）未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 検視（見分）用資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 遺体収容所の所在地等、開設状況に係る広報に関する事項

d 遺体収容所の設置

災害により死亡した者が少ない場合、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容するものとするが、医療機関の霊安室で不足する場合、葬祭業者に協力を依頼し、業者の施設を利用する。それでもなお不足する場合には、被災現場付近の寺院あるいは被災を免れた寺院に協力を依頼し、当該寺院に遺体収容所を設置して遺体を収容する。また、被災等により寺院での遺体収容が困難な場合、又は遺体収容所として適当な施設がない場合には、市有地に天幕、幕張り等を設置し、対処する。

なお、市は、平時から遺体用防腐剤等の調達先、葬祭業者及び寺院等との災害時における協力体制の確立を図る。

【資料編】第3 3-8 市内寺院一覧

e 市民への広報

市は、遺体収容所を設置した場合、防災行政無線、広報車による巡回等により、設置場所、遺体収容状況等について広報を実施する。

f 遺体の処理方法

検視（見分）及び検案を終えた遺体は、おおむね次により処理する。

- 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 身元が判明した遺体は、遺族又は親戚縁者に引き渡すものとするが、遺体の身元識別のため相当の時間を要し、又は死亡者が多数のため短時日に埋・火葬ができない場合等においては、遺体を遺体収容所に安置し、埋・火葬が行われるまで一時保存する。

g 身元不明遺体の取扱い

市は、行田警察署と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影するなどして記録するとともに、行田市歯科医師会等の協力を得て、身元の確認に努める。

なお、遺留品については、適切に保管する。

h 災害救助法を適用した場合の遺体の処理の基準

(a)災害の際死亡した者について遺体に関する処理（埋・火葬を除く。）

- 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- 遺体の一時保存
- 検案（原則として医療救護班によって行う。）

(b)支出できる費用

市は、遺体の処理に要した費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求する。

4 衛生管理

(1) 指定避難所の衛生管理

市は、次の事項に留意して、指定避難所の衛生管理に努める。また、指定避難所の衛生管理に関しては、必要により県から助言及び指導を受ける。

ア 衛生管理上必要な区域の設定

- 土足禁止区域
- 喫煙（分煙）
- 分別ごみ置場
- 汚物集積場所
- 仮設風呂（シャワー）施設
- 仮設トイレ

イ トイレ、ごみ置場等の清掃体制の確立

- 発災直後は、職員、ボランティアにより清掃を実施する。
- 指定避難所の運営組織が確立した時点で当番制を確立する。

(ア) 避難者ニーズへの対応

発災した季節、気象状況等により避難者のニーズが異なるので、的確にニーズを把握し、適切な対応を行う。

【考えられる避難者ニーズ】

季節	物品等
夏	扇風機、シート、殺虫剤、液体蚊取り器、蚊取り線香、トイレ消臭剤、網戸の設置、防虫剤等
冬	畳、断熱マット、電気ストーブ、石油ストーブ、灯油、使い捨てカイロ等

ウ 生活環境の把握及び避難者への指導

市は、加須保健所等と協力し、次の事項の把握及び改善指導を実施することで、避難所における生活環境を確保する。

- 指定避難所内のトイレ、ごみ置場、汚物集積場所等の整理状態

- 室内の換気・室温等の状態、衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態
- 手洗い、消毒、うがい、歯磨、入浴、洗髪等の実行状況及び食事の摂取状況
- 風邪その他の症状の出現状況並びに感染症発生の状態及び予防の指導
- 慢性疾患患者の治療状況及び避難者の健康相談の実施

エ プライバシーの確保

- 各世帯単位の間仕切りの設置
- 女性に配慮した仮設風呂(シャワー)施設、仮設トイレ等の設置

第4 復旧対策

1 防疫活動

(1) 取組方針

市は、災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

(2) 具体的な取組内容

ア 防疫活動組織

市は、防疫実施班を編成し、加須保健所と緊密な連絡のもとに迅速に防疫活動を実施する。

イ 感染症対策

市は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この「イ 感染症対策」において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(ア) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

市は、感染症の病原体に汚染されている疑いがある次の事項に該当する場所を消毒する。

- 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- 感染症により死亡した者の死体がある場所又は汚染された疑いがある場所
- 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

(ウ) 物件に係る措置（法第29条）

市は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、当該物件の移動の制限又は禁止、消毒、廃棄その他感染症の発生予防、蔓延防止に必要な措置をとる。

(エ) 生活用水の供給（法第31条）

市は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水の使用又は給水を制限、禁止する。この場合、当該生活用水の使用者に対して、必要な生活用水を供給する。

(イ) 県への連絡

市は、感染症の患者を発見した場合、速やかに県に連絡する。

(カ) 臨時予防接種の実施

市は、感染症の発生及び蔓延を予防するため、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合、加須保健所、行田市医師会等の協力を得て、迅速に臨時予防接種を実施する。

なお、臨時予防接種を行う場合には、実施場所、実施時間等を被災地域の市民に広報する。

(キ) 予防教育及び広報活動の実施

市は、被災地域及び指定避難所等において、広報紙等の配布、広報車の活用、防災行政無線放送等により速やかに予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知する。

また、災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

(ク) 健康調査、健康相談

市は、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査する。また、必要に応じて指定避難所又は保健センターに健康相談所を設置して、被災者の健康相談を行う。特に、要配慮者に配慮して保健指導及び健康相談を実施する。

ウ 防疫業務への協力依頼

市は、防疫業務の実施に当たり、各地区衛生協会及び自治会等に協力を要請する。

なお、薬剤の配布、消毒機の貸与等をして防疫作業への協力を求める場合、薬剤の管理や消毒機の使用方法等の説明を十分に行い、薬剤等による被害が発生しないよう指導の徹底を図る。

エ 防疫薬剤、資器材の調達

市は、防疫薬剤、資器材が不足する場合、市内関係業者から調達するものとするが、調達が困難な場合は、知事又は近隣市町村に対し調整斡旋の要請を実施する。

2 遺体の埋・火葬

(1) 取組方針

市は、適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 具体的な取組内容

ア 埋・火葬の実施基準

市は、身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体について埋・火葬を実施する。

イ 被災状況の把握

市は、地震発生後、死者数の把握を実施するとともに、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否について確認する。

【火葬場】

名称	所在地	電話番号	火葬炉数	1日可能火葬数
市斎場	大字佐間 1751 番地	559—1996	4基	8体/日

ウ 遺体の埋・火葬の実施

(ア) 遺体の火葬

- 市は、遺体を火葬する場合、遺体収容所から火葬場に移送する。
- 市は、焼骨について、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(イ) 遺体の埋葬

- 市は、収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬することができない場合、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- 市は、仮埋葬した遺体について、早期に発掘して火葬し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨安置する。

エ 災害救助法を適用した場合の遺体の埋・火葬の基準

(ア) 埋・火葬

埋・火葬は、原則として市で実施する。

(イ) 身元が判明している遺体の埋・火葬

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合には、原則として、その遺族、親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、災害救助法適用地の混乱のため引き取る暇がないときは、市は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(ウ) 身元が判明していない遺体の埋・火葬

身元が判明しておらず、被災地から漂流してきたと推定できる遺体は、当該遺体を撮影するなどして記録し、前記(イ)に準じて埋・火葬を実施する。

(I) 費用・期間等

a 支給内容

市は、実際に埋・火葬を実施する者に対し、次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を支給する。

- 棺（付属品を含む。）
- 埋葬又は火葬
- 骨つぼ又は骨箱

b 費用

市は、遺体の埋・火葬に要した費用について「災害救助法による救助、方法及び期間並び

「に実施弁償の基準」の範囲内において県に請求する。

オ 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族、親戚縁者が行うものとする。

市は、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋・火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、業者や火葬場等の調整及び斡旋を実施する。

市は、火葬場の被災など必要に応じて、県及び他市町村へ協力を要請する。

カ 広域火葬体制の確立

火葬は、原則として斎場で行うこととするが、大規模地震により火葬場が被災して稼働できない場合や一度に多数の死亡者が発生して対応が困難な場合には、被災していない他市町村及び近隣県の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が予想される。

市は、施設の被災又は火葬要員の被災のため、斎場での火葬の実施が困難な事態に陥った場合には、県に対し、広域火葬の応援・協力を要請するものとする。この場合、斎場の被災状況及び火葬能力、火葬要員の安否並びに災害による死亡者数等を速やかに把握し、県に報告する。

県から火葬場を指示された場合は、指定された火葬場に遺体を搬送し、火葬する。なお、交通規制が行われている場合は、緊急通行車両により搬送する。

キ 広域火葬実施上の留意点

(ア) 必要物資等の調達

市は、火葬の実施までに時間がかかる場合、遺体の保存のために必要なドライアイス等の物資の調達、作業要員の確保等、遺体の保存について必要な措置を講ずる。

(イ) 火葬許可の特例的措置

被災により迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行う。

(ウ) 遺族への同意

市は、円滑な広域火葬を行うため、遺体収容所からの遺体引き取りを希望する遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていること、当該火葬場までの搬送が交通規制等のために困難であること等を説明し、遺族の心情に十分配慮しながら遺体収容所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を得るよう努める。

なお、既に遺族に引き取られた遺体については、火葬場の割り振りを行い、遺族にその旨を伝える。

第7節 帰宅困難者対策

第1 基本方針

大規模災害が発生し、鉄道などの公共交通機関が停止した場合、多数の帰宅困難者が発生すると想定される。

発災直後からしばらくの間において、県、市及び防災関係機関は救出・救助活動に重点を置くため、「自助」や「共助」も含めた帰宅困難者対策に取り組む。

また、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

1 帰宅困難者

(1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の運行停止等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、市内では次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

多くの人々が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 駅周辺での駅前滞留者の発生

鉄道の運行停止により、各駅で帰宅できない駅前滞留者が発生するおそれがある。

(3) 通信手段の喪失

家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり、ふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

(4) 非居住者の増加

市内で働いている県外居住者や観光客等も、多数の帰宅困難者となることが予想される。

3 県による関係機関との連携

(1) 埼玉県石油業協同組合との協定

県は、ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

(2) フランチャイズ（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都 県市で協定締結）

九都県市は、コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む。）内容の協定を締結している。

第2 予防・事前対策

1 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 取組方針

市は、一斉帰宅抑制等について市民へ啓発を行い、駅周辺で滞留者が発生した際の対応を事業者と調整を行うことで、帰宅困難者対策を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者対策の普及啓発【危機管理課】

(ア) 一斉帰宅の抑制

市は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を実施する。

(イ) 事業所等への要請

市は、職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料の確保
- 情報の入手手段の確保、従業員等との安否確認手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供、仮宿泊場所等の確保

イ 一時滞在施設の確保【危機管理課】

(ア) 一時滞在施設の確保

市及び鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保するよう努める。

(イ) 一時滞在施設における備蓄

市は、一時滞在施設となる施設について、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄又は備蓄倉庫等からの備蓄物資の提供方法を定めるよう努める。

また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努める。

(ウ) 一時滞在施設の支援

市は県と連携して、災害発生時に一時滞在施設として開設・運営が円滑に実施できるよう一時滞在施設の運営マニュアルを整備するよう努める。

ウ 事業所等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、その他事業所等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を実施するものとする。

また、従業員等との安否確認手段を確保し、従業員等を一定期間社内にとどめるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努めるものとする。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、その他の事業所等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討するものとする。

更に、とどまった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努めるものとする。

エ 学校における対策【教育指導課】

校長は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内にとどめる対策を講ずる必要がある。

このため、市は、災害時における学校と保護者との連絡方法について定めた防災マニュアルを常に見直すよう指導する。

第3 応急対策

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を実施する。

(1) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

市は、ホームページやSNS等を活用して帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

また、鉄道事業者においても交通情報や県内の被害情報を駅周辺の滞留者に伝達するよう努めるものとする。

【対策内容】

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等の放送、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
市	情報の提供、広報、誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページに「災害伝言板」を開設 ・浮き城のまち安全・安心情報メール、緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル（171） ・災害用伝言板（web171） ・特設公衆電話の設置等
各携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言板サービス
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 取組方針

市は、必要に応じて駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

(2) 具体的な取組内容

ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、必要に応じて一時滞在施設を開設する。

イ 一時滞在施設への誘導

市は、鉄道事業者や行田警察署の協力を受け、一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をするよう努める。

第4 復旧対策

1 帰宅支援

(1) 取組方針

市は、混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を

実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

市は、県から代替輸送の発着所として指定された場合、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備する。また、必要に応じて、発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

災害時帰宅ステーションは、協定に基づく帰宅困難者支援を実施する。また、沿道の市民や事業所等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するように努めるものとする。

【実施機関】

実施機関	項目	対策内容
県、市	一時滞在施設の提供	公共施設の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請等	ガソリンスタンド、コンビニ・ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第8節 避難対策

第1 基本方針

大地震の発生により、家屋の倒壊・焼失等で住居を奪われたり、ライフラインの途絶等の被害や延焼拡大等の危険の迫った場合には、避難を余儀なくされる事態が予測される。

市は、このような事態に備えて、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の選定、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の現況

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に指定緊急避難場所として災害の種類（地震・洪水）ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設、又は場所を指定緊急避難場所として指定し、避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させるための施設として指定避難所を指定している。なお、休日、夜間等に大規模地震が発生した場合に備え、指定避難所に直行する職員をあらかじめ指名している。

【資料編】第8 8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

第2 予防・事前対策

1 避難体制の整備

(1) 取組方針

市は、被災者を安全な場所に迅速かつ適切に避難させるため、指定緊急避難場所等の選定、避難計画の策定等を推進することで、避難体制の確立を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難計画の策定【危機管理課】

(ア) 市の避難体制

市は、災害時に安全かつ迅速な避難、また指定避難所への誘導が行えるよう次の事項を策定するとともに、自治会等を通じて避難組織の確立に努め、防災訓練、研修会等により市民、指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

- 避難情報の発令基準及び伝達方法
- 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 指定緊急避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 指定緊急避難場所の管理・運営に関する事項
- 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(イ) 県有施設管理者との協議

市は、指定避難所と活用する可能性のある県有施設の管理者と協議の上、管理・運営方法等を定める。

(ウ) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。

- 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- 不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、指定避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市町村、警察署、消防署との連携等

(I) 学校等の避難計画

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応的確な判断のもとに統一のとれた行動を実施するものとする。

また、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知するものとする。

なお、学校等は防災関係機関や自主防災組織と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保【危機管理課】

(ア) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、72箇所を指定緊急避難場所として指定している。

【資料編】第8 8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(イ) 避難路の確保

a 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所や指定避難所への避難が安全に行われるよう、市街地の状況に応じて、次の基準で避難路の選定に努める。

また避難路を選定した際には、継続的に市民へ周知を図る。

- 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- 避難路は、相互に交差しない。
- 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 避難路の選定に当たっては、市民の理解と協力を得る。
- 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

b 避難路環境の整備

避難路に指定された道路管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入に努めるものとする。

沿道の建築物の所有者又は管理者に窓ガラス等の落下防止の重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を促進するものとする。

(ウ) 指定避難所の指定

市は、災害対策基本法第49条の7第1項に基づき、52箇所を指定避難所として指定している。

【資料編】第8 8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(I) 指定避難所における生活環境の確保

市は、次の事項を実施することにより、指定避難所における被災者の生活環境を確保する。

- 指定避難所に指定する建物については、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- 各避難所に食料や日用品等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の避難者の生活環境に配慮した適正な物資の備蓄に努める。
- 要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 避難の長期化に応じた避難所環境の整備をするとともに、停電対策に努める。

(オ) 避難所運営計画の策定

市は、次の事項に留意して避難所運営計画を見直す。

なお、指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

- 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- 避難所単位での物資・資器材の備蓄
- 避難所の管理・運営体制（施設管理者との連絡体制、鍵の管理等）
- 福祉避難所の設置
- 災害対策本部との情報連絡体制
- 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- 被災者の自立支援
- 避難所事務用品ボックスの内容
- 防災資機材等の定期点検

(カ) 市民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ次の事項について、防災マップや広報紙等を活用して、市民に周知を図る。

- 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路に関すること。
- 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。

○夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

(†) 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。

(ク) 広域避難又は広域一時滞在の備え

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難又は広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3 応急対策

1 避難の実施

(1) 取組方針

市は、地震発生後の火災や家屋の倒壊等により、人命に危険がおよぶおそれがある場合又は被害の拡大等が予測される場合には、市民に対して避難情報を発令し、安全な場所に避難させる等可能な限りの措置をとり、市民の生命及び身体の安全の確保を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難情報の発令

市長、知事、警察官等は、災害の種類に応じて、避難情報の発令又は屋内退避等の指示を実施する。

なお、市長は、災害の危険性が高まった際、的確な避難指示等発令のため、必要に応じて指定行政機関又は県に助言を求める。

【避難情報の発令又は指示の実施】

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災対法第 60 条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災対法第 60 条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
知事、その命を受けた県職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
自衛官（その現場に警察官がいない場合）	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合	自衛隊法第 94 条

【避難情報の発令基準】

避難情報の発令基準の一般的例示

- 1 建物、擁壁等の倒壊又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき。
- 2 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生じるおそれがあるとき。
- 3 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき。
- 4 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生じるおそれがあるとき。
- 5 燃烧ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき。
- 6 堤防等の決壊、降雨により、河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき。
- 7 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- 8 河川の上流が水害を受け、市内に水害の危険のおそれがあるとき。

イ 避難情報の周知

(ア) 防災関係機関への伝達

実施責任者は、避難情報を発令した場合、次の要領に従って防災関係機関に通知又は連絡する。

a 市民への周知

市は、避難情報を発令した場合、速やかに防災行政無線、広報車、SNS等を通じて市民に周知する。

b 知事への報告

市長は、避難情報を発令した場合、速やかに県災害オペレーション支援システムで知事に報告する。

c 施設の管理者への連絡

市は、指定避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に速やかに連絡し、避難所の開設準備等を要請する。

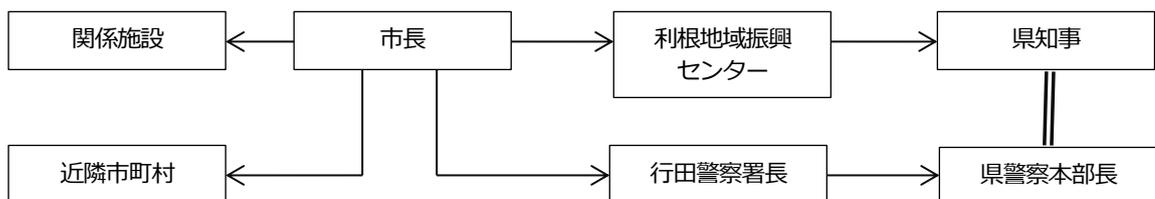
d 警察、消防機関等への連絡

市は、避難する市民の誘導、整理のため、警察等の防災関係機関に避難情報の内容を伝達するとともに協力を求める。

e 近隣市町村への連絡

市長は、災害の状況により、避難者が近隣市町村内へ避難する場合、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を要請する。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す。)

【近隣市町村への連絡】



(1) 避難情報の内容

実施責任者は、次の内容を明示して避難情報を発令する。

また、指定緊急避難場所へ移動することによりかえって危険が生じる場合は、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内に留まることも避難行動の1つとして周知する。

なお、明示するに当たっては、要配慮者に配慮した簡潔にして要領を得た指示を実施する。

- 要避難対象地域
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項

ウ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域を設定する際には、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定し、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。

なお、警戒区域の設定を行った者は、その旨を防災関係機関及び市民に周知する。

状況	措置	指示者	対象者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	ア 立入制限 イ 立入禁止 ウ 退去命令	ア 市長 イ 警察官（注1） ウ 自衛官（注2） エ 知事（注3）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	ア 立入禁止 イ 立入制限 ウ 退去命令	ア 消防機関に属する者 イ 警察官（注4）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	ア 退去命令 イ 出入の禁止 ウ 出入の制限	ア 消防吏員又は消防団員 イ 警察官（注4）	命令で定める以外の者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	ア 引きとめ イ 避難命令	ア 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注1） 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注2） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、ア及びイがその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

（注3） 知事は災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならないこととなっている。

（注4） アに属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

工 避難誘導

(ア) 避難誘導の方法

避難誘導については、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮する。

- 市職員のほか、警察官、消防団員、自治会等の協力を得て避難誘導を行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がける。
- 自治会、自主防災組織は、自らが主体となって、事前に安全を確認しておいた避難経路による避難に努めるものとする。
- 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。
- 避難行動については、原則として徒歩によるものとするが、状況により要配慮者又は歩行困難者を、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を実施する。

(イ) 避難順位及び所持品の制限

a 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- 避難行動要支援者（要配慮者）

- 前記以外の市民
- 防災従事者

b 所持品の制限

避難における携帯品については、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度とする。

(ウ) 避難終了後の確認

- 市は、避難情報を発令した地域に対して、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、避難の遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとる。
- 市は、避難指示に従わない者に対して、極力説得し、なお説得に応じない者がいる場合、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

2 指定避難所の開設・運営

(1) 取組方針

市は、避難状況を把握し、避難者を一時的に収容し保護する必要が認められるときは、避難所運営マニュアルに基づき指定避難所を開設、運営する。

なお、大規模災害が発生し他都道府県から広域避難があった場合は、速やかに指定避難所を開設し、避難者の一時的な生活の確保及び避難生活の適切な支援を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 指定避難所の開設

(ア) 指定避難所となる施設の事前確認

a 指定避難所の開設予定場所

指定避難所の開設予定場所は、資料編のとおりである。

なお、市は、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の開設状況を周知する。

【資料編】第8 8-2 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

b 開設予定指定避難所の安全性の確保

市又は施設管理者は、指定避難所に指定している施設が余震、降雨等による二次災害の危険のおそれがないかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(a)施設管理者によるチェック

指定避難所の施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告するものとする。

(b)応急危険度判定士によるチェック

応急危険度判定士の資格を有する市職員を指定避難所に行っている施設に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、県に要員派遣を要請する。

(イ) 避難所開設

市は、避難所開設の指示を受けた場合、又は夜間、休日等に大規模地震が発生した場合には、避難所担当職員を直行させ、避難所運営マニュアルに基づき指定避難所を開設する。

また、災害発生による不安により、市民から指定避難所の開設の要請を受けた場合、速やかに避難所を開設する。

ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、避難所開設時は、避難所の入り口から居住スペースまでの経路を確認し、必要に応じて、案内看板等を設置する。

【様式編】第4 4-1 避難所開設状況報告書

【様式編】第4 4-2 避難所状況報告書

【様式編】第4 4-3 避難状況一覧

(ウ) 指定避難所開設の広報

市は、指定避難所を開設したときは速やかに広報車、防災行政無線等により開設場所を被災者に周知し、収容すべき被災者を誘導・保護する。その際、障がい者、外国人や居住者以外の者等に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

(I) 知事への報告

市長は、指定避難所を設置した場合、直ちに次の事項を知事に報告する。

- 指定避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

イ 指定避難所の管理運営

(ア) 避難者名簿の整備

避難所開設者は、避難者の氏名、人数等を把握し、速やかに避難者名簿を作成するとともに、必要物資（食料・飲料水・医薬品・寝具等）の品目・数量を把握して、市に要求する。

(イ) 避難施設の応援要請

市は、市民等を収容する指定避難所が不足すると予測した場合、県及び近隣市町村に応援要請を実施する。

(ウ) 通信手段の確保

市は、指定避難所の開設状況や運営状況などを把握するため通信手段の確保に努める。

(I) 指定避難所の運営

市は、次の事項に留意の上、指定避難所を運営する。

- 指定避難所が学校である場合、立入禁止区域を設定し、学校機能の早期回復を図るため、避

難者と児童・生徒との住み分けを図る。

- 指定避難所の運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。
- 女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。
- 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整備する。
- 避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。
- 避難所の状況に応じて仮設トイレ等を設置管理する。また、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じる。
- 避難所担当職員には、識別できるようビブスを着用させる。
- 避難所における生活のルールをまとめたチラシを作成し、避難者に配布する。

(イ) 要配慮者や女性への配慮

市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。

- 要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。
※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(ロ) 要配慮者等に必要な物資等の整備

市は、要配慮者や女性のために必要と思われる物資等を速やかに調達する体制を整備するよう努める。

- 高齢者・障がい者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）等
- 乳幼児…紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、ミルク等
- 女性…生理用品等の衛生用品等
- 外国人…外国語辞書、対訳カード等

(ハ) 生活環境への配慮

市は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。

そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ク) 避難者の健康管理

市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設置する。

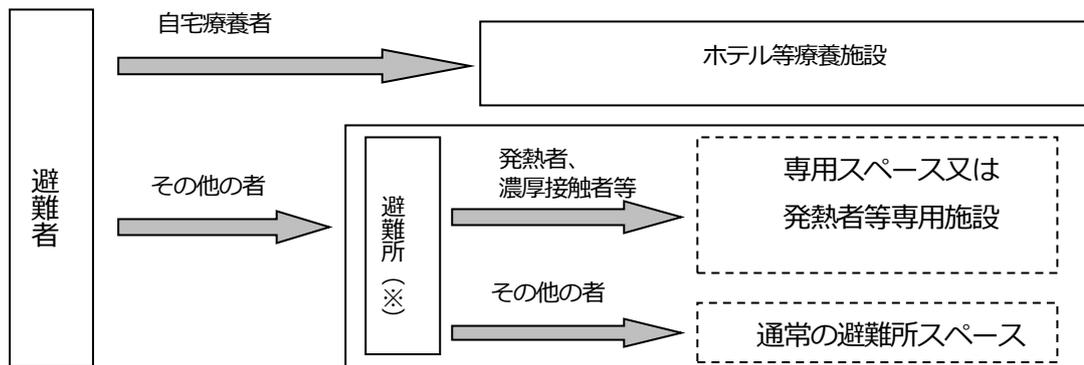
また、保健師等による健康相談の実施体制、行田市医師会等との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関や社会福祉施設への入所、介護職員の派遣等の必要な措置をとる。

(ケ) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の開設、運営は「避難所における新型コロナウイルス感染症対策方針」に沿って、避難所が過密にならないように可能な限りスペースの拡充を図り、感染予防対策と健康管理を徹底する。

a 健康状態に合わせた避難場所の確保

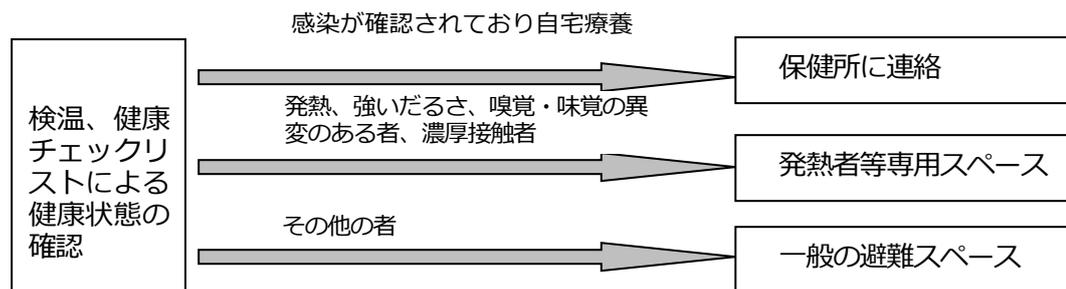


※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（余裕教室の活用等）の確保を検討する。

b 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- 体育館が避難所となる学校施設では余裕教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。
- 市有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

c 避難所受付時のフロー



d 避難所レイアウトの検討

○世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

e 避難者の健康管理

- 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。
- 感染症の疑いがあるものが発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

f 発熱者等の専用スペースの確保

- 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- 発熱者等のスペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるように検討する。

g 物資・資材

- マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

h 自宅療養者の対応

- 市は、自宅療養者の被災に備えて、平時から加須保健所と連携して取組む。
- 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に加須保健所から周知する。
- 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

i 市民への周知

- 広報紙、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を市民に周知する。
 - ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討する。
 - ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討する。
 - ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難する。

j 感染症対策

- 手洗い、マスクの着用など基本的は感染症対策を徹底する。
- 定期的な清掃を実施する。(トイレ、ドアノブ等は重点的に。)
- 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

k 発熱者等の対応

- 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。
- 診察の結果、新型コロナウイルス感染症を含む感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- 避難者が新型コロナウイルス感染症を含む感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

l 車中泊(車中避難)等への対応

- 車中泊(車中避難)を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

(j) 要配慮者の保護

市は、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく介護が必要な要配慮者に対しては、市が民間福祉施設と締結している「災害発生時における福祉避難所の運営に関する協定」に基づき、福祉避難所となる施設に入所を依頼して対処する。

(g) 避難者と共に避難した動物の取扱い

市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。

- 盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。
- 別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合、避難所に生活する避難者の同意のもとに、居住スペース以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。
- 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うことをあらかじめ示しておく。

(h) 在宅避難者についての配慮

市は、在宅で避難している被災者についても避難者名簿の記入を促し、実態を把握する。

市は、在宅で避難している被災者に対して、物資の支給、保健師等の巡回、指定避難所で周知している情報等支援を実施するよう努める。

ウ 協力要請

市は、指定避難所開設が困難な場合、近隣市町村又は県に対して指定避難所の開設に伴う応援を要請する。

エ 他地区への移送

指定避難所等では避難者を全て収容できないと認められる場合、市長は、近隣市町村への避難者の受け入れを要請する。

避難者の移送に当たっては、庁用車両又は民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関への応援を要請する。

オ 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。

3 広域避難、広域一時滞在

(1) 取組方針

市は、被災した場合は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、協力を求められた場合は、県の支援のもと広域避難又は広域一時滞在のための避難所を提供する。

(2) 具体的な取組内容

ア 広域避難、広域一時滞在の実施

(ア) 市民の受入協議

市は、市内の被害状況を把握し、安全な避難先の確保が困難である場合、事前に県へ報告の上、他の市町村長に要請し、市民の受け入れについて協議する。

(イ) 市民の移送

市は、防災関係機関と連携し、市民を受入先の市町村へ速やかに移送する。

イ 広域避難、広域一時滞在の受け入れ

(ア) その他市町村の住民の受入協議

市長は、他の市町村から広域一時滞在の協議を受けた場合、他の市町村の住民を受け入れないことに正当な理由がある場合を除き、他の市町村の住民を広域一時滞在者として受け入れる。

(イ) 指定避難所の提供

市は、速やかに市内の指定避難所の収容力を確認の上、他の市町村の住民を滞在させる指定避

難所を選定し、広域一時滞在のための指定避難所を提供する。

(ウ) 住民の受入れ

市は、指定避難所に市職員を派遣し、他の市町村の住民の受入れを実施する。また、避難所の運営については、応援要請を実施した市町村の職員と協力して対応を図る。

(I) 地域による支援

他の市町村の住民を受入れた避難所区域の自主防災組織等は、広域一時滞在者に生活支援を実施するよう努めるものとする。

第4 復旧対策

1 他県（更に遠県）への避難（移送）

(1) 取組方針

市は、大規模災害発生時、避難生活が長期化することが考えられるため、県内他地域又は他県へ市民の二次避難を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市民の輸送支援

市は、県が調整した他県の避難先に市民を輸送するため、県及び輸送関係事業者と調整する。

第9節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

市は、高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難行動要支援者を地震災害から守るための防災対策を積極的に推進する。

1 要配慮者の現況

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人（最終的には6,434人）のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。

市も年々高齢化が進み、令和4年1月1日現在の老年人口（総人口に占める65歳以上の人口）は25,354人と、市の総人口の31.6%を占めている。

また、外国人人口も令和4年1月1日現在で、1,723人と市の総人口の2.2%を占めている。

2 災害時の要配慮者に係る定義

○要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

【資料編】第10 10-3 要配慮者等の特性ごとに必要な対応について

○避難行動要支援者

市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○避難支援等関係者

避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

第2 予防・事前対策

1 避難行動要支援者の安全対策

(1) 取組方針

市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 全体計画の策定【福祉課】

市は、策定した全体計画を市防災計画の下位計画として、要配慮者に係る全体的な考え方を定めている。また、必要に応じて全体計画の見直しを図る。

イ 要配慮者の把握【福祉課】

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県及び関係機関に対し、情報提供を求める。

ウ 避難支援等関係者となる者

- 消防機関
- 警察署
- 市社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 自治会
- 自主防災組織
- その他避難支援等の実施に関わる関係者として市長が認めた者

エ 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は次に掲げる者とする。

- 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
- 知的障がい者の認定を受け、療育手帳A以上が交付されている者
- 介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者
- 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、自力で避難することが困難な者
- 上記4点に掲げる者に準ずる状態にある者

オ 避難行動要支援者名簿の作成【福祉課】

市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害時における避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供する。

(ア) 記載する情報の項目

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所

- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- その他、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(1) 留意事項

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び自主防災組織など、地域の鍵となる人や団体との連携に努める。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、又は定期的に精査する。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査する。

カ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難支援に必要な情報を適宜更新する。

キ 避難行動要支援者名簿の活用

- 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で目的外利用できる。
- 市は、平時における災害への発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人又は代理人が避難支援等関係者に対し、個人名簿情報を提供することに同意した場合、これを提供する。
- 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できる。

ク 避難支援等関係者の安全確保の措置

市は、指定避難所までの距離、避難行動に要する時間、障害程度区分や行動能力に対応した避難方法を事前に確認し、避難行動要支援者の安全確保を図る。

ケ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

- 市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 名簿情報の提供を受けたものその他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わるもの

又はこれらのものであったものは、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

コ 個別避難計画の作成【福祉課】

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者と連携した個別避難計画を作成する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(7) 具体的な支援方法に関する調整

市は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び自主防災組織とともに、避難行動要支援者を個別に訪問をするなどにより、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、次の情報等を記録する。

- 発災時に避難支援を行う者
- 避難支援を行うに当たっての留意点
- 避難支援の方法や指定緊急避難場所

(1) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないよう配慮する。

サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課】

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、防災ガイドブック等の配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

なお、市福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

(1) 取組方針

市は、避難行動要支援者を含む要配慮者の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、支援体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 要配慮者の安全確保

(7) 要配慮者への情報伝達体制の確立【福祉課】

市は、要配慮者の中でも特に避難支援が必要とされる聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者、高齢のため自力で避難することができない者等に対し、専門技術者の派遣や、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会など地域の支援者を通じて災害に関する情報や避難情報等を直接伝達する体制を整備するとともに、埼玉県防災情報メールサービスの周知を行い、利用促進を図る。

(イ) 緊急通報システム等の整備推進【高齢者福祉課】

市は、ひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者の緊急事態等に対処するため、緊急通報装置を導入している。災害時における確かつ迅速な救助活動を行うため、引き続き避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの救助活動体制の確立を図る。

(ウ) 防災基盤の整備

市は、防災関係機関と連携して、車いす使用者にも支障のない道路や指定避難所等の整備、明るい色で大きめの文字を用いた避難誘導標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備の推進に努める。

なお、設置の際には、観光客や外国人に配慮し、観光案内等との併記や外国語の併記を推進する。

(I) 要配慮者の収容保護【福祉課】

市は、要配慮者を収容し保護する必要がある場合も考慮した収容体制を整備する。

a 福祉避難所の指定

市は、被災した要配慮者が多数にのぼり、社会福祉施設への入所のみでは対処できないときに備え、一時的に一般の避難者とは別の避難所として、福祉避難所を指定の上、必要なスタッフの確保を図る体制の確立を推進する。

b 福祉避難所における物資・資器材の整備

市は、指定した福祉避難所で要配慮者が必要な支援を受けられるよう、設備・資器材の整備及び物資の備蓄を推進する。

c 広域的な協力体制の確立

市は、福祉避難所が人的、物的な要因により市内で確保できない場合、被災地域外の施設へ一時的に受入れてもらえるよう広域的な協力体制を移動手段の確保と併せて構築する。

(II) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【福祉課】

市は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやFAXの設置、要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して指定避難所における良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、指定避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について検討する。

(III) 地域との連携

市は、市内をブロック化し、ブロックごとに指定避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日頃から連携体制を確立する。

a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課】

市は、介護等が必要な被災者が速やかに入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、施設が有する機能の活用も図る。

b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、福祉課】

市は、自治会、民生委員・児童委員及びボランティア等による見守り体制や安否確認を含む状況把握体制の構築に努め、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。

また、機器を設置した高齢者に対して緊急通報センターのオペレーターが月1回の頻度で安否確認の電話連絡を行う在宅高齢者緊急通報システムを引き続き実施する。

(†) 応援協力体制の整備【危機管理課】

地震発生時においては、火災の同時多発、道路の決壊等により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想される。このため、要配慮者に対し、地域住民や自主防災組織等を中心とした市民相互の連携による地域全体でのバックアップ体制を図り、救出・救護体制の確立を推進する必要がある。

市は、要配慮者の安全を確保するため、医療機関、社会福祉施設、ボランティア組織等との応援協力体制の確立に努めるとともに、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、市民全体で災害に取り組む土壌の育成及び自治会等を中心とした自主防災組織の育成に努める。

(ク) 相談体制の確立【地域活動推進課】

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(ケ) 安心・安全情報キットの設置促進【高齢者福祉課】

市は、単身高齢者や高齢者のみの世帯をはじめとした高齢者世帯等に対し、緊急連絡先や既往歴等の医療情報などを記載した安心・安全キットの設置を促進するほか、外出時に携帯できる安心安全カードの普及啓発を実施する。

イ 外国人の安全確保

(ア) 外国人の所在の把握【市民課】

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 防災基盤の整備【危機管理課】

市は、指定避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(ウ) 防災知識の普及・啓発【危機管理課】

市は、日本語を理解できない外国人向けの外国語による防災に関するマップや防災ガイドブックを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、指定避難所等の周知や防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報を外国語により提供する。

(I) 防災訓練の実施【危機管理課】

市は、外国人の防災意識を高めるため、外国人に対して市等の実施する防災訓練への積極的参加を促進する。

(オ) 通訳・語学ボランティアの確保【地域活動推進課】

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や語学ボランティアなどの確保を図る。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多い。

そのため、市及び社会福祉施設等の施設管理者は、いざという時に備えて施設環境を整備するものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設入所者等の安全確保

(ア) 防災対策計画の作成

a 施設管理者による計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、平時から災害時における施設職員の任務分担、動員体制及び避難誘導體制等の防災組織の確立及び家族への緊急連絡方法等についての防災対策計画を作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとする。

なお、作成に当たっては、要配慮者の安全確保を第一に夜間、休日等の場合にも対応できるように作成するものとする。

b 計画の作成支援【危機管理課】

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進するため、防災対策計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

(イ) 緊急連絡体制の整備【危機管理課、福祉課】

市は、社会福祉施設等に向けた防災情報を防災行政無線、電話、FAX、広報車及び口頭の方法により伝達する。

a 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努めるものとする。

b 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の避難誘導体制や移送体制を整備するものとする。

(I) 施設間の相互支援システムの確立【危機管理課】

a 相互支援システムの確立

市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、市内施設を地域ごとにブロック化して、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

b 施設利用者の受入体制の整備

施設等管理者は、他施設から要配慮者の受入体制の整備を行う。

また、施設管理者は、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるものとする。

(カ) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、指定避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受入れるための体制整備を行うものとする。

(キ) 食料、防災資器材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとする。また、市は、施設管理者に対して物資備蓄の実施について指導する。

- 非常用食料（3日分以上）
- 飲料水（3日分以上）
- 常備薬（3日分以上）
- 介護用品（3日分以上）
- 照明器具
- 熱源
- 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(ク) 防災教育及び訓練の実施

a 防災対策計画の周知及び防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者の災害対応能力を高めるため、防災に関する普及・啓発教育を定期的に実施するとともに、各施設が策定した「防災対策計画」について周知徹底し、消防署や市民との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとする。

b 福祉避難所の開設・受入訓練の実施

福祉避難所として指定を受けている施設の管理者は、当該施設が平時に受入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとする。

c 訓練実施の支援

市は、福祉避難所として指定している施設の管理者が実施する福祉避難所開設訓練を支援する。

(7) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、日常から他の社会福祉施設、近隣の自治会、ボランティア団体等との連携を図るものとする。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図るものとする。

(7) 施設の耐震対策

施設管理者は、定期的に施設の耐震性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるものとする。また、段差の解消など施設内部や施設周辺のバリアフリー化に努めるものとする。

(1) 情報伝達体制の整備【危機管理課】

市は、社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

(2) 地震対策を網羅した消防計画の策定【危機管理課】

市は、消防計画の策定とその周知徹底について、施設管理者を指導する。

第3 応急対策

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 取組方針

要配慮者等は、災害が発生したとき、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がい等から迅速、的確な行動がとりにくいため、地震災害の被害を受ける場合が多い。このため、市は、避難支援等関係者と連携し、災害発生時、避難行動要支援者を含む要配慮者を迅速かつ確実に避難させる。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、配慮して発令及び伝達を実施する。

イ 避難行動要支援者の避難支援

- 避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者の避難支援を実施するものとする。
- 避難行動要支援者名簿の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- 市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び名簿情報を、指定避難所等の責任者に引き渡すものとする。指定避難所等の責任者は、避難所生活後の生活支援に名簿情報を活用する。

ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(ア) 安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

市は、職員による調査のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施し、結果を県に報告する。

市は、避難行動要支援者の救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を実施する。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 取組方針

市は県と連携し、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

(2) 具体的な取組内容

ア 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を実施する。なお、生活物資の配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設定する。

イ 指定避難所における要配慮者への配慮

(ア) 区画の確保

指定避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するよう努める。なお、区画確保をする場所として、トイレに近い区画が望ましい。

(イ) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(ロ) 巡回サービスの実施

市は、市職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、指定避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、指定避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

ウ 在宅要配慮者に対する安全確保

(ア) 安否確認の実施

市は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に滞在している要配慮者の安否確認を実施する。

(イ) 受入先の確保及び移送

市は、安否確認等により特段の配慮が必要と判断した場合には、緊急車両や社会福祉施設所有の自動車等を確保し、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の状況に応じ医療機関、社会福祉施設、指定避難所に移送する。

なお、医療機関、社会福祉施設等に移送する場合には、受入先の被災状況、受入状況等をあらかじめ把握した上で実施する。

(ウ) 生活救援物資の供給

市は、自宅に滞在している要配慮者の被災状況を把握し、配布手段、方法を確立させた上で、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を供給するとともに、指定避難所等で配布を行う際には、配布場所や配布時間を指定避難所に滞在している被災者と別に設定する。

3 民間福祉施設への協力要請

市は、障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な要配慮者に対しては、市が民間福祉施設と締結している「災害発生時における福祉避難所の運営に関する協定」に基づき、協定相手となる民間福祉施設に入所を依頼して対処するものとするが、被災した要配慮者が多数にのぼり対処できない場合には、公共施設のうちから利用可能な施設を福祉避難所として開設し、介護等の必要なサービスを行う。

ア 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(ア) 情報提供

市は、防災行政無線、インターネット等を活用して必要な情報を提供するとともに、行田ケーブルテレビ(株)の協力を依頼して文字放送、手話放送を実施する。また、民生委員・児童委員、自治会を通じて必要な情報を提供する。

(イ) 相談窓口の開設

市は、健康福祉部に相談窓口を開設し、福祉関係者、医師、相談援助職等の協力を得て、総合的な相談に応じる。

(ウ) 巡回サービスの実施

市は、自宅、指定避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、また必要な情報を提供するため、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(イ) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者又は自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

イ 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、応急仮設住宅の入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

4 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 取組方針

社会福祉施設管理者は、災害発生時に施設内の避難行動要支援者を安全に避難させるものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設等入所者の安全確保

(ア) 介護職員等の確保

市は、施設管理者から介護職員等の確保要請があった場合には、他の社会福祉施設や社会福祉協議会等へ協力を要請するとともに、必要に応じて県及び県災害ボランティア支援センターに協力を要請する。

(イ) 避難誘導及び受入先への移送の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施するものとする。なお、移送の際にはあらかじめ移送先を確保するよう市に要請するものとする。

(ウ) 物資の供給

a 物資の配布及び協力要請

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請するものとする。

b 物資の調達

市は、施設管理者から食料、飲料水、生活必需品等の生活物資の供給の要請があった場合、必要量、必要物資を把握し、備蓄物資を供給するとともに、応援協定締結先や市内業者等から必要な生活救援物資を調達して入所者に供給する。

なお、食料等の供給に際しては、高齢者には温かなもの、軟らかなものを供給する。

(I) 避難誘導及び受入先への移送の実施

a 避難誘導等の援助

市は、地震災害時、社会福祉施設管理者が入所者等の避難を行う場合には、必要により市職員を派遣して入所者等の救助及び避難誘導等の支援を行うとともに、行田警察署に連絡する。また、状況によっては近隣の社会福祉施設、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

b 受入先の確保及び移送の援助

市は、施設管理者から入所者等の医療施設、社会福祉施設等への移送の協力を要請された場合には、移送人数、障がいの程度等を把握するとともに、受入先及び救急車両等の車両を確保し、入所者等の移送を支援する。

(カ) 巡回サービスの実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握するため、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て巡回相談などの必要な支援を実施する。

(ク) ライフラインの優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

5 外国人の安全確保

(1) 取組方針

市は、災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 安否確認の把握及び避難誘導の実施

(ア) 安否確認の実施

市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、住民基本台帳に登録されている外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

(イ) 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

イ 情報提供及び相談窓口の開設

(ア) 情報提供

市は、外国語教師や語学ボランティアの協力を得て、防災行政無線、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行うとともに、行田ケーブルテレビ(株)に協力を依頼して外国語放送を実施する。

(イ) 相談窓口の開設

市は、必要により庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、市職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(ウ) 通訳・語学ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や語学ボランティアなどの確保を図る。

第10節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

災害発生時に、市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を確保する。

1 物資備蓄の状況

市は、災害時に指定避難所となる小・中学校や地域公民館等に防災備蓄倉庫を設置し、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

【資料編】第8 8-1 物資・資機材備蓄状況一覧

2 災害時応援協定

市は、備蓄物資のみでは不足する場合に備え、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の供給に関する災害時応援協定を締結している。

【資料編】第2 2-2 防災協定締結事業者一覧

第2 予防・事前対策

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(1) 取組方針

市は、災害発生直後の市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達等の供給体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備【水道課、上下水道経営課】

(ア) 応急給水の実施

市は、飲料水の供給体制を整備する。

a 対象

応急給水は、被災者、災害によって上水道施設が被害を受けて上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

b 目標水量

被災後の時間経過に伴って次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3L/人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(イ) 運搬給水拠点

市の水道施設における運搬給水拠点は、西部配水場とする。

(ウ) 応急給水資機材の備蓄

市は、災害時に指定避難所等の拠点で応急給水を実施するため、平時から応急給水活動に必要な給水車、給水タンク等を整備する。

なお、市の応急給水資機材の備蓄状況は資料編のとおりである。

【資料編】第8 8-9 給水車等保有状況

(I) 耐震性貯水槽の整備

市は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽等の整備を図るよう努める。

(オ) 協力体制の整備

災害発生時に速やかな応急復旧が実施できるよう、行田市水道工事業協同組合等と協定を締結し、災害時における協力体制を構築している。

(カ) 検水体制の整備

市は、災害により広範囲にわたり長期間断水する事態に備え、井戸、プール、防火水槽、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調査するため、災害時における検水体制を整備するよう努める。

イ 食料の供給体制の整備【危機管理課】

(ア) 食料の備蓄及び調達

災害時は、市場流通の混乱や途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間、食料について、平時から県と市で合計3日以上以上の備蓄を行うとともに、4日目以降の調達のため、事業者等と調達協定の締結に努める。

また、備蓄必要量の把握と調達方法を確認するなど物資の確保に努める。

a 目標数量

地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数約11,000人のおおむね3日分（県と市でそれぞれ1.5日分）及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。

なお、個人備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標として啓発に努める。

b 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

【備蓄品目の例（食料）】

- ・主食（アルファ米、レトルトがゆ、ビスケット）
- ・乳児食（粉ミルク、離乳食）
- ・その他（保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

(1) 備蓄の管理

市は、備蓄品の点検を定期的に実施し、また、計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

(7) 調達体制の整備

市は、平時から、災害時に積極的な協力が得られるよう協定事業者等との連携強化に努めるとともに、物資の集積場所の整備を図る。

【資料編】第2 2-2 防災協定締結事業者一覧

ウ 生活必需品の供給体制の整備【危機管理課】

(7) 生活必需品の備蓄及び調達

災害時は、市場流通の混乱や途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間、生活必需品について、平時から県と市で合計3日分以上の備蓄を行うとともに、4日目以降の調達のため、事業者等と調達協定の締結に努める。

また、備蓄必要量の把握と調達方法を確認するなど物資の確保に努める。

a 目標数量

地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数約11,000人のおおむね3日分（県と市でそれぞれ1.5日分）に相当する量を目標として生活必需品の備蓄を実施する。

なお、個人備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標として啓発に努める。

b 備蓄品目

備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

【備蓄品目の例（生活必需品）】

- ・毛布、タオル ・下着、靴下 ・簡易食器 ・懐中電灯 ・ラップフィルム
- ・おむつ（子供用、大人用） ・生理用品 ・石鹸 ・ウェットティッシュ
- ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等用テント、避難所シート、簡易間仕切り
- ・マスク、防塵マスク、消毒液

(1) 備蓄の管理

市は、備蓄品の点検を定期的に実施し、また、計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

(ウ) 調達体制の整備

市は、平時から、災害時に積極的な協力が得られるよう協定事業者等との連携強化に努めるとともに、物資の集積場所の整備を図る。

工 防災用資機材の備蓄【危機管理課】

(ア) 防災用資機材の備蓄及び調達

市は、災害時における救出活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄するものとする。

a 備蓄数量

市は、発動発電機、テント、救助資器材、仮設トイレ等を防災備蓄倉庫に整備している。また、消防署に救命ボート、発電機、投光器、大型ジャッキ等を整備している。

b 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【備蓄品の例（防災用資機材）】

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
- ・移送用具（車椅子、担架、ストレッチャー）
- ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ・ろ水器 ・発動発電機 ・投光機 ・炊飯器 ・テント ・ブルーシート ・土のう袋

(イ) 備蓄の管理

市は、備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

(ウ) 調達体制の整備

市は、平時から、災害時に積極的な協力が得られるよう協定事業者等との連携強化に努める。

オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】

(ア) 備蓄の実施

a 備蓄目標

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

b 備蓄品目

備蓄品目は、災害用医療資機材と軽治療用医薬品とする。

(イ) 調達体制の整備

市は、平時から協定締結先と連絡調整を行い、災害時における医薬品等の調達体制の整備を図る。

カ 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から協定締結先と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の調達に努める。

キ 物資集積場所の指定【危機管理課】

災害時には、大量の救援物資が県内、県外の各地から送られてくることが予想される。市は、交通の利便性、被災者への供給の便宜等を考慮して、次の施設を物資の集積場所として定めている。

市は、当該集積場所の名称、所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告する。

【資料編】第8 8-10 物資集積場所

ク 物資調達・輸送に関する体制の整備【危機管理課】

市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

ケ 迅速な物資供給【危機管理課】

市内に甚大な被害が発生していると県が予測した場合、必要に応じて県から市へ物資供給が実施される。

そのため、市は、物資拠点や指定避難所までの輸送方法・手順などを整備する。

コ 物資調達・輸送に関する訓練の実施【危機管理課】

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 緊急輸送体制の整備

(1) 取組方針

市は、災害時の応急対策活動を効率的に実施するため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 輸送施設・拠点の確保【危機管理課】

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路、臨時ヘリポート等）、輸送拠点及び集積拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県とこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹

底に努めるものとする。

イ 緊急通行車両の事前審査【危機管理課】

災害応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「【様式編】第3 3-4 緊急通行車両事前届出書」により事前に緊急通行車両に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められたものについては、「【様式編】第3 3-5 緊急通行車両事前届出済証」が交付される。

このため、市は、庁用車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出る。また、公共的団体に対して緊急通行車両事前届出制度についての説明会等を行い、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両として円滑に活用できるよう、理解・協力を得て、公共的団体の車両の事前届出の推進を検討する。

【様式編】第3 3-4 緊急通行車両事前届出書
【様式編】第3 3-5 緊急通行車両事前届出済証

ウ 車両台数・対応能力等の把握

災害発生時に人員や救援物資等の輸送の要請に備え、一般社団法人埼玉県トラック協会行田支部、朝日自動車株式会社加須営業所及び国際十王交通(株)熊谷営業所の車両台数、対応能力等を把握しておくものとする。

第3 応急対策

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

(1) 取組方針

災害時に市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

(ア) 給水の方針

市は、市内の断水地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保に努める。なお、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保が困難な場合又は給水施設の応急復旧工事をするための技術者及び復旧資材が不足した場合、隣接市町村又は県等に速やかに応援を要請する。

(イ) 給水方法

市は、次の給水手段により被災者に最小限度必要な量の飲料水を供給する。

a 運搬給水の実施及び確保可能水量

市は、給水車、給水タンクを利用して、運搬給水拠点から指定避難所、被災地域等に運搬給水する。

なお、災害時に確保できる水量は以下のとおりである。

【確保可能水量】

浄水場	所在地	確保可能水量
南河原浄水場	大字馬見塚 670 番地	600 トン
西部配水場	大字前谷 1 番地 1	6,000 トン
		計 6,600 トン

b 仮設給水栓の設置

市は、消火栓に仮設給水栓を設置して、応急給水を実施する。

c 貯水槽等の利用

市は、市内に設置してある貯水槽の水を、各防災備蓄倉庫に配備しているろ水機により浄水して応急給水を実施する。

d 防災用井戸等の活用

市は、さきたま古墳公園に設置されている防災用井戸や市内の消防井戸の水をろ水機で浄水し、加須保健所等により水質検査を受けた上で、応急給水を実施する。

e 応援協定による配給

市は、「災害時における相互応援協定」及び「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」等に基づき、協定締結先から飲料水や生活用水の提供を受け、被災者へ配給する。

(ウ) 広報活動

市は、断水地区に対して、防災行政無線や広報車の巡回等により、断水状況、復旧見込み、応急給水場所等についての広報を実施する。

(I) 給水順位

市は、断水地区に医療機関、社会福祉施設等がある場合、車両輸送により優先して給水活動を実施する。

(ウ) 要配慮者へ給水

市は、給水袋を使用し、自治会、ボランティア等の協力による戸別給水など、要配慮者にきめ細かい給水活動を実施する。

(カ) 応急給水資器材の調達

市は、備蓄している応急給水資器材が不足した場合、保有する機関等に要請し、必要な資器材を調達する。

(キ) 給水施設の応急復旧

a 被害箇所の調査と復旧

市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。

(a)水道施設の被害調査

市は、水道技術管理者を中心に直ちに水道施設の被害状況を把握する。

b 協力業者への連絡

市は、給水施設に被害が発生した場合には、協定に基づき速やかに行田市水道工事業協同組合等に協力要請し、早期に復旧工事を完了するよう努める。

c 資材の調達・技術者の斡旋

市は、給水施設の応急復旧の実施に当たり、資材が必要な場合や技術者が不足する場合には、県等に要請するものとする。

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

(ア) 物資拠点の開設、運営

市は、県及び他市町村等から搬送される物資の集積場所を次のとおり定めるとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

また、物資集積場所を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

【資料編】第8 8-10 物資集積場所

(イ) 物資拠点の要員の確保

市は、管理に万全を期するため、管理責任者、警備員等を物資集積場所に配置する。

ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給

市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。

それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(ア) 食料需要の把握及び確保・要請

a 供給量等の把握

避難者のニーズは、避難支援班がボランティア等の協力を得て把握し、また被災地域の市民のニーズについては、生活班が自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力により情報をとりまとめ、それぞれ災害対策本部に供給を要請する。

物資班は、避難支援班及び生活班からの情報により必要品目、必要数量をリストアップする。

b 食料の確保

(a) 備蓄食料の供給

市は、指定避難所に設置されている防災備蓄倉庫の備蓄食料の給与を実施する。

(b) 協定に基づく緊急調達

市は、備蓄食料では不足が生じる場合、又は地震発生後2日目以降については、「災害時における相互応援に関する協定」及び「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」等に基づき、他市町村及び協定業者から食料を緊急調達する。

(c) 市内販売業者からの調達

市は、備蓄食料では不足が生じる場合、又は協定に基づく調達に時間がかかる場合等には、市内販売業者から米穀、おにぎり及び食パン等を調達し、被災者等に供給する。

(d) 県への調達要請

市は、災害の状況により、市では必要な食料の確保ができない場合には、知事に米穀又は食品の調達を要請する。

市は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき県を通じ、（災害救助用米穀）農林水産省農産局に対し要請する。また、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内では、直接、農林水産省農産局に対し要請する。

【資料編】第1 1-10 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

(イ) 炊出し等による食料の給与

a 実施方法

市は、被害を受けなかった自治会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施する。

b 炊出し実施場所

市は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊出しによる食料の給与を実施する。
また、大量の炊出しが必要な場合には、学校給食センターの設備を利用して炊出しを実施する。

c 配分方法

市は、指定避難所又は炊出し対象地区ごとにそれぞれ責任者を置き、不足や重複が生じないよう、炊出しを配分する。

なお、在宅の要配慮者で、指定避難所等に出向くことが困難な者に対して、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得ながら、巡回配布を実施する。

d 県への協力要請

市長は、地震により多大な被害を受けたため、炊出しが不足する場合、知事に炊出し等についての協力を要請する。

(ウ) 生活必需品の確保・要請

a 調達計画の策定

災害発生時には業者自体が被災し、交通が混乱するなかで調達を行うことになると予想される。そのため、市は、必要とされる調達品目をリストアップし、品目ごとの調達業者を複数設定の上、連絡先等を記入した一覧を作成し、あらかじめ業者に協力を要請する。

b 被災者ニーズの把握

被災者のニーズは、避難支援班がボランティア等の協力を得て把握し、また被災地域の市民のニーズは、生活班が自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力により情報をとりまとめ、災害対策本部に供給を要請する。

商工対策班は、避難支援班及び生活班からの情報により、必要品目、必要数量をリストアップする。

c 生活必需品の確保

市は、被災者から生活必需品の給（貸）与の要求があった場合、速やかに各防災備蓄倉庫から生活必需品を給（貸）与する。

市は、次の事項のとおり、備蓄物資以外の生活必需品を調達するが、被災者ニーズは時間の経過、天候等により変化し、また年齢によって必要品目も異なるため、避難支援班及び生活班と連携して、被災者ニーズに合致した生活必需品の調達を実施する。

(a)協定に基づく緊急調達

市は、生活必需品の調達が必要と認めた場合には、「災害時における相互応援に関する協定」、「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」等に基づき、協定締結市町村及び協定業者にリストアップした必要品目等の供給を要請する。

なお、要請に際しては、品目等の片寄りがないように、十分に調整して要請する。

(b)市内関係業者からの調達

市は、市内販売業者から必要な生活必需品を調達する。

(c)県への供給要請

市長は、災害の状況により、必要な生活必需品の調達ができない場合、知事に県の備蓄物資の供給を要請する。

(I) 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の給与（貸与）

a 仕分け要員の確保

市は、産業文化会館に集積された物資について、自治会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力により、品目ごとの仕分けを実施する。

b 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の輸送

市は、各指定避難所から要請のあった必要品目を指定避難所に輸送する。

また、被災地域の適当な施設に輸送された物資は、自治会等の協力を得て遅滞なく個別に配給する。

【避難所における配布要領】

避難所における配布要領	
	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り居住区画ごとの班を定め、班を単位として行う。 ・配布場所を定め、定時の配布を心掛ける。 ・必要により要配慮者を優先し、確実に配布されるよう徹底する。 ・班ごとにメニューが異なる等の不平等が生じないようにする。 ・メニューは季節を考慮し、衛生管理に留意する。 ・外国人のほか食物アレルギー等特別な食料を必要とする者に留意する。 ・乳幼児の授乳場所を設定する。 ・被災者による運営組織が立ち上がったからは、原則として運営組織に配布作業を委ねる。

【食料、生活必需品の供給等担当班】

担当班	実施内容
管財・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援協定締結先との連絡調整 ・車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援協定締結先との連絡調整 ・物資集積場所等における仕分け ・食料等の確保 ・被災者への食料等の輸送及び配給 ・炊出しの手配
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援協定締結先との連絡調整 ・県への食料及び生活必需品の調達要請
商工対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援協定締結先との連絡調整 ・生活必需品の調達
生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の市民のニーズの把握 ・自治会等への協力要請
避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・物資集積場所等における仕分け ・ボランティアの活動調整 ・避難所収容者のニーズの把握 ・避難所における物資の配布

Ⅱ 医薬品等の調達、供給

「本編 第2章 第6節 第3 1 ウ (オ) 医薬品等の調達、供給 (第2編-118ページ)」を準用する。

2 緊急輸送

(1) 取組方針

市は、大規模災害発生時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- 1 市民の安全を確保するために必要な輸送
- 2 被害の拡大を防止するために必要な輸送
- 3 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

(2) 具体的な取組内容

ア 陸上輸送

(ア) 輸送手段の確保

a 配車計画

市は、庁用車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を策定する。

(a)配車基準

市は、各応急対策に支障のないよう、あらかじめ各応急対策の用途別に車両を定める。

(b)配車手続

各部において車両が必要な場合は、使用目的、車種、乗車人員数、積載重量、台数、引渡場所・日時等を明示の上、管財・輸送班に要請する。

管財・輸送班は、要請に基づき確保し引渡す。

管財・輸送班は、災害の状況に応じてあらかじめ業者等に対し、車両の待機を要請する。

(c)緊急輸送の対象

緊急通行車両等により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次表のとおりである。

種別	内容
(1)第1段階	ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
	イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
	ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資等
	エ 医療機関へ搬送する負傷者等
	オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
(2)第2段階	ア 上記(1)の続行
	イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
	ウ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
(3)第3段階	エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
	ア 上記(2)の続行
	イ 災害復旧に必要な人員及び物資
	ウ 生活必需品

【資料編】第8 8-4 庁用車両一覧

b 自動車による輸送

(a)庁用車両の配車

市は、各部より緊急車両の配車を請求された場合、稼動可能な車両を把握するとともに、運用計画に基づき配車する。

(b)車両の調達

市は、第1次的には庁用車両を使用するが、庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予

想される場合、次のとおり車両を調達する。

- 乗 用 車 ⇒ 市職員の私有自動車及び市内のタクシー業者から借り上げる。
- バ ス ⇒ 市内を運行しているバス会社から調達する。
- 貨物自動車 ⇒ 県トラック協会行田支部をはじめ市内の貨物運送業者から調達する。

(c) 県への調達、斡旋の要請

市は、必要とする車両の調達が困難と判断された場合、県に対して調達、斡旋、又は人員及び物資の輸送を要請する。

(d) 燃料の確保

市は、緊急車両に必要な燃料を市内業者から調達する。

(e) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続等については、「(g) 緊急通行車両の確認手続」に定めるところによる。

(f) 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当する。

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- 消防、水防その他の応急措置に関するもの。
- 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- 施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

(g) 緊急通行車両の確認手続

市は、「【様式編】第3 3-1 緊急通行車両確認申請書」に必要事項を記入の上、行田警察署交通課又は災害対策のために設置した検問所に提出する。

【様式編】第3 3-1 緊急通行車両確認申請書

(h) 緊急通行車両確認標章及び証明書の交付

確認機関により申請に係る車両が緊急通行車両と確認された場合、災害対策基本法施行規則第6条に規定する緊急通行車両の「【様式編】第3 3-2 標章」及び「【様式編】第3 3-3 緊急通行車両確認証明書」(以下「標章等」という。)が交付される。

【様式編】第3 3-2 標章

【様式編】第3 3-3 緊急通行車両確認証明書

(i) 標章等の取扱い

標章等が交付された防災関係機関等は、次の事項を順守するものとする。

- 標章は、前部ダッシュボード等外部から見やすい位置に掲示すること。
- 緊急通行車両確認証明書は、当該車両の自動車検査証と一体的に保管し、警察官等から

指示を求められたときは、これを提示すること。

- 標章等を不正に使用しないこと。

(j)標章等の返還

標章等が交付された防災関係機関等は、次の事項に該当する場合、速やかに当該標章等の返還をするものとする。

- 緊急通行車両としての緊急業務が終了したとき。
- 緊急通行車両確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- 緊急通行車両が廃車になったとき。
- その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

c 食料の輸送

(a)備蓄食料の輸送

市は、学校が指定避難所となった場合、防災備蓄倉庫の備蓄食料を配分するが、公民館等学校以外の指定避難所が開設された場合、管財・輸送班が配備する車両により、備蓄食料を各指定避難所等へ輸送する。

(b)調達食料の輸送

市は、管財・輸送班が配備する車両により、市の物資集積場所である産業文化会館に集積された調達食料を各指定避難所等へ輸送するものとするが、車両が不足する場合には、応援協定に基づき、あるいは市内輸送業者から車両を借上げて輸送する。

イ 航空機による輸送

市長は、地上交通が途絶したとき、又は緊急要請を要するときで、ヘリコプターによる空中輸送が適当と判断した場合には、応援協定に基づき県に県防災ヘリコプターの派遣要請、あるいは自衛隊の災害派遣要請を要求し、空中輸送を実施する。

ウ 舟艇による輸送

市は、ボートによる輸送が効果的と判断した場合、市消防本部にボートの出場を要請し、緊急輸送を実施する。

第11節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

災害後の市民の生活再建を迅速に実施するため、生活環境の早期復旧を図る。

第2 予防・事前対策

1 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 取組方針

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

○市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

○市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

○市は、市民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図る。

2 応急住宅対策

(1) 取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談【営繕課】

市は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止の広報活動等を実施する。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を実施する等の運用体制の確立に努める。

イ 応急仮設住宅の事前計画【危機管理課】

(ア) 応急仮設住宅用地の選定

市は、応急仮設住宅用地として、水城公園、富士見公園、棚田中央公園、門井球場を選定している。

【応急仮設住宅用地候補地】

名称	所在地	所有者	敷地有効面積	現状	建設可能戸数
水城公園	水城公園 1249	行田市	4,214 m ²	公園	70 戸
富士見公園	富士見町 1 丁目 15 番地	行田市	7,161 m ²	野球場 テニスコート	119 戸
棚田中央公園	棚田町 1 丁目 2 番地	行田市	3,600 m ²	公園	60 戸
門井球場	門井町 2 丁目 23 番地	行田市	7,448 m ²	野球場	124 戸

被害の程度により当該用地では不足する場合、次の応急仮設住宅適地の基準に従い、市有地及び建設可能な民有地の中から応急仮設住宅建設用地を選定する。

なお、民有地の選定に当たっては、地権者等と協定を締結するなどの対策を講ずる。

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所

(イ) 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに算定する。

なお、被害想定結果では、住宅被害による避難者数が 3,098 名、応急仮設住宅の需要数が 1,106 棟と想定されている。

市は、確保した応急仮設住宅用地に建設可能な棟数を算出し、できる限り多くの用地確保に努める。

(ウ) 適地調査

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年 1 回、県に報告する。

(I) 応急仮設住宅の設置計画の策定

市は、次の事項を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

a 応急仮設住宅の入居基準

応急仮設住宅の入居者は、次の項目を全て満たす者とする。

- 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- 居住する住宅がない被災者
- 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

b 応急仮設住宅の入居者の選考方法

福祉課、営繕課、民生委員・児童委員等により、あらかじめ入居者の選考方法を定める。

c 要配慮者に対する配慮

市は、建物の構造及び仕様、入居時の優先入居など要配慮者に配慮するよう努める。

また、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況を考慮するとともに、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

d 応急仮設住宅の管理

市は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、公営住宅に準じて実施する。

(オ) 応急仮設住宅用資機材の確保

応急仮設住宅建設のための資機材を迅速に確保するため、市内建設業者等との連携体制を確立する。

3 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、市は、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(ア) 所有者明示に関する普及啓発【危機管理課、健康課、環境課】

市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置を取ることについて普及啓発を実施する。

所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発【危機管理課、健康課、環境課】

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所等において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。

このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

4 文教対策

(1) 取組方針

災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(2) 具体的な取組内容

ア 学校の災害対策

(7) 計画作成の指導【教育指導課】

市は、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を実施するよう、所管する学校を指導する。

(1) 応急教育計画等の策定

校長は、立地条件などを考慮した上、次のとおり計画等を策定するものとする。

a 応急教育計画

指導方法等の計画の策定及び学校の立地条件等を考慮した計画の作成

b 災害時の対応の検討

消防計画における学校の位置付けの確認及び学校の役割分担の明確化

c 避難訓練の実施等

児童・生徒等の避難訓練の実施及び市が実施する防災訓練への参加

d 避難計画の立案

○在校中、休日等の部活動等学校の管理下にある場合など多様な場面において発災した場合の緊急避難の指示計画を作成

○登下校時の発災を想定した通学路や通学経路の安全性等の把握と適切な避難計画の作成

e 連絡体制の確立

○教育委員会、行田警察署、市消防本部との連絡体制・協力体制の確立

○保護者との災害時の連絡方法、発災時刻を考慮した児童・生徒の引渡し計画の作成

○勤務時間外における教職員との連絡体制の確立

○防災措置の実施及び薬品類の保管場所（理科教室・実験室・保健室等）の転倒防止策

f 保健室の充実等

保健室の医療資材の充実と学校医や医療機関との連携体制の確立

g 校舎の利用計画

指定避難所として開放する部分とそれ以外の部分の区分け等避難所として使用される場合の校舎の利用計画の作成

h 安否確認の方法

教職員及び児童生徒等の安否確認方法の確立

5 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定【環境課】

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保【環境課】

市は、仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための市民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備し、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、市民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保【環境課、環境センター】

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設において処理を行う体制とし、市は彩北広域清掃組合と連携し、生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の収集・運搬・処理を被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ 広報連携による廃棄物処理【環境課、粗大ごみ処理場】

市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

6 被災中小企業支援

(1) 取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(2) 具体的な取組内容

ア 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備【商工観光課】

市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第3 応急対策

1 災害救助法の適用

(1) 取組方針

市は、一定規模以上の災害が発生した場合の救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の安定を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害救助法の適用手続

災害発生時には、正確に被害状況を調査・把握し、次に掲げる災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

災害救助法の適用に伴う報告先は、次のとおりである。

報告先	電話番号
県危機管理防災部災害対策課	048—830—8181

イ 災害救助法の適用

(ア) 災害救助法の適用基準

次のいずれかに該当する場合に、災害救助法が適用される。

○市町村の区域内（政令市については、市又は区の区域内）の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準1号）

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

○被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2に達したとき。（基準2号）

○被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。（基準3号）

○被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（基準3号）

- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。(基準4号)
- 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。(救助法第2条第2項)

(1) 被災世帯数の算定方法

項目	算定方法
住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼若しくは流失した世帯数) + 1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) + 1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①) 及び (②) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に住居することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

【資料編】第6 6-3 災害救助法による市町村適用基準表

ウ 応急救助の実施方法

(7) 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の実施は知事が実施するが、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

救助の種類における実施期間及び実施者は、次表のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産は、 分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支 部（ただし委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与	現在運用されていない	現在運用されていない
応急仮設住宅の給与	（建設型応急住宅） 20日以内に着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに借上げ、提供 ※給与 期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任したと きは市）
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（災対法に基づく国 の災害対策本部が設置された 場合は6ヶ月以内）に完了	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(イ) 災害救助の方法、程度、期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間等については、資料編のとおりである。

【資料編】第6 6-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【様式編】第5 5-1 救助の特例等申請様式

(ウ) 災害救助法適用に至らない災害への救助

災害救助法の適用に至らない非常災害が発生した場合には、行田市罹災救助条例及び行田市罹災救助条例施行規則に基づき、救助を必要とする者に対して、必要最小限度の範囲内において、応急的な救助を実施する。

2 被災者台帳の作成

(1) 取組方針

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災者台帳の記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。なお、災害対策基本法施行規則第8条の5に基づき、本部長が必要と認める事項等を必要に応じて追加し、記録するものとする。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）
 - ・電話番号その他の連絡先
 - ・世帯の構成
 - ・罹災証明書の交付の状況
 - ・台帳情報の提供先（台帳情報の第三者への提供することに被災者本人が同意している場合）
 - ・前記に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ・上記に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

イ 被災者情報の利用

市は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係自治体その他の者に対し、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ 台帳情報の利用及び提供

市は次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、自ら利用し、又は提供することができる。

なお、被災者の生活再建を迅速かつ円滑に支援するため、また、大規模災害時に市町村間で相互

応援することも想定し、住家の被害認定調査、罹災証明、被災者台帳の作成等の被災者支援業務を、県と共同してあらかじめ標準化する。

- 被災者本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を庁内で利用するとき。
- 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

【様式編】第4 4-8 被災者台帳関連様式例

工 被災者台帳を作成している旨の伝達又は公表

市は、被災者台帳を作成した際には、市が被災者台帳を作成していることを利用申請対象者が認識できるよう、被災者台帳を作成している旨及び台帳情報の事項等について、台帳情報を提供する可能性のある者等に伝達するか又は公表する。

3 罹災証明書の発行

(1) 取組方針

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる住家の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するものであり、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他の被害状況を調査し、書面を交付する（災対法第90条の2）。

(2) 具体的な取組内容

ア 罹災証明書の発行

(ア) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害により被害を受けた市内の住家で、市が調査し当該被害の程度を証明できるものを対象とし、以下の項目の証明を行う。なお、住家以外のものが罹災した場合においても、必要があるときは、市長が行う罹災証明で対応するものとする。

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

(イ) 罹災証明実施責任者

罹災証明は、市長が実施するものとする。ただし、火災による罹災証明は、消防長が実施する。

(ウ) 罹災証明の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる住家又は非住家の所有者等の申請に基づき、これらの者に発行する。

なお、発行事務は住家が罹災した場合には税務課が行い、非住家が罹災した場合には主に危機管理課が行うものとする。

(I) 証明手数料

罹災証明書について、証明手数料を徴収しない。

(イ) 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式は、様式編を参照。

【様式編】第4 4-9 罹災証明書

(ロ) 住家被害の判定基準

罹災証明書を発行するに当たっての住家被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、実施するものとする。

【住家の被害認定基準】

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失した者、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

イ 広報及び相談窓口の設置

広報広聴課は、罹災証明書に関する広報を実施するとともに、税務課は罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

4 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

被害状況を的確に把握し、被災地において発生するごみ、し尿及び災害廃棄物を迅速に収集、運搬及び処分して、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 処理体制の確保

市は、災害発生後直ちに廃棄物処理施設を緊急点検し、被害状況を確認するとともに、彩北広域清掃組合に連絡し、施設の被害状況を把握する。

イ がれき処理等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

(ア) 災害廃棄物の発生量の推計及び実行計画の作成

市は、速やかに被害状況調査を実施し、倒壊家屋等の災害廃棄物の発生量を推定する。
また、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、実行計画を作成する。

(イ) 処理体制の確保

災害廃棄物の処理は、原則として次の体制を確保して実施する。

a 住宅・建築物系（個人・中小企業）

災害廃棄物処理事業として市が解体・処理する。

b 大企業の事業所等

大企業が自己処理するものとする。

c 公共・公益施設

施設の管理者において処理するものとする。

d 処理の推進と調整

国、県、市及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

(ウ) 解体・撤去

倒壊建築物の解体・撤去に際しては、優先順位を設定し、基本的には解体現場においてできる限りの分別、リサイクルを行い、仮置場への搬入量を極力減らすよう努める。なお、この場合、次のような点に留意する。

- 倒壊建築物を解体せずに放置しておく危険な場合、人命救助に関わる場合、道路通行上支障を来す場合等については、分別の程度よりも解体の速度を最優先させる。
- 良質の金属や木材等については、仮置場に搬入せずに、現場からの業者引取によるリサイクルを心掛ける。
- 解体・撤去後の建築の計画のないものについては、解体の速度より分別の程度を優先させる。
- 半壊の建築物については、なるべく補修を勧め、廃棄物の量を減少する。

- 解体された災害廃棄物について、盗難、腐敗、火災などの二次災害を防止する。
- 有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適正な処置に努める。
- 家電製品等の粗大ごみと災害廃棄物をできる限り分別する。
- 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(I) 収集・運搬方法

市は、廃棄物処理業者、建設業者及び収集運搬業者等に協力を依頼し、収集・運搬作業を実施する。また、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

なお、この場合、次の事項に留意するよう運搬委託業者を指導するとともに、道路上の散乱物や他の緊急車両の影響を考慮し、あらかじめ仮置場までの運搬ルート地図、注意事項を記載したビラ等を用意して配布する。

- 運搬中に積荷が荷崩れを起こさないよう注意する。
- 分別された廃棄物が混合しないようにする。
- 災害廃棄物の見かけ比重等に注意し、過積載とならないようにする。
- 解体現場での積み込みの際、適度な散水を行い、粉塵の飛散防止に努める。
- 運搬中の粉塵の飛散や災害廃棄物の落下等がないよう荷台をシートで覆う。

(イ) 中間処理

災害廃棄物の処理を行う場合には、市が主体となって、廃棄物処理業者等への委託により実施する。処理に当たっては、コンクリート系廃棄物、木質系廃棄物、金属系廃棄物、プラスチック系廃棄物、燃えがら、ミンチ（混合物）等に選別し、各々焼却処理や最終処分場への搬入等により処分する。

(ロ) 最終処分

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量に対する処理方針を決定し、必要な残さ発生量の推計を実施する。

また、発生した災害廃棄物は、できる限りリサイクルし、最終処分量を減少させるものとする。災害廃棄物の最終処分については、市内での処分を前提とするが、量的に不可能な場合は、広域的な支援を得て処分を実施する。

ウ し尿処理

(ア) 収集処理方法

a 被害状況等の把握

地震発生後、速やかにし尿処理施設、下水道施設の被害状況を把握するとともに、災害対策本部から道路の被害状況、交通規制情報等を収集する。

b し尿排出量の把握

上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所を始め

被災地域におけるし尿の排出見込み量を推定し、仮設トイレの必要数を把握する。

c 収集方法

市は、し尿処理等許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかにし尿の収集、運搬を実施する。

なお、収集、運搬を要請する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図る。

d 処理方法

収集したし尿は処理施設で処分するものとするが、被災による処理能力の低下等により処理しきれない場合は、隣接市町村等に協力を要請し、市外の処理施設に搬送して処分する。

e 仮設トイレの調査、設置

市は、仮設トイレの必要量を調査し、速やかに防災備蓄倉庫に備蓄する仮設トイレを設置する。また、不足する場合は、「災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定」等に基づき、協定業者等から調達して指定避難所、被災地域等に設置を図る。設置に際しては、要配慮者及び女性へ配慮する。

なお、設置場所が民有地の場合は、原則として土地賃貸借契約を締結するものとするが、緊急の場合は、口頭をもって契約し、事後速やかに書類により契約を締結する。

また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

f 公共施設トイレの利用

断水及び下水道施設の被災により水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促す。

g 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、設置場所等について防災行政無線や広報車等により広報を行う。

また、水洗トイレを使用している世帯に対して、断水時には平時から汲み置きしてある風呂水等の水を使用するよう広報を行うとともに、下水道施設に被害が発生した場合には、復旧作業に支障を来すため、被害状況が判明するまでは使用を控えるよう広報を行う。

【資料編】第3 3-7 し尿処理等許可業者一覧

【資料編】第8 8-11 し尿処理施設

Ⅱ 生活ごみの処理

(7) 収集処理方法

a 被害状況等の把握

地震発生後、速やかに処理施設、収集要員等の被害状況を把握するとともに、市災害対策本部から道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルート等を確保する。

b ごみ排出量の把握

被災地域及び指定避難所から排出されるごみの見込み量を把握する。

c 仮設集積所の設置

道路交通の途絶・渋滞及び集積所破損等から通常の収集運搬ルート確保が困難な場合には、必要に応じて収集可能な場所に仮設集積所を設置する。

d 収集方法

市は、一般廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、通常の集積所のほか、指定避難所、仮設集積所のごみを速やかに収集、運搬する。なお、収集・運搬する際には、あらかじめ許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図る。

e 処理方法

収集したごみは処理施設で処理するものとするが、ライフラインの供給停止又は処理施設の被災により処理不能な場合は、隣接市町等に協力を要請し、市外の処理施設に搬送して処理する。

f 広報の実施

収集方法や集積所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により市民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、集積所の衛生管理については、地区衛生協力会に協力を依頼して実施する。

g 臨時積み置場の確保

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、公共用地等を臨時の積み置場として確保し、収集されたごみを受入れる。受入れたごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみに分別して一時保管し、順次、小針クリーンセンター及び粗大ごみ処理場に運搬し処理する。臨時積み置場を設置した場合には、衛生面の管理に留意する。

【資料編】第3 3-6 一般廃棄物（収集・運搬）許可業者一覧

(1) 処理施設

a ごみ処理場

市におけるごみ処理場は、資料編のとおりである。

【資料編】第8 8-12 ごみ処理場

b 最終処分場

市における最終処分場は、資料編のとおりである。

【資料編】第8 8-13 最終処分場

オ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

(7) 有害廃棄物の優先回収

冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念される。

そのため、市は、優先的に有害廃棄物・危険物を回収する。

なお、有害物質等の有無は、調査地図等を参考とする。

(イ) 有害廃棄物の引き渡し

市は、回収した有害廃棄物を、回収事業者に引き渡し、処理を実施する。

また、適正処理が困難な廃棄物は、回収事業者へ引き渡すよう広報を実施する。

(ウ) 作業員の労働環境安全対策

市は、災害廃棄物に有害廃棄物が含まれている可能性も考慮し、仮置場における作業員が適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

5 食品衛生監視

(1) 取組方針

被災地における食品衛生の維持を図ることにより、被災地の早期復興を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 食品衛生監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、食品衛生の監視指導、飲料水の簡易検査等を要請する。

イ 食品衛生監視の実施

市は、災害時の状況に応じ必要と認めるときは、救援物資集積場所等の救護食品の監視指導及び試験検査、並びに指定避難所の飲料水の簡易検査その他食品に起因する危害発生の防止策を実施する。

6 動物愛護

(1) 取組方針

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等の防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。

イ 指定避難所における動物の適正な飼養

- 市は、県及び防災関係機関の協力の下、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。なお、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることを検討する。
- 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理については、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる義務を負う。

ウ 情報の交換等

- 市は、県及び県が設置する動物救援本部等と連携して、次の情報を収集及び交換する。
- 各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況
 - 指定避難所から動物保護施設への動物の預入れ希望

7 応急住宅対策

(1) 取組方針

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

(ア) 被災建築物応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について応急危険度判定を実施し、余震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するとともに、被災した建築物の復旧等についての的確な指導を実施する。

a 応急危険度判定の実施

(a) 必要施設の把握

市は、各施設からの報告、被災状況、避難状況等を勘案して、応急危険度判定を必要とする建築物を把握する。

(b) 判定実施本部の設置

市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害が発生するおそれが

あると判断した時は、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

(c) 応急危険度判定の実施

市長は、応急危険度判定の実施順位を定めるとともに、応急危険度判定士を確保し判定計画を定め速やかに応急危険度判定を実施するものとする。判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施する。

なお、必要数の応急危険度判定士が確保できない場合は、県に支援を要請する。

b 応急措置

市は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

なお、二次災害防止のための応急措置を実施するに当たり、人員や資器材が不足する場合、県に支援要請を実施する。

(1) 被災宅地危険度判定

市は、被災宅地危険度判定を実施し、被災した宅地の被害状況を的確に把握することにより、二次災害の防止、市民の安全の確保を図るとともに、被災宅地の円滑な復旧を推進する。

a 被災宅地危険度判定の実施

(a) 判定対象となる土地の把握

市は、被災状況等を勘案して、被災宅地危険度判定を必要とする土地を把握する。

(b) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市長は、地震等により宅地が大規模かつ広範囲にわたって被災し、被災宅地危険度判定の実施が必要であると判断したときは、直ちに被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

(c) 判定士の派遣要請及び危険度判定の実施

市長は、県都市整備部に対し、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行い、速やかに判定計画を定め判定を実施する。判定は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会で定める実施マニュアルに基づき実施する。

b 市民への広報活動等

市は、市民に対し、防災行政無線放送や広報車の巡回等により、被災宅地危険度判定活動、被災宅地の危険性及び事故防止等に関する広報を実施する。

イ 被災住宅の応急修理

(7) 修理戸数の決定

市は、被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害により住宅が大規模半壊、半焼、半壊又は準半壊の被害を受け、自

己の資力では応急修理ができない者とする。

(ウ) 応急修理の基準

市は、居室、トイレ、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行う。

(I) 県への報告

市は、災害救助法が適用された場合、その結果を県へ報告する。

(オ) 資機材及び業者の確保

市は、被害住宅の応急修理について、市内の建築資材業者及び建設業者の協力を得て実施する。
資機材が不足する場合には、県に要請し、調達の協力を求める。

(カ) 災害救助法が適用された場合の費用等

市は、住宅の応急修理の費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求する。

ウ 応急住宅の供給

(ア) 公営住宅、公的宿泊施設等の斡旋等

災害により住家に被害を受け、自己の資力では住宅を得ることができない高齢者、身体障がい者等に対しては、優先的に既設市営住宅の空き室等の提供又は県営住宅、他市町村の公営住宅、公的宿泊施設を斡旋する。

a 収容対象者

市は、次の事項に該当する被災者を応急仮設住宅に収容する。

- 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- 居住する住宅がない被災者
- 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

(イ) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

a 実施責任者

- 市長は、応急仮設住宅の維持管理を実施する。
- 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は知事が行い、市は設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。
- 知事の職権の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が応急仮設住宅を設置する。

b 被災住宅の調査及び必要戸数の算定

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合には、被災者調査原票により被害調査を実施するとともに、応急仮設住宅の建設に必要な次の調査を実施することで、応急仮設住宅の必要戸数を算定する。

- 被害状況
- 被災地における市民の動向及び住宅に関する要望事項
- 応急仮設住宅建設実施上支障となる事項等
- その他応急仮設住宅建設実施上必要な事項

c 応急仮設住宅の設置場所

(a) 応急仮設住宅建設可能予定地の調査

市は、あらかじめ選定している応急仮設住宅建設可能用地の被災状況等を確認し、次の項目に基づいて用地の使用可否調査を実施する。

- 地盤被害、浸水及び建物被害の状況
- ライフライン施設の被災状況
- 道路・交通の被災状況
- 周辺の被災状況
- その他

(b) 応急仮設住宅建設可能用地の調達

市は、調査の結果、応急仮設住宅の建設予定地が不足する場合、他市町村に用地確保の要請を実施する。なお、上記でも用地が不足する場合、市内の土地所有者又は借地権者と、借地契約を締結し民有地を借用して用地を調達する。

d 応急仮設住宅の建設方法

市は、知事より建設を委任された場合、次により応急仮設住宅の建設工事を施工する。

- 「【様式編】第5 5-2 請書」に「【様式編】第5 5-3 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿」を添えて知事に提出する。
- 県の示す設計書を参考に、請負に付して建設する。
- 工事着工の際は、「【様式編】第5 5-4 災害救助法による応急仮設住宅の着工について」に工事請負契約書の写を添えて知事に提出する。
- 工事完了の際は、「【様式編】第5 5-5 災害救助法による応急仮設住宅の竣工について」を知事に提出し、検査を受ける。
- 県の竣工検査が終了したときは、「【様式編】第5 5-6 請求（概算・精算）書」2部を知事に提出する。ただし、知事が必要と認めるものは概算支払を行うことができる。
- 工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工する。

e 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設は、市内の建築資材業者及び建設業者の協力を得て実施する。

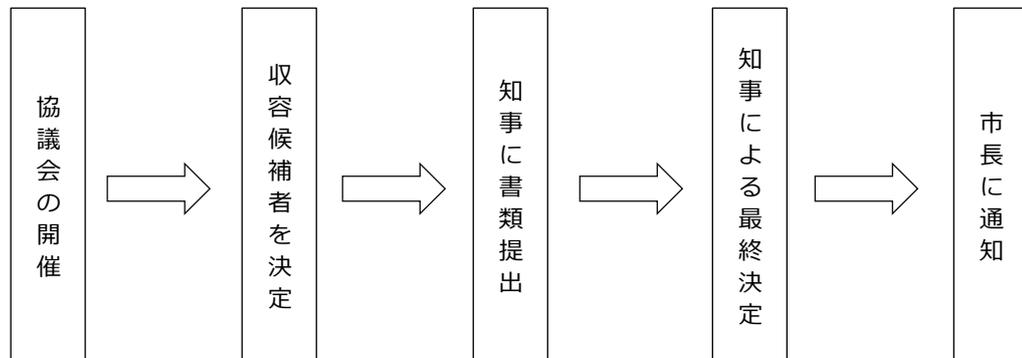
f 仮設住宅の維持管理

- 知事より委任された場合には、公営住宅に準じて維持管理する。
- 供与期間中に収容者が退去した場合は、その旨を県福祉部に報告しその指示を受ける。

g 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

【収容者の決定フロー】



【資料編】第6 6-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【様式編】第5 5-2 請書

【様式編】第5 5-3 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

【様式編】第5 5-4 災害救助法による応急仮設住宅の着工について

【様式編】第5 5-5 災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

【様式編】第5 5-6 請求（概算・精算）書

h 応急仮設住宅の入居者選定

市長は、市関係職員、市議会議員、自治会長、民生委員・児童委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて収容を要する者を決定し、知事に通知する。

なお、次の全てに該当する者から入居者を選定し、要配慮者を優先的に選定するよう努める。

また、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

- 住居が全壊又は流出した者
- 居住する住宅がない者
- 自らの資力では住宅を確保することができない者

※応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することも可能である。

i 入居者名簿の作成

市は、応急仮設住宅の入居者を把握するため名簿を作成するとともに、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

なお、当名簿は、福祉サービスの巡回相談等にも活用することで、要配慮者の生活を支援する。

j 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

工 住宅関係障害物除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合には、速やかにこれを除去し、被災者の生活の保護を図る。

なお、ここでの「住宅関係障害物」は、地震により家屋等が破壊されて発生するがれきとは異なることに注意する。

(7) 除去作業

市は、市保有の資機材を使用して除去作業を実施するものとするが、被災状況により労働力又は資機材が不足する場合には、行田県土整備事務所に要請し、近隣市町村からの派遣を要請する。

それでもなお、労働力又は資機材が不足する場合には、市内建設業等の協力を得て速やかに作業を実施する。

(1) 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

(7) 対象者の選定基準と除去戸数

市は、障害物の除去対象者を選定するとともに、障害物除去戸数については半壊及び床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

(1) 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

(7) 災害救助法が適用された場合の費用等

市は、住宅関係障害物除去の費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求する。

8 文教対策

(1) 取組方針

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、速やかに応急教育及び学用品等の給与等応急対策を実施し、教育の確保を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 応急教育

(7) 発災時の対応

校長は、発災時の対応として次の措置をとるものとする。

a 緊急避難等の措置

(a) 地震発生直後の措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠させ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難させるものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うものとする。

(b)応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送等の応急救護を行うものとする。

(c)余震情報等の把握

余震に関する情報その他周辺の被害の状況を把握するとともに、教育委員会と連絡をとり、教育委員会の指示等により児童・生徒を帰宅させるかどうか決定するものとする。

(d)下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、道路の状況、火災発生状況等を十分把握した上で、児童・生徒の安全確保に留意し、注意事項を十分徹底して集団下校させる。低学年の児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講ずるものとする。

(e)校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、教育委員会に児童・生徒数その他必要な事項を速やかに報告するものとする。

b 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに災害の規模並びに児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。

c 臨時休業等の措置

被害状況によっては、教育委員会と連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとるものとする。

d 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室、湯沸かし所等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場合には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施するものとする。

e 指定避難所開設等の協力

学校が指定避難所となる場合は、指定避難所の開設等に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立するものとする。

f 応急教育計画に基づく応急指導

作成した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を実施するものとする。

応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図るものとする。

(イ) 災害復旧時の対応

校長の措置	共通措置	教育委員会の措置
①教職員の把握及び校舎内外の整備 ②児童・生徒の安否、被災状況の確認 (教育委員会に報告) ③学校に収容可能な児童・生徒の保護。その際の指導及び重点事項は次のとおり ・心身の健康 ・安全教育 ・生活指導 ・心のケア ④教育の再開に当たり次の事項を確認 ・学校周辺、登下校途上の安全確認 ⑤教職員の担当を定め、地域ごとに疎開児童・生徒等の実情を把握し疎開先を訪問するなど③に準じた措置をとる。	①相互に連絡網を確立する。 ②長期にわたり指定避難所として使用され、学校が使用不能の場合は、他の公共施設を確保の上、教育の再開を図る。 ① 可能な限り早く平常授業に戻すよう努め、その時期等を保護者に連絡する。	①校長等からの校舎等の被害報告に基づく復旧計画を作成する。 ②被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達を行う。 ③教育活動の再開のため、学校間の調整を行う。

(ウ) 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実情、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

【資料編】第10 10-1 児童・生徒の行動

(I) 応急教育の準備

a 市における措置

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

b 校長における措置

教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するものとする。

被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期するものとする。

前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期するものとする。

応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにするものとする。

避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努めるものとする。

指定避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期するものとする。

校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻

すように努め、その時期については早急に保護者に連絡するものとする。

(イ) 応急教育の方法等

a 文教施設・設備の応急復旧対策

校長は、被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図るものとする。

b 応急教育実施の予定場所

校長は、教育施設の被害等により、通常の教育を実施することが不可能な場合、次のとおり教育施設を確保して早急な授業の再開に努め、できるかぎり休業となるのを避けるものとする。

状況	対応内容
① 校舎等の被害が軽微な場合	速やかに応急修理又は補強を行い、授業等を実施する。
② 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	使用可能な校舎において、安全を確保した上で授業等を実施する。 なお、一斉の授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公民館等公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。
③ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	近隣の学校の校舎、公民館等公共施設を利用し、授業等を実施する。
④ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合	他地域の校舎、公民館等公共施設等を利用し、授業等を実施する。
⑤ 校舎等が集団避難施設となる場合	校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について教育委員会と協議を行い、早期授業の再開を図る。
⑥ 利用できる施設の確保が困難な場合	応急に仮校舎を設置して授業等を実施する。

c 応急教育の方法

校長は、災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努めるものとする。

d 給食等の措置

- 学校給食センターの給食施設・設備が被災し、応急給食を必要とする場合には、炊出し等で対処する。
- 市及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急処理を行う。
- 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- 学校給食センターは、被災者用の炊出しにも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。
- 学校給食センターは、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう、衛生管理の徹底を図る。

e 教職員の確保

災害のため、教職員に欠員を生じ、学校内操作でも対応できない場合は、県教育委員会に連絡して、必要な教職員の確保に努めるものとする。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法

(7) 給与の対象

a 給与対象者

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）に対して実施する。

b 給与品目

被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物を給与する。

- 教科書(教材を含む。)
- 文房具
- 通学用品

(1) 給与の実施

学用品の給与は市長が行うが、学用品の調達が困難な場合、県に調達の要請を実施する。

a 教科書及び教材の給与

教科書については、要供給種目、数量を県教育委員会に報告し、これに基づき市長が県から送達を受け、被災児童・生徒に配布する。

なお、教科書及び教材が地域、学校によって異なる場合は、市長が校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分することもある。

b 文房具及び通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって給与する。

c 給与の時期

学用品は、災害発生の日から15日以内に給与する。

ウ 社会教育施設等の応急対策

教育委員会又は施設長は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。

(7) 被害状況の把握

a 開館中の措置

施設長は、開館中の場合においては、直ちに在館の施設利用者を避難誘導し安全を確保するとともに、保有する資料等を保護するなど被害の発生防止に努める。災害が発生した場合には、

災害の規模や施設利用者、施設職員、施設設備及び保有資料等の被害状況を速やかに把握し、消防機関等に通報するとともに、教育委員会に報告して指示を受ける。

b 閉館時の措置

閉館時の場合には、直ちに出勤し災害の状況を調査し、必要な職員を非常招集するとともに、教育委員会に報告して指示を受ける。

(1) 応急救護

教育委員会又は施設長は、負傷した施設利用者及び施設職員の応急手当を行い、その程度により医療機関へ搬送するとともに、必要に応じてその家族等に連絡する。

また、大規模な被害を受け、又は大量に負傷者が発生した場合は、施設長は直ちに被害の拡大を防止し、市及び関係機関に救援要請を行うとともに、速やかに救助活動を行う。

(2) 臨時休館等の措置

教育委員会又は施設長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、臨時休館等の措置を行い、速やかに関係機関及び関係者に連絡する。

(I) 一時避難者等への安全確保

施設長は、一時避難者等がいる場合には安全の確保を期するよう留意し、配慮する。

なお、総合体育館、商工センター等が、指定避難所として開設される場合には、当該施設長は開設の準備及び避難所の運営に協力する。

(a) 保有資料等の保全

施設長は、保有資料等の保全に努め、被害を受けた資料等も可能な限り保護する。

(b) 教育活動再開への取組

施設長は災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議の上、施設の再開も含めた教育活動を実施する。

教育活動の再開に際しては、施設長は災害の推移を把握し、教育委員会等と密接に連携の上、安全の確保に留意する。

工 文化財の応急措置

(ア) 被害防止対策

災害発生時における文化財の保護を図るため教育委員会、所有者及び管理者は、必要な計画を策定し実施する。

また、文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

(イ) 被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに市又は県教育委員会に報告する。

(ウ) 応急対策

- 文化財に災害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めるものとする。
- 国、県及び市指定文化財が被害を受けた場合、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従いその保存に努めるものとする。
- 市は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者及び管理者と協力して応急措置を講ずる。

第4 復旧対策

1 生活再建等の支援

(1) 取組方針

大規模災害時には、多くの人々が被災し、市民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。

そのため、市は、被災者の生活再建等の措置を行うため、各種生活支援制度に関する情報を収集し、印刷物を作成・配布し、制度の早急周知に努め、民生の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルを策定するなど、担当者が交代しても遺漏なく実施できる体制を整備する。

また、被災者の生活再建支援は、各種証明書の発行や届出等の行政手続を1箇所で行えるように総合相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 被災者の生活確保

(ア) 被災者に対する職業斡旋等

a 行田公共職業安定所の措置

行田公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、次の措置を実施するものとする。

- 臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- 災害救助法が適用された場合に、市長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

b 雇用保険の失業給付に関する措置

(a) 証明書による失業の認定

行田公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証

明書により事後に失業認定及び失業給付を実施するものとする。

(b) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

行田公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

c 行田労働基準監督署の措置

行田労働基準監督署は、災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするものとする。

(f) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、行田市税条例、行田市国民健康保険税条例や地方税法、国民年金法等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(g) 災害時における郵便事業等に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便局(株)行田郵便局は、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じて、次の措置を講ずるものとする。

a 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付するものとする。

なお、交付局は日本郵便局(株)が指定した支店及び郵便局とするものとする。

b 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施するものとする。

なお、取扱局は日本郵便局(株)が指定した郵便局とする。

c 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便局(株)が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

なお、引受局は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

d 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(I) 生活必需品等の安定供給の確保

生活必需品等の安定供給を確保するため、適正価格の指導、価格高騰対策等について、県が実施するものとする。

イ 被災者への融資等

(ア) 被災者個人への融資等

a 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を実施するものとする。

【資料編】第9 9-3 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

b 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を実施するものとする。

【資料編】第9 9-2 住宅の復興に係る融資等（災害復興住宅融資）

c 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について、行田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給及び貸付する。

【資料編】第9 9-3 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

(イ) 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、県が次の措置を実施するものとする。

【資料編】第9 9-1 企業等の再建支援に係る融資等

a 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金（公益財団法人埼玉県産業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

b 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図るものとする。

c 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請するものとする。

d 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握するものとする。

e 中小企業者に対する周知

市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図るものとする。

(ウ) 被災農林漁業関係者への融資等

被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県が次の措置を実施するものとする。

a 資金融資

b 農業災害補償

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図るものとする。

【資料編】第9 9-1 企業等の再建支援に係る融資等

(I) 義援金・義援物資等の受入れ、保管

市は、市民、事業所及び他市町村等から寄託された義援金品の受付、保管、配分について総合的な計画を定め、計画に基づき迅速、確実に被災者に配分する。

なお、必要に応じて、市独自の義援金の募集、配分を検討する。

a 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。

なお、一般から寄託あるいは県又は日赤から送付された義援金については、会計課で受け付け、義援物資については、福祉課が受け付ける。

b 義援物資の保管場所

(a) 義援金

市は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関への一時預託等により適切に保管する。

(b) 義援物資

市は、庁舎内の会議室等を一時保管場所として義援物資を保管するが、被災の状況等によっては、産業文化会館その他の公共施設を保管場所とする。

(イ) 義援金義援物資等の配分・輸送

a 義援金の配分

市は、義援金及び義援物資の配分について、被害状況確定後、市長の決定に基づき市配分委員会を組織し、被災地域や被災人員等の被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に支給する。

市は、被災者に対する配分に当たり、必要に応じて自治会、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て迅速かつ公平に支給する。

なお、義援金の支給状況については、県配分委員会に報告する。

b 義援物資の配分・輸送

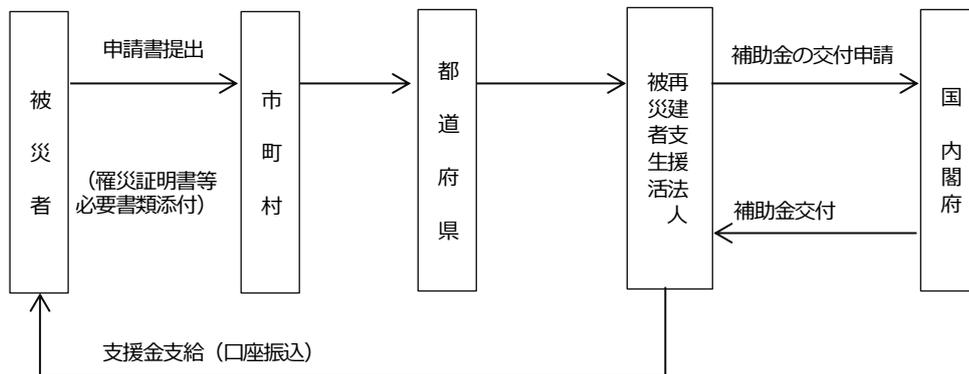
市は、被害状況確定後、市長の決定に基づき義援物資の配分委員会を組織し、被災地域や被災人員等の被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

被災者に対する配分に当り、必要に応じて自治会、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て迅速かつ公平に配分する。

ウ 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

【被災者生活再建支援金の支給手続】



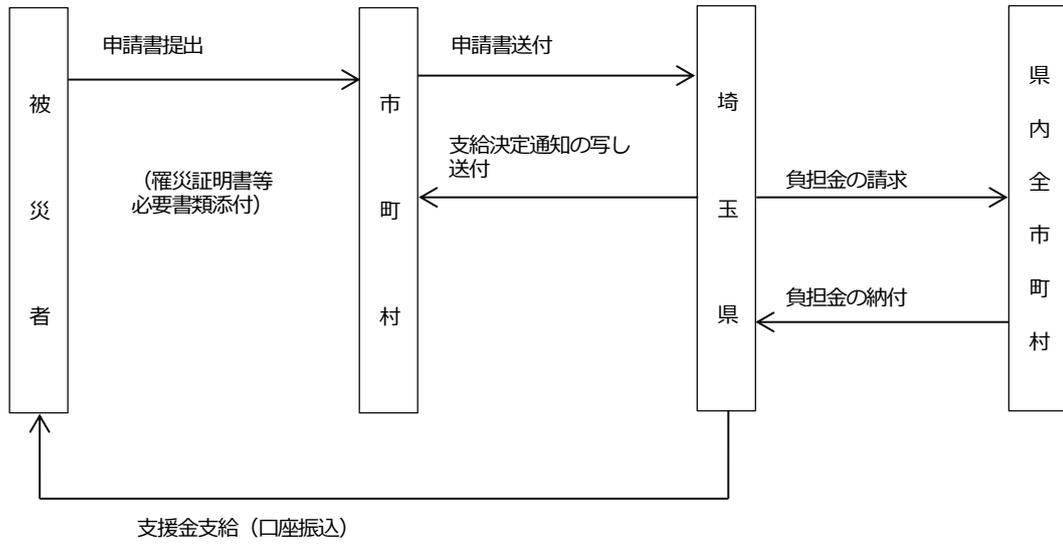
※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

【資料編】第9 9-4 被災者生活再建支援金の支給、埼玉県の支援制度

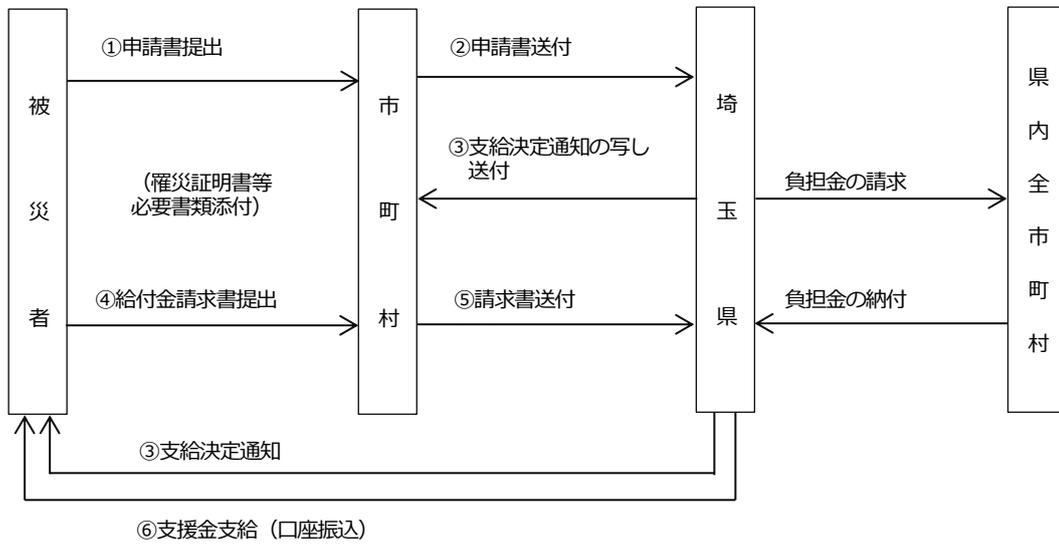
工 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合があるため、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援が実施される。

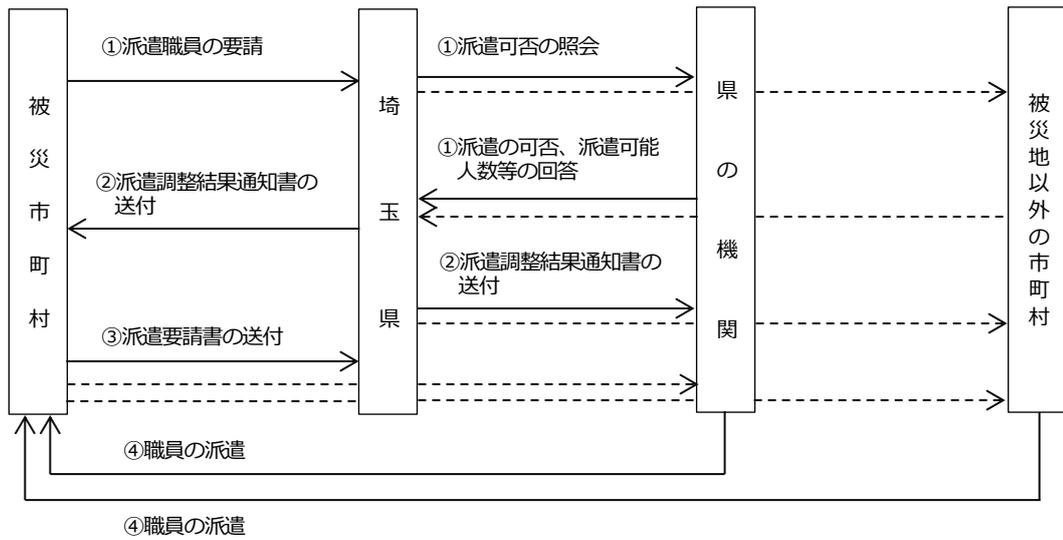
【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



【資料編】第9 9-4 被災者生活再建支援金の支給、埼玉県の支援制度

第3章 災害復興

第1 基本方針

市は、事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、復興事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進するとともに、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第2 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を実施するとともに、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第3 市復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする市災害復興対策本部を設置する。

第4 復興計画の策定

1 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。なお、国、県等の上位機関が震災復興方針を策定した場合は、これと即した内容とする。

災害復興方針を策定した場合、速やかにその内容を市民に公表する。

2 復興計画の策定

市は、国の復興基本方針等に基づき復興計画を策定する。

本計画に基づいた市街地開発事業、土地改良事業等を実施することで、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第5 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施する。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で実施する。

2 復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

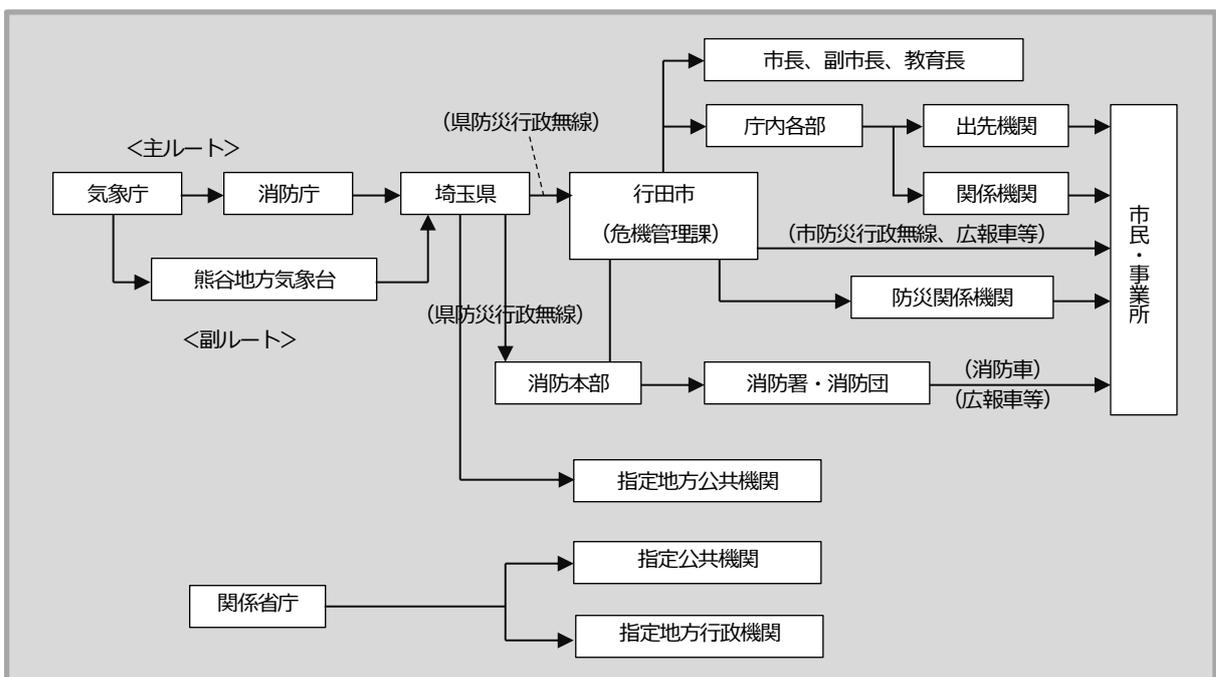
このため、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

第2 実施計画

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

気象庁又は県から南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報伝達系統図】



2 市民、企業への呼びかけ

市及び県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表状況	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間、注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間

(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等
- 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等

(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容

- 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、県、市及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第4-2章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

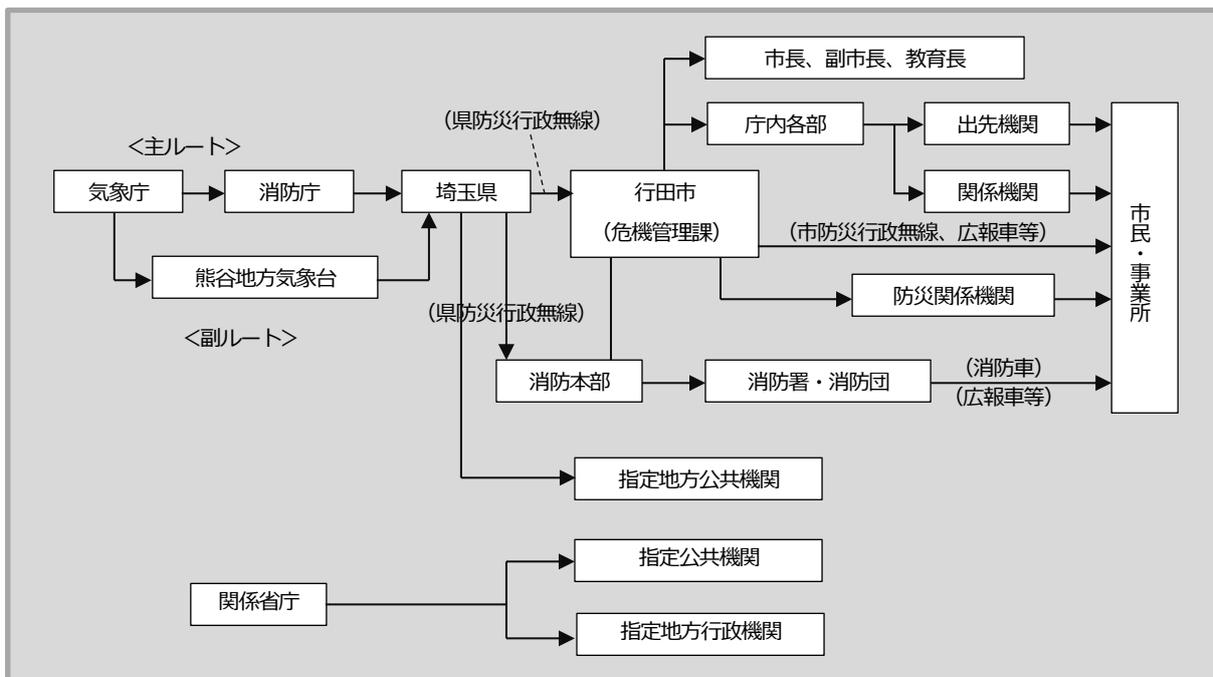
このため、市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2 実施計画

1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

気象庁又は県から北海道・三陸沖後発地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報伝達系統図】



2 市民、企業への呼びかけ

市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等

(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、県、市及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第5章 火山噴火降灰対策

富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）によると、埼玉県内では、県南で2～10cm程度、県全域で2cm程度の降灰が想定されており、市内においては、2cm程度の降灰が想定されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されているため、本対策では、これらの降灰に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

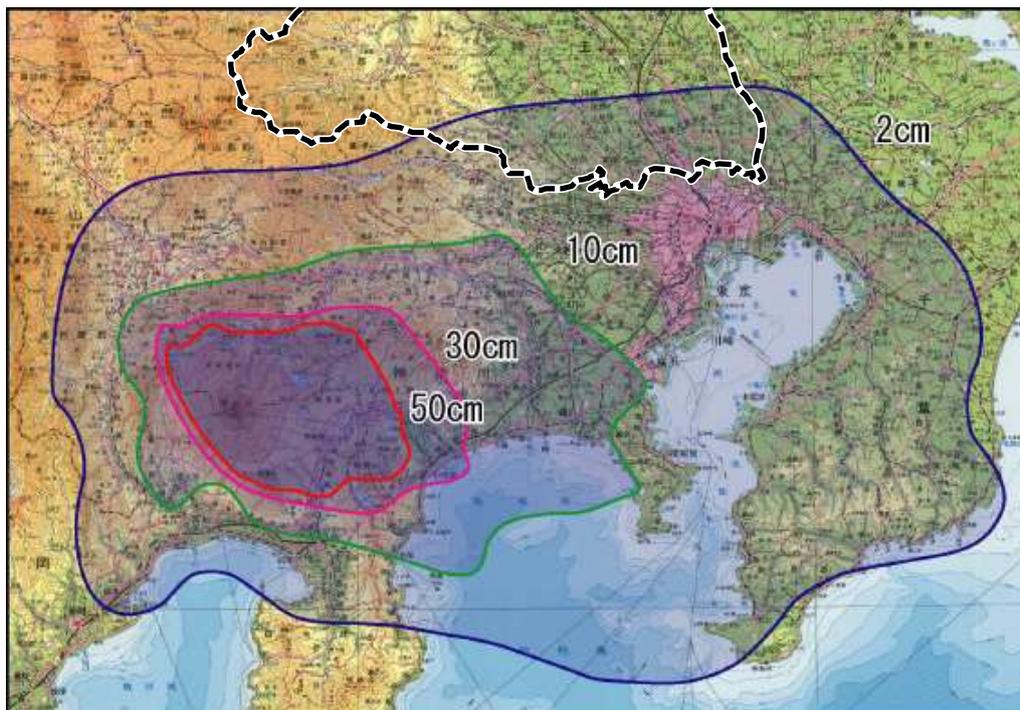
市は、富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限に軽減するための対策を講ずる。

第2 実施計画

1 富士山が噴火した場合

富士山による噴火活動が発生した場合、市内では2cm程度の降灰が予想されている。

【降灰堆積の範囲】



2 その他の近隣の火山が噴火した場合

浅間山、草津白根山などの近隣の火山が噴火した場合、市内では数cmの降灰堆積の可能性はある。

第3 予防・事前対策

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされた場合に市民が理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【資料編】第4 4-6 噴火警報・予報、降灰予報

2 事前対策の検討

(1) 取組方針

市は、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

(2) 具体的な取組内容

ア 市民の安全【危機管理課】

市は、降灰への備えについて、広報紙、ホームページ、SNS等を活用して市民に周知を図る。

イ 上水道施設への影響軽減対策【水道課、上下水道経営課】

市は、水道施設に降灰が混入しないよう処置に努める。

ウ 降灰処理

(ア) 一時的仮置場の選定【危機管理課】

市は、収集した降灰の一時的仮置場の用地選定、降灰の管理方法等について検討する。

(イ) 市道等の降灰除去【道路治水課】

市は、市管理道等における降灰除去作業に活用できる資器材を把握するとともに、優先的に作業を行う道路をあらかじめ選定する。

3 食料、水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

市は、富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じるため、発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 必要物品の備蓄【危機管理課】

市は、降灰除去活動実施者の健康被害を防止するため、ゴーグル、マスク等の備蓄に努める。

イ 家庭における備蓄

「本編 第2章 第1節 第2 1 ウ (ウ) 家庭における取組 (第2編-9ページ)」を準用する。

第4 応急対策

1 応急活動体制の確立

(1) 取組方針

市は、気象庁が発表する降灰予報から、市内における被害を勘案し、必要に応じて体制を配備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 降灰時における体制

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、降灰の収集・処分体制を確立するため、警戒体制を配備する。

2 情報の収集・伝達

(1) 取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(2) 具体的な取組内容

ア 降灰に関する情報の発信

市は、気象庁が降灰予報を発表した場合、又は市内に降灰が発生した場合、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を収集するとともに、市職員、消防団、市民等へ情報を提供する。

イ 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

なお、降灰調査の項目は次のとおりである。

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取

- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ

ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰時にとるべき行動について、次の事項を市民に周知する。

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。
※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

3 指定避難所の開設・運営

市は、降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため、指定避難所を開設・運営する。

「本編 第2章 第8節 避難対策（第2編-138～143ページ）」を準用する。

4 医療救護

「本編 第2章 第6節 医療救護等対策（第2編-117～118ページ）」を準用するとともに、次の事項を実施する。

ア 健康相談の対応

市は、降灰被害に関する相談に対応するため、窓口を開設し、予防指導や医療機関の紹介を実施する。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

「本編 第2章 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保（第2編-47～65ページ）」を準用する。

ア 上水道の対応

市は、水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水等により取水が困難な場合、市民に周知し、復旧作業を実施する。

なお、断水が長期化する可能性がある場合、応急給水の実施を検討する。

イ 電気施設の対応

東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社は、雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によるショートの影響で停電した場合、広報及び復旧作業を実施するものとする。

ウ 道路施設の対応

市及び道路管理者は、緊急輸送道路又は交通量が多い道路を優先として降灰を速やかに除去する。降灰により道路施設が被害を受けた場合、調査を実施の上、復旧活動を実施する。また、定期的に側溝の降灰除去を実施する。

エ 鉄道施設の対応

東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)は、線路、踏切等の鉄道施設の降灰を除去するとともに、鉄道施設に被害が生じた場合、調査を実施の上、復旧活動を実施するものとする。

6 農業者への支援

市は、農作物やビニールハウスに火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した降灰を速やかに除去するよう支援する。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は施設管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業所による対応を原則として実施するものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 降灰の収集

(ア) 降灰収集の周知

市は、各家庭にポリ袋（克灰袋）を配布するとともに、火山灰の回収方法を市民に周知する。収集した降灰は、あらかじめ選定した一時的仮置場に搬入する。

(イ) 市民等による降灰処理

市民等は、家屋周辺の火山灰を除去し、市が配布したポリ袋（克灰袋）又はレジ袋を二重にしたものに詰め、近隣の指定集積所に搬出するものとする。

(ロ) 施設管理者による降灰処理

施設管理者は、施設に堆積した降灰を除去し、施設の適正な運用に努めるものとする。

8 広域一時滞在

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。

他都道府県の住民受入れについては、「第5編 第1節 第4 4 広域避難の支援（第5編-6~7ページ）」を準用する。

9 物価の安定、物資の安定供給

(1) 取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理から発生する買い占めや事業所の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、市民や事業所に冷静な行動を求める。

(2) 具体的な取組内容

市は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業所による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を実施する。

第5 復旧対策

1 その他復旧対策

「第2編 第2章 第2節 第4 復旧対策（第2編-35～38ページ）」を準用する。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

市防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づいた市内における被害が最も大きい地震に限定した。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、算出された被害想定を超えた、最悪な事態が生じる可能性もあるため、最悪事態（シビアコンディション）を想定した。

第2 シビアコンディションへの対応

シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練等が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

市は、被害想定に基づく地震を対象とした防災対策を推進した上で、最悪の事態を想定した取組を防災関係機関や市民と共有する。

大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることで、市民の命を守ることが重要である。

そのため、次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

県や市町村、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

- 市は、木造住宅を対象に耐震改修工事を行う助成及び周知を引き続き実施することで、市内における家屋の耐震性向上を図る。
- 市は、県が実施している家具固定サポーター登録制度を周知することで、家具類の転倒防止を推進する。
- 市は、家庭、自主防災組織、事業所及び学校において、災害に備えた防災点検を実施するよう周知し防災力の向上を図る。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 市は、救出、救助、初期消火活動等実施者の安全を確保するため、退避のための一定基準を設定する。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百箇所「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、更に消火活動は遅れ、市民への被害が多くなります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 市は、初期消火を推進するため、自主防災組織による消火訓練の実施や家庭における初期消火の方法を周知する。
- 市は、火災が同時多発している地域を把握した場合、対象となる道路の啓開や交通規制を実施するため、警察、道路管理者等と連携して、通行可能な緊急交通路を確保する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、更に復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各指定避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

- 災害対応を行う防災拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 市は、防災拠点となる市庁舎、指定避難所等に非常用電源を確保する。また非常用電源の確保を実施するよう市内の医療機関に働きかける。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもあります。

これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 市は、緊急交通路への進入禁止、車両に鍵をつけたまま避難するなどの大規模地震発生時の交通ルールについて、普及啓発を推進する。
- 市は、管理道路のうち啓開活動における優先道路を選定し、道路上の障害物や放置車両の撤去の詳細な実施方法を検討する。

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、SNS など、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくこととなります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険かもしれません。

課題

- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 市は、市の SNS 等の登録を市民へ促し、情報発信体制を整備する。
- 市は、災害時において市内に関連するデマや流言を迅速に把握した上で、広報車、ホームページ、SNS 等を活用し、正しい情報を市民に周知する。

⑦超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資器材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

更に、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 市は、行田医師会等による医療救護班の体制を早期確立するため、自動参集基準を設定するとともに、定期的に訓練を実施する。
- 市は、医薬品や医療資器材等の調達手順を確認し、協定締結先との連絡が困難な場合においても災害現場に供給できるような環境整備を図る。
- 市は、各地域における地区防災計画の策定を推進することで、地域における救助・救急活動を含めた地域防災力の向上を図る。

⑧助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「指定避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

対策の方向性

- 市は、要配慮者の種別に応じた福祉避難所を指定するとともに、対象となる施設に食料や物資の備蓄を推進する。
- 市は、災害時において自主防災組織等と連携し、自宅に滞在している要配慮者に対して定期的な安否確認、物資・情報提供等を実施するため、見守り体制を整備する。

⑨食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下地震と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 市は、家族全員の食料や飲料水は3日以上備蓄するよう周知するとともに、新たな被害想定に基づいた公的備蓄を推進する。また、市内地域を分散するように各地域に店舗を所在する販売業者との流通備蓄の協定締結に努める。
- 市は、大規模災害に備え、食料や飲料水を輸送するための市庁舎、各指定避難所、備蓄倉庫等を繋ぐ経路を検討する。

⑩災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖の防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い事業所が倒産に追い込まれる。
- ・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

全ての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 市は、市内における一定規模の事業所等に対し事業継続計画の策定及び見直しの調査を定期的を実施し、必要に応じて業務継続計画策定に向けた指導を実施する。

